

## 第6回日野町議会定例会会議録

平成29年12月13日（第2日）

開会 9時05分

散会 17時21分

### 1. 出席議員（13名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	14番	杉浦和人
7番	齋藤光弘		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜（欠席）

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	藤澤直広	教育長	今宿綾子
総務政策主監	池内俊宏	教育次長	高橋正一
総務課長	西河均	企画振興課長	安田尚司
税務課長	増田昌一郎	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代	住民課参事	山田敏之
学校教育課参事	野瀬薫		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 山添昭男 総務課主査 角浩之

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 8 7 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 2 議第 8 8 号 日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 3 議第 8 0 号から議第 8 8 号まで（専決処分について（平成 2 9 年度日野町一般会計補正予算（第 4 号））ほか 8 件）および報第 9 号から報第 1 1 号（平成 2 6 年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正についてほか 2 件）について  
〔質 疑〕
- 〃 4 議第 8 0 号から議第 8 1 号まで（専決処分について（平成 2 9 年度日野町一般会計補正予算（第 4 号））ほか 1 件）について  
〔討論・採決〕
- 〃 5 議第 8 2 号から議第 8 8 号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか 6 件）について  
〔委員会付託〕
- 〃 6 一般質問
- 4 番 山田 人志君
- 3 番 奥平 英雄君
- 9 番 富田 幸君
- 2 番 後藤 勇樹君
- 1 1 番 東 正幸君

## 会議の概要

－開会 9時05分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。13番、對中議員におかれましては、体調不良のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第87号から、日程第2 議第88号まで、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

日程第1 議第87号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特別職の職員の給与等を改定するため提案するものでございます。

改定する内容は、日野町職員の給与に関する条例の例によることとなっている特別職の期末手当の額の算定について、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、平成29年12月支給の率を0.05月引き上げ1.75月、年間3.30月にするものでございます。また、平成30年4月1日からは、6月支給の率を1.575月に、12月支給の率を1.725月に改定するものでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2 議第88号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、町職員の給与を改定するため提案するものでございます。

改正する内容は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、平成29年4月からの給料表を平均0.2パーセント引き上げ改定するとともに、平成29年12月支給の勤勉手当の率を0.1月引き上げ、0.95月、年間1.80月とし、平成30年4月1日からは、6月および12月支給の勤勉手当の率をそれぞれ0.90月に改定するものでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議員全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは直ちに第2委員会室の方にお集まりをいただきたいと思います。

暫時休憩します。

－休憩 9時08分－

－再開 9時25分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第80号から議第88号まで（専決処分について（平成29年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか8件）を一括議題とし、質疑に入ります。また、報第9号から報第11号まで（平成26年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正についてほか2件）についても質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 皆さん、おはようございます。

それでは本日も質疑をスタート、始めさせていただきたいと思います。

まず、私からは1点だけでございます。議第80号ならびに81号の平成29年度日野町一般会計補正予算4号、5号についての質疑をさせていただきます。

今回の11月補正、12月補正におきまして、国庫補助道路橋梁災害復旧費ということで、東桜谷地区中之郷の前川橋と西川原橋の災害復旧について、国庫補助を想定した予算を計上されておられます。いずれの橋につきましても、地元の方々にとっては生活に密着した重要な橋でございますので、ぜひとも適切にご対応をお願いしたいと思います。査定の日時など詳細と進捗状況につきまして詳しくお教えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** おはようございます。

今ほど堀江議員の方から災害復旧のことについてご質問いただきました。

現在、災害復旧で予定している箇所につきましては、中之郷地先の前川橋、そして同じく中之郷地先の西川原橋の方でございます。こちらの方につきましては、2橋とも河川の河床が下がったことによる橋台、橋脚の補修ということになってございます。

現在、測量設計業務の方を専決処分でさせていただいている分で発注をさせていただきまして、今現在、測量設計の業務の途中でございます。12月20日には県の方に目論見書ということで災害の設計書をまとめた被害額の方を報告することになっ

ております。そして国の方の査定ではございますが、現在の予定を聞いている分には、来年1月17日の午後から2橋の査定に入るというふうに聞いております。その中で査定官の方が現地を確認され、復旧の方法であったり工事費の査定をされるということになっております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 今、お伝えいただいた予定ということで、そこでお伺いをしたいんですけども、今の予算の計上の方向性自体はあくまで想定段階であると思います。満額こちらが想定しているとおりにおればそれでいいんですけども、仮につかないという可能性ももちろんある、多少は絶対あるとは思いますが。つかなかった場合、どのような対応になるのか、お教えいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 災害査定を受けまして、災害の査定をされますので、それ以上のことは基本的には今までからさせてもらっていないところでございます。ただ、どうしてもできないこととかはまた現場を見ながらという判断になりますが、基本的には災害査定が最大ということになっております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 災害査定、国のそれに従ってということだとは思いますが、やはり必要最低限の金額、橋りょうを補修するにあたって必ず必要になってきます。確かに町の予算や県の予算とか、いろいろなことを考えて大変な部分はきっとあると思うんですけども、国のそれがつかへんから一切もう知りませんというのは、やはり地元や、この橋だけじゃなくていろいろなことに対しては本当に、住民の方にとっては非常に失望の対象になると思いますので、やはり仮につかなかった場合のことも、長期的に見て想定をするべきだと思います。

まず、満額つくようにいろいろな下準備をしていただきまして、ご対応をお願い申し上げます、私の質疑とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** おはようございます。

それでは、私からも質疑をさせていただきたいと思います。

今、同じ東桜谷地区の堀江議員の方からも出たところでございますけれども、私もこの議第81号の専決処分について、平成29年度日野町一般会計補正予算（第5号）と、それから議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）、これに絡むこの間の台風21号の復旧工事といったものについてお尋ねしたいのが1点と、もう一つ、報第9号、報第10号、報第11号にございます日野町の健全化判断比率の修正について、この点について幾つかお尋ねをしたいと思います。

今、望主課長の方から堀江議員の質疑に対してご答弁ございまして、東桜谷の中之郷地先にございます前川橋、それから西川原橋、これについて国の査定が1月17日の午後からということで、現在、測量設計中ということでお伺いしたわけでございますけれども、これに関連しまして、査定を受けた後、着工といいますか、こういったものが大体どういう予定になりそうなのかということをお尋ねしたいというのがございます。

それと、もし今も質疑にございましたように、国の方からしっかりとしたものについて、十分なものがつかなかった場合におきましても、当町には財政調整基金も10億円ほどございます。こういったものの中からやっぱりしっかりとやっていただかなければ、この台風21号、襲来する前にももう、既に要望が出ていたと思いますけれども、西川原橋の橋脚部分などはもう、かなり危うい状態に随分前からなっております。これに対する住民要望ももう、ずっと前から出続けていることでありまして、これも建設計画課さんの方にもずっと耳にも入っていることだと思います。

この辺について町からの財調の出動といったものもご検討いただくことができないかということが1点と、この同じ21号の台風によりまして鳥居平新田の圃場が3枚ほど非常に大きく崩落しておりまして、これを補修しようと思うと550万円から600万円あたりかかるのではないかとおぼれております。三日月知事の方も国に言っただいて、国からの激甚の農林の方で指定を受けられそうであるということでお伺いしているわけでございますけれども、これについても町の方でもしっかり対応していただいて、大体どのぐらいまで予算的に、激甚指定の分も合わせて見ていただければいいかということと、それから着工していただけるようになりまして、いつごろから、そして工期がどれぐらいかかるといふことについても同様にお尋ねしたいと思います。

それと、報第9号から11号についてですけれども、財政健全化判断指数につきまして幾つか修正がございました。具体的に申し上げますと、平成26年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正というのが、将来負担比率が49パーセントから修正後52.8パーセントに上がっております。また、27年度におきましては、将来負担比率が42.3パーセントから50.2パーセントに上がっております。この27年度におきましては実質公債費率におきましても4.8パーセントから5.1パーセントに上がっております。28年度におきましては、将来負担比率が59.1パーセントから62.8パーセントに上がっております。実質公債費率につきましては、4.6パーセントから4.4パーセントへと落ちたわけでございますけれども、健全化判断比率というのは3年ごとというのとは分かるわけですが、どうして後になってこのような修正がかかってくるのかという根本的なところが、ちょっと理解できませんので、ご説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 後藤議員の方から災害復旧のことについて2点ほどご質問いただきました。

前川橋、西川原橋につきましては、査定を1月17日に受けますので、そこで決定してからもう、予算を今回認めていただければすぐ執行できますので、それに対し執行させていただきたいと思っております。ただ、川のことですので、1月以降に発注させていただいてもなかなか工事が、出穂期にかかるまでにできるかということもございますので、そこはもう少し日程は詳細には決まっておりますが、川の工事ですと出穂期はできませんので、それなりにできるような工事であれば直ちにさせていただくということになっておりますし、当然繰り越しという形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど堀江議員の方もありましたとおり、復旧について査定を受けるわけですので、予防的なことについては査定ということでは、その工事の中には含まれておりませんので、2河川というか、前川橋も西川原橋につきましても、県の一級河川、前川と佐久良川になっておりますので、これにつきましては以前から、佐久良川の河床低下のことにつきましては、県の方には、行政懇談会での要望もありましたので伝えておりますので、その辺につきましても、河川の河床低下も大きな原因にもなっておりますので、そこについてはまた県と調整させていただきたいというふうに思っています。そこに対して県の方でしていただくべきものか、町でしなあかんべきものか、そこら辺を判断させていただいて、今後検討させていただくものと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** おはようございます。

後藤議員より、鳥居平の農地の災害復旧についてご質問いただきました。

まず、激甚災害という認定を受けたということで、今現在、予算要求させていただいておりますのは補助率は75パーセントでございます。ただ、補助率のかさ上げという措置がございまして、その算定の協議につきましては、議会が終わりました12月25日以降に県と協議させていただいた中で、かさ上げの算定になるということでございます。過去3年間の災害が、日野町で農地についてどれだけあったかというようなことと、受益者の数によってかさ上げ率が算定されるということですので、若干75パーセントよりは引き上げられるだろうというふうな、今現在はそういった見込みという段階でございます。

それから、工期と発注時期でございます。現在、農林の方につきましては11月30日に災害復旧事業の計画概要書を提出いたしまして、査定が12月25日の予定となっ

ております。この査定が終わりまして最終、設計に、朱書きで設計額が変えられまして、年明け発注になるわけでございますけれども、大体3カ月程度は工期としては必要であるというふうには見ているんですけれども、ちょうど農地ですので耕作に影響が出るということで、地元の方には耕作を1年お休みいただいたらちょうど天気のいい時期に工事は進められるということで、そういったお伺いを今、させていただいているところでございます。ちょっと3月を超えて、通常に発注をすれば4月に入ってしまうというところでございます。

工事は、予算に上げさせていただいたとおり750万円を今、上げさせていただいておりますけれども、若干その範囲内でおさまるといふような予定をしております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** おはようございます。

ただいま後藤議員の方から財政健全化判断比率の修正報告につきまして、なぜ過去にさかのぼってこのような修正報告が起り得るのかということでご質問いただきました。

まず、事務的な流れについてでございますが、財政健全化判断比率につきましては、その年度の決算が確定した後に算定事務に入ることとなります。そして、県の方には第1次の提出と、また第2次の提出というぐあいに2回に分かれて提出時期がございます。大体毎年8月の上旬ぐらいに第1次の提出時期がございまして、それで町で算定したやつを、県の審査というのかチェックを受けて提出をさせていただくという形になりまして、そして町の監査委員さんの審査の方を、またその後受けさせていただくという流れになっております。

ただ、第1次の提出につきましては速報値という形で、県の方に提出後も県の方で審査が継続して行われます。また、その中で県の指摘事項がございましたら、町の方でも確認をさせていただくという流れになっております。

その中で、今回につきましては、まず28年度の将来負担比率につきまして、若干ちょっと町の方のミス、算定誤りがございました。指摘を受けまして訂正の方をさせていただきました。そして監査委員さんに8月の末に修正の方の審査もしていただいた後に、ほかにも間違いはないのかという確認をせよということでご指示をいただきました。その後、確認もさせていただいた中で、28年度の実質公債費率につきましても若干誤りが出てきたということでございます。28年度の実質公債費率の算定に伴いまして、実質公債費率は単年度で計算いたしまして、その3カ年平均をとりますので、28年度の算定誤りと、そして27年度の算定誤りが発見できましたので、そして27年度も実質公債費率の算定誤りが出てきたという形になります。

ただ、将来負担比率につきましては、28年度の将来負担比率の訂正をしていく中で再度過去にもさかのぼって確認をさせていただきますと、同じような内容で算定

に使う数値等の記入の持っていくところの誤り等が発見されまして、26年度までさかのぼって訂正をさせていただいたということでございます。

本来であればきちんと算定を行いまして県の方の審査も受けて過去2年間提出しているわけですが、今回につきましてはそういう過去の分につきましてもさかのぼってもう1回点検した結果、算定誤りが県の方でも指摘を受けた部分がございますので、さかのぼって修正をさせていただいたということでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** まず、中之郷の前川橋と西川原橋の復旧の方についてですけども、予防についてまでは含まれていないということで、これは前にもお伺いしましたけれども、やはり人々の生活の道でございますので、ぜひしっかりとご対応いただきたいというふうに思います。

また、農林課さんの方からご答弁いただきました鳥居平新田の農地の復旧でございますけれども、農地は今、大変評価も下がっておりまして、1反当たりで10万円、20万円、そういったところ辺の農地もたくさんございます。こういったところを修復するのに何百万もかかるということになりますと、当然ですけども個人ではそのお金を、10万、20万の、10万ということはないかもしれませんが、そういった農地にかけるというのは非常に、普通に考えまして難しい問題であるというふうに思います。ですけども、放っておきましたらそのうちやっぱり荒地になってしましまして、草もぼうぼうになってしましまして、景観も損なうだけではなくて周囲の耕作地にも迷惑をかけるといったことになってまいりますので、ぜひ国の補助だけでなく町の方からもしっかりとしたご対応をいただき、復旧の方、尽くしていただきたいというふうに思います。

また、ちょっと1つ、ここについてお尋ねしたいんですけども、工事の方、通常4月ぐらいからかなということでございますけれども、こういったような工法が、幾つも方法は選択があると思うんですけども、修復に対してこういった工法を想定していらっしゃるのか、この辺をひとつお尋ねしたいなというふうに思います。

それと、今、総務課長の方からお話しいただきました日野町の健全化判断比率の修正についてでございますけれども、先日から修正があったということについては何度もお答えしていただいているといたしますか、ご報告いただいているわけでございますけれども、私の記憶違いかもしれませんが、町の方で算定誤りがあったからというのは今日、初めて私は聞いたように思うわけでございますけれども、今年になってから山本の農道で積算ミスがあって入札が何度も取りやめになったというようなこともあったりしまして、町でのそういったミスが指摘されているところがございますけれども、またこのように算定誤りがあったことによって修正がかかっ

た。修正がかかること自体も問題ですけれども、ご存じのように財政健全化判断比率というのは夕張の破綻以降、非常に厳しく地方自治体に対して問われているわけでございまして、財政健全化判断比率自体が国からの交付金などの算定基準であるとか、あるいはその条件にもかかわってくる問題でございます。こういったものに対して計算ミスがあったから、算定ミスがあったから、こういったのは非常に大きな問題ではないかと私は思うわけでございますけれども、この辺についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。今回の修正範囲内でしたら、大きく国からの条件とか算定に響く範囲ではないかもしれませんが、これがもし万が一、そういった判断の基準を超えるようなミスであった場合でしたら大変なことになると思いますので、この辺についてどういったお考えをお持ちになっらっしゃるのか、ちょっともう一度お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 後藤議員より、鳥居平の工区につきまして工法のお問い合わせでございまして、あそこの農地につきましては結構高いのりでございまして、湧水が出ているということで、今現在、ふとんかごを3段積みで農地ののり面復旧をしていこうというふうに考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 後藤議員から再質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。健全化判断比率の算定につきましては、県の指摘がございましたということで、前から申し上げておりました。算定に係る数字の取り扱いについては、若干町の考え方と県の考え方の相違があったということが第一の始まりでございまして、その後、中で調べていくうちに、算定誤りというのか、小さな、小さなと言ったらあれなんですけれども、転記ミスとか、ここの数字をこちらへ転記するという作業があるんですけれども、それを少し転記する場所を間違ったとか、そういうケアレスミスというのか、そういう感じのミスがそれと重なって今回の修正になったということで、そういうことも十分気をつけながら、この算定につきましては今後も行っていきたいと思いますので、ご理解の方、よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 農林課さんにつきましては、ぜひしっかりとご対応いただきまして、1年間耕作を休んでいただくことになるかもしれないことですので、耕作者の方につきましては、それも大変なストレスにもなってくるかと思っておりますので、十分フォローの方、していただけるようによろしくお願ひいたします。

今、財政健全化判断指数の修正について再度、総務課長の方からご答弁いただき

ましたけれども、もうお尋ねはいたしませんけれども、ミスが些細なミスか大きなミスかというよりも、お一人でやっていらっしゃるわけじゃなくて幾つものチェックをくぐった上で、こういった資料やデータというのはできてくるものだと思いますので、ミスの大きい小さいにかかわらず、ぜひしっかりご対応いただかなければ町の信用にもかかわってまいりますので、この辺もよろしくお願いいたしまして、私からの質疑とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私からは極めてシンプルなお尋ねなんですけど、今ほど後藤議員から健全化判断比率の修正に関する質疑がありまして、総務課長からご答弁ございました。今、ご答弁の中で修正の経緯についてはご説明があったんですが、どこを修正したのかという内容の説明が全くなかった。もっとさかのぼって言えば、もともと開会日の、例えば全員協議会のときにその説明がなくて、錯誤がありましたということだけでして、なぜその内容的な説明がないのかと私には理解できなかつたんです。ですから、私のお尋ねは、なぜもう既に公表されている、町の指数ですので、それを修正するというのは議会にも内容の説明があつてしかるべきだと思うんですが、なぜその内容の説明までされないのか、今日もされなかったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（西河 均君）** なぜ内容を説明されなかったのかというご質問でございます。内容につきましては非常に複雑というのか、いろいろな数字が使われておりますので、なかなか簡単に説明申し上げられないということと、そしてご理解いただけるかどうかということもございましたので、ちょっと省かせていただいたところでございますが、簡単に内容だけ説明の方、させていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

財政健全化判断比率の、今回は将来負担比率と、そして実質公債費率の修正をさせていただきますところでございます。まず、将来負担比率でございますが、将来負担比率につきましては26年、27年、28年、3カ年とも修正をさせていただいております。内容につきましては、将来負担比率の算定の中身につきましては、今後町が将来負担をしていかなければならない起債の残高とか、そして債務負担行為等の将来にわたって負担するものを拾ってきて、それを標準財政規模で割るというような操作をするわけでございます。

その中で、将来負担比率の中で盛り込む将来負担額というのがございますが、そこに地方債の現在高なり、そして、先ほど申しました債務負担行為の支出額、そし

て公営企業債等で繰り入れをして公債費の償還に使われると見込まれる繰り入れ見込み額なり、そして退職手当の負担金、負担見込み額というのの数字を合算して盛り込んでいきます。

その中で、全てに共通するのが、公営企業債等の繰り入れ見込み額につきまして、若干町の方の判断が間違っていたというところがありました。そして、また退職手当の負担見込み額というので、町の退職手当につきましては退職手当組合の方に負担をしておりますので、その負担額につきましてまだ退職手当組合に不足している部分がございますので、その不足している部分につきまして算入というのか、ここに計上するのを忘れていたというところもございましたので、その部分が若干増えまして、将来負担比率が上がったというところが共通したところがございます。

実質公債費率につきましても、これは単年度ごとに元利償還金の額とか、そして公営企業に繰り出した繰出金とか、それも地方債の返還に使われたと見込まれる地方債でございますが、その繰り入れ見込み額等、いろいろな一部事務組合の負担金とか、そしてこれも債務負担行為でございますが、これの単年度ごとのやつを全部合算いたしまして、これも標準財政規模で割り戻すというような作業をするわけでございますが、それにつきましても一般会計からの繰出金によります公営企業債の償還に充てられた額の記載につきまして誤りがあったということで、修正をさせていただいた結果、27年度につきましては若干ポイントが上がって、28年度につきましては、公債費の額の転記ミスによりまして額が逆に下がったというようなこともございます、28年度は数字が下がったということで、3カ年平均が若干下がるというような形になりました。

いずれにいたしましても、積み上げる中の数字につきまして、はじめに申し上げました県の方の考え方と町の方の根本的な考え方に若干違いがあったのと、そして細かい中での転記ミスなり、そして上げる数字の間違い等があった中で、数字が変わったものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** まず最初に、冒頭にご理解いただけるかどうか分からないとおっしゃっていただいたのは、聞きようによっては議会を甘く見ているのではないかとともとられかねないので、余分なご答弁ですので注意を促させていただきます。

その上で、今の説明である程度は理解できましたので、これ以上の再質問はいたしません、余りだらだらと長く説明をするじゃなしに、要領よくまとめるのも1つのセンスではありますが、逆にここは言っとかなあかんということ判断するのもセンスかと思っておりますので、どうかそういったセンスをもう少し磨いていただきますようお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 皆さん、おはようございます。

私からは、議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）から3点ほど聞きたいと思います。

民生費の公立保育所運営事業の1,551万6,000円ではありますが、臨時職員の賃金ほか落雷により被害を受けた公立保育園こぼと園舎の修繕に必要な経費等を増額補正いたしますということで、被害を受けられた規模はどの程度であったのか、被害を受けてどのような対応をされたのかをお聞きしたいと思います。

2つ目に、教育費の学校管理費、小学校管理運営事業の770万円の日野小学校既存給食室の改修等に必要な設計委託費のほか各小学校で特に改修が必要な箇所に要する修繕費等を増額補正しますということで、この内訳を少し聞きたいのと、各小学校の改修必要、修繕とありますが、何カ所あるのか、どのような現状なのかをお聞きしたいと思います。

3つ目に、歳入の町債のところで消防債、緊急防災減災事業債の費用を使って消防指令車の購入とありますが、この指令車に対するタイプというのか装備というのか、どのようなものを購入されるのか、それとまた購入される時期は、いつ購入されるのかをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** おはようございます。

ただいま谷議員の方から、議第84号、補正予算についてご質問をいただきました。

民生費の中で公立保育所運営事業の中で、需用費の255万7,000円の補正をさせていただいております。これにつきましてはご指摘のとおり修繕費でございます、この規模と内容ということでございます。これにつきましては、7月17日にこぼと園周辺に落雷があつて、それによってこぼと園の機器について被害を受けたものでございます。内容につきましては、自動火災報知器の火災受信機が1台、感知器3台の更新、また放送機器のチューナー、アンプ、電源制御ユニット各1台の更新、電灯器具のLED8カ所の更新、そして空調機器の室外機、室内機の基板の交換とリモコン機器の交換が各7カ所となっているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 谷議員の方から議第84号、補正予算の第6号の教育費について質疑をいただきました。

教育費の中の小学校管理運営事業の770万円の計上を今、させてもらっておりますが、その内訳ということでございます。まず、需用費の方で80万円上げさせても

らっております。これは修繕のものでございます。これにつきましては西大路小学校の体育館の屋根の雪止めの補修と、それから同じく西大路小学校のプールの漏水の補修を計上しているものでございます。

次、委託料の280万円でございます。これにつきましては、大きく2点ございまして、1つは日野小学校の平成31年度の新1年生の入学の見込み人数が、現時点での当該年齢の住基人口でいいますと114名ということで、現在3クラスですけれども4クラスの可能性が高いということで、4クラスになりますと普通教室が不足することになりますので、それに対応するために現在の給食室を改修して対応をしていきたいということを考えております。それを改修するための実施設計の委託料というのが1つと、もう1点は同じく日野小学校の中のトイレでございますけれども、和式がほとんどを占めておまして、建ってから改修をしていないという状況もございまして、トイレの改修をするための実施設計というものを委託料の方で計上させてもらっているところでございます。

それから、工事請負の方でございますが、これも修繕の部類に該当するものでございまして、大きく2つございまして、1つは日野小学校の学校の中の電話設備が老朽化しておりますので、電話交換機も含めて設備を更新したいというのが1点でございます。もう1点は、南比都佐小学校の給食室に設置しております給湯器、ボイラーがあるわけですが、これが老朽化しておりますので、これを修繕したいということで計上しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま谷議員の方から、消防指令車の更新につきましてご質問をいただきました。

消防指令車につきましては、今現在、トヨタのランドクルーザーというものを緊急車両の指令車という形で登録をさせていただいております。それにつきまして、平成4年に購入して25年が経過しております、今年度更新ということで考えているところでございます。車種につきましては、車種選定を考えた結果、今回につきましては乗用車タイプのSUVというんでしょうか、ジープタイプではございますが普通の乗用車のような感じの車にさせていただきたいなというふうに考えております。そして、装備につきましては既存の指令車についての防災無線の移設がございまして、それ以外には特殊装備という形で、新規ではパトライトという電光灯の装着と、電子サイレン、そして消防団のマークと、車体はご存じいただいておりますように消防色の赤色に全塗装するというような形の車を予定しております。

予定といたしましては、12月18日に指名競争入札によりまして業者を決めさせていただきまして、納車につきましては来年の3月30日までにとということで、納車予定という形で考えております。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 被害につきましては、すぐに対応ということで、特にエアコンなんか、夏の時期ですのもう一刻を争うということで、他の予算から流用対応させていただきまして、すぐに修繕をしたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 公立保育園のこぼと園でこのように、最近雷が鳴って落ちると、こういう機器類が傷みやすいというのか、コンピュータが入っているのもう動かなくなるとか、クーラーが傷んだら、クーラー設備がなかったら生活していけないというのか、今のような点でどのような対処をとられたのかなということをおつと聞いたかったのでということでした。学校管理はそれでよろしいでしょう。

今、車の方はランクルから今度はSUVタイプになるということで、またこれは四輪駆動車でもあるやろうし、また発電機等の積載はもうされないのかを、おつと確認だけさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 谷議員から再質問いただきました。

車につきましては、常時四輪駆動というんですか、AWDというんですか、を予定しております。そして、発電機につきましては、装着するかにつきましては、おつと今のところ未定でございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 前の指令車も載っていたと思うんですけども、今度購入されるなら小さい発電機を載せとかはった方がいいと思いますので。そのへんまた載せられるように要望して終わっておきます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 現在のランドクルーザーに載っている発電機につきましては、そのまま新しいものに積みかえる予定でございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 確認がとれましたので、以上です。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、質疑をさせていただきます。

議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）の、歳出の小学校管理運営事業についてお伺いたします。

今、谷議員からも質問がございましたので、重なっているところは割愛させていただきます。

日野小学校既存給食室の改修に必要な設計委託費のほか、各小学校での修繕改修

が必要な箇所の修繕費という説明がございました。子どもたちの心身の健全な発達を促し安全な学校給食を実施するため、現在、日野小学校給食棟工事が行われており、明年の3月には完了予定というふうに伺っております。この既存の改修概要は今お聞きいたしましたので、工期の予定をお伺いしたいと思います。

また、学校生活が安全に送れ、学習環境を整えていくことは不可欠というふうに思っております。今回の補正で各小学校の改修も行われるわけですが、現在、少子高齢化が進んでいるというふうに言われておる中であって、日野小学校は平成31年度には4クラスになるだろうという予測というお話もありましたが、町の小学校の児童数の現状と入学予定の児童数の予想といえますか、それはどのようになっているのかをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 中西議員の方から、議第84号、補正予算の第6号の教育費の小学校管理運営事業について質疑をいただきました。

まず、現在の給食室の改修の予定ということでございます。これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、平成31年度に4クラスの可能性があるということで、それはそれまでの子どもたちの異動ですとか、ほかの学校へモデル通学するとか、そういう状況によって変わる可能性は十分ありますけれども、今の住基人口からいうと可能性がある。そういうことに向けまして、普通教室を1つ確保する必要があるということを思っています。それで、今の、現在使っている給食室のところを特別教室にするなり、そういう改修を行った中で、子どもたちの普通教室として一番環境がいいと思われるところを普通教室に改修して、学校全体として普通教室を1つ増築できるスペースを確保したいなということで、考えているところでございまして、31年がそういうことが予想されますので、平成30年の間にそういう改修をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、ほかの小学校全体の入学人数ということについて、今ちょっと資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（野瀬 薫君）** おはようございます。

今、中西議員から地区別人数の方をお尋ねいただきました。

学校ごとのはちょっとここには、手元に持っていないんですけれども、ざっと見ていきますと、日野小学校区におきましては、先ほどもありましたように現在4歳児が109名というふうに突出と言ったらなんですが、大変多い数になっております。例えば0歳児ですと64名、1歳児ですと92名、2歳児は99名、3歳児74、5歳児76という数値がありまして、現在4歳児だけが100を超えているという形になっており

ます。

町内全体を見ましても、0歳児は140、1歳が177、2歳が188、3歳が171、4歳が194、5歳が159ということで、全体として4歳児の方が増えているというところで、今のところは4歳のところに注目して、教室の増設の方をお願いしたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 日野小学校はやはり増えるというような状況がまだあるわけですが、各小学校につきましても、大きな学校も児童数が少ない学校につきましても、同じような環境でまたしっかりと勉強ができる環境を整えていただきたいというふうに思いますので、またどうぞよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 私の方から2議案ほど質問したいと思いますが、先ほどから質疑が出ておりますので、重なる部分については割愛させていただきたいと思います。

1つ目は、議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、教育費、小学校管理運営事業についてでございます。これについては、先ほどご質問がありました日野小学校の既存の給食室についてでございますが、今回、改修されるというのは3クラスから4クラスに増えるということで、普通教室に変えられるということでお聞きさせていただきました。それについてでございますが、今現在の給食室のスペースというか大きさのところは普通教室のその辺で、現状ではちょっともう一つ、私は分かっていないんですけど、大きいのかなというんですけど、そこの部分はそれで1つクラスに改修できるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、報第9号、10号、11号に関する、決算に基づく日野町健全化判断比率の修正についてでございますが、これにつきましても先ほどご説明いただきましたので、内容については大体のところ分かったところでございます。これにつきましても、なぜこういう修正をしなくてはならなかったのかというところで、きちっと説明を事前にしていただきたいなど、先ほどもありましたけど、そういうふうな思いで今日聞かせていただこうと思っていたんですけど、大体説明いただきましたので、それはよろしいですけど、あと、こういった修正というのはあり得ることというふうには思うんですけど、県内のほかの市町のところでこのような比率の修正はなされたことがあったのかどうかというところで、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 齋藤議員から議第84号、補正予算（第6号）の教育費につ

いてご質問をいただきました。

小学校管理費の日野小学校の既存給食室の改修はどのような内容かというご質問でございます。先ほども言いましたように、31年に向けて普通教室を1つ確保する必要があるのはそういうことでございます。普通教室をどこに確保するかというのは、やはり入学してくる1年生の子どもたちにとって、今までの3クラスともう一つの新しいクラスが、環境が余り大きく変わるということは好ましいことではありませんので、現在思っているところでは、1年生の教室に一番近いところ、現在、特別支援の教室として使っている教室があるわけですが、それが一番普通教室の環境に近いところですので、そこを普通教室に使えるように改修をして、それから今の給食室のところを特別支援教室なり、その他のスペースのところにあるように改修をして、全体として普通教室を1つ増やしていきたいという思いで改修をしていきたいと思っております。そのための実施設計をさせてもらおうということでございます。またこれにつきましては、国の助成金の方も当然、対象の範囲には入るものですので、それがいただけるような要望をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 齋藤議員から健全化判断比率の修正の方向についてご質問いただきました。修正の方向につきましては、説明が十分でなかったということにつきまして十分反省をいたしております。今後、このような修正があってはならないことではございますが、こういうことも含めまして事前に議員の皆様方には十分な説明をまたさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、2つ目のこのような訂正が他の団体でもあったのかということですが、過去はちょっと聞いていないんですが、今年度につきましては、日野町含めて3団体、修正があったというふうに聞いております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 小学校の方での対応ということで、子どもさんが増えるということは日野町にとっても、少子化の中で人口を増やすということで進めていただく中でよいことかなというふうに思います。また給食室も今後、来年度から新しくなるというところでも、円滑な対応をしていただきたいなというふうに思います。

そして、健全化判断比率につきましては、今後こういったことのないようお願いしたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、私もいつものように質疑に参加をさせていただきまして、既にただされました点につきましては除きまして、何点かの質問を行わせて

いただきます。

毎度申し上げておりますが、答弁漏れのないよう、また納得できるよう、分かりやすい答弁を求めておきます。

まず、議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）に関しまして、何点かのお伺いをいたします。

第1点目は、予算説明書、事項別明細書10ページ、11ページ、歳入第21款町債、第1項町債、第8目消防債、第1節消防債に関連いたしまして、消防指令車の購入について、先ほど谷議員からも質問がございましたが、私は少し違う観点からお伺いをいたします。

平成29年度も早8カ月半が過ぎようとしており、残りは3カ月半となった今日、まだ消防指令車の購入がなされていないと、一体どういう理由からなのでしょう。私はいつも言っていますように、毎日日野町のホームページを見ているのですが、新着情報の12月8日入札情報、12月18日分に日野町消防団指令車の購入が載せられておりました。納入期限を見ますと、平成30年3月30日と年度末になっていました。なぜ、消防団の晴れの日でございます、今年度ですと来年の1月7日の消防出初式にお披露目ができるよう、この日までに購入しようとなされなかったのか、お尋ねいたしたいと思います。普通、消防車はみんな12月に購入し、このときが晴れの日となっておったところでございます。今回のこの購入というのは、年度末に事業消化をしていた昭和の時代のやり方と同じというように思います。

平成の時代もご存じのようにあと1年4カ月半で終わり、次の時代を迎えようとしている今日、いまだ昭和の時代のような仕事のやり方、これでは町の経済にも響いてまいります。定められた予算は着実に早いことやることによって、町内の経済が循環していくところではないのでしょうか。なぜ3月31日なのか、納得できる答弁を求めます。

第2点目は、予算説明書事項別明細書12ページ、13ページ、歳出第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、説明欄の議員人件費、職員手当は20万円ですが、事項別明細書30ページ、給与費明細書の期末手当年間支給額の比較は40万円でありました。この違いを尋ねようと前もって質問予告をしておきましたところ、本日、朝、訂正がなされました。残念ながらまたミスが出ました。現在の議員の中には、財政に詳しい議員がいることを忘れないでいただきたいなと思います。そして、チェック機能を高めていただきたいと。この点については総務政策主監にお伺いをいたします。また、なぜ補正予算（第6号）で議員人件費の補正をする必要があるのでしょうか。議員の数は変わっていません。なのにこうなるということに疑問を感じるところでございます。

第3点目は、予算説明書事項別明細書20ページ、21ページ、歳出第8款土木費、

第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、説明欄の除雪機械購入補助事業50万円について、当初は確か10万円であったかなと思っています。今回50万円と5倍の補正がされたところでございますが、どこの字にどのような除雪機器購入に対しての補助をなされるのか、お伺いをいたします。

第4点目は、予算説明書事項別明細書24ページ、25ページ、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、説明欄の教育長人件費、職員手当等は3万3,000円ですが、事項別明細書30ページ、給与費明細書の期末手当年間支給額の長等の比較は6万6,000円でありました。このことも第2点と同様のミスでありますので、この点については第2点目と同じ回答でいただきたいと思います。なぜここでも補正予算（第6号）で教育長は変わっておられないのに教育長の人件費の補正をする必要があるのか、この点をお伺いいたします。

第5点目は、予算説明書事項別明細書33ページ、給与費明細書ウ、行政職の給与別職員数の6級、主監課長等の11人から17人への急増の原因と、主任主査の51人から36人への急減の原因をお尋ねいたします。かつては8級制であったところがございますが、なかなかそのときには8級としたのはほとんどいなかった。私は課長でもその8級制のとき6級課長でございまして、坪倉さんと蒲生と2人だけ6級やなというふうに言われておったことがございます。こういう中で、急激に今、6級の主監課長が17人と、5級には課長がいないと、どうしてこうなったのかなと。そういう点が分からないのでお尋ねをいたします。

次に、本日追加提案されました議第88号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをいたします。今回の補正は人事院勧告に伴う給与の改定であり、月給を平均0.2パーセント、400円、若年層は1,000円程度を増額し、ボーナスを0.1カ月引き上げて年間4.4カ月とするものであります。広報ひの10月号に掲載された日野町人事行政の運営の状況の公表、この中の平成28年度の数値、1人当たりの給与費551万4,000円が、また一般行政職平均給与月額31万3,253円が、今回の改正によりどう変わるのか、また平成28年4月1日現在のラスパイレス指数98.7が平成29年4月1日現在ではどうなのか、また今回の改正によりどう変わるのかをお尋ねいたします。

以上、2議案、6点について明確な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま蒲生議員の方から、総務関係につきまして何点かご質問いただきました。回答の方をさせていただきたいと思います。

まず1番目、消防指令車の購入につきましてでございます。29年度の当初予算についていながら、なぜ今になったのかというところでございます。消防指令車につ

きましては、当初予算で予算措置をさせていただいております。ただ、現のランドクルーザーの消防指令車につきましては、車検が6月でございます。それで6月までに新車の更新というのはなかなか装備の関係なり、そして車種選定なりにつきましては4月からそれに取りかかっても難しいのかなという、困難であるのかなという思いの中で、頭から車検はランドクルーザーはやるということで、その後、次の車種選定に入って決めようかなというような思いもあったところでございます。そのようなことで6月に検査を受けまして、その後、車種の選定などに若干時間を要しました関係で、入札時期が今となったと。そして車の装備の関係、消防色の塗装等の関係で納期が年度末になってしまうというような形になってしまったところでございます。

あと、議第84号の日野町一般会計の補正予算につきまして、議員さんの手当、そして教育長の人件費につきまして、今回、朝に給与費明細書を修正させていただきました。大変申しわけございませんでした。今回の修正につきましては、若干こちらの手違いで予算書と給与費明細書が間違っていたということで、大変申しわけございませんでした。内容につきましては、議員さんにつきましては先ほども、今回提案させていただきました特別職の職員の給与条例に伴いまして、議員さんの方につきましても議員手当が変わってくるということで、議員手当の増加分0.05カ月分を今回、補正予算で20万円、期末手当の分を上げさせていただいたところでございます。また教育費の教育長人件費につきましても、今回、特別職の報酬の期末手当の改正に伴いまして、期末手当の上がる分3万3,000円を補正予算で今回、上げさせていただいております。

次に、給与費明細書の級別職員数の急増と急減のところでございます。6級と3級でございます。6級が11人から17人、そして3級につきましては51人が36人に減ったということで、この理由でございます。行政職の級別職員数でございますが、6級の11名から17名に増えた要因につきましては、28年度末の退職者3名に対しまして昇格で6名が5級から6級に上がっております。その分が6名増えまして、11名から17名になったということでございます。そして、3級でございますが、3級につきましては3級で退職した者が2名、3級から4級で主任任用で12名4級に行っております。そして3級の職員で派遣が1名出ております。そして特別会計1名という形で、そしてその他の要素で15名の減となっておりますところでございます。

あと、今回の提案させていただきました給与改定におきまして、今年の10月に発表させていただいております日野町人事行政の運営状況の公表の中の数値、1人当たりの給与費551万4,000円、そして一般行政職の平均給与月額31万3,253円、そしてラスパイレス指数98.7が今回の改正でどう変わるのかということでございます。

1点目の、平成28年度の人事運営・行政運営状況報告の中の1人当たりの給与費

551万4,000円でございますが、この報告している数値でございますが、平成28年度の一般会計、普通会計でございますが、給与費の決算額を平成28年4月1日現在の職員数192名で割った平均でございます。この数値に対応する数値は、平成29年度の決算額が確定した後に、平成29年4月1日の職員数で割ることで出る数値でございますが、仮に今年度の、今回上げております12月の補正後の現計予算の給与費でございますが、これが10億8,981万4,000円でございます。これを平成29年度4月1日の職員数198人で割りますと、550万4,000円となります。これを551万4,000円と比較しますと1万円減額という形になります。理由といたしましては、平成28年度退職者に比べまして平成29年度の新規採用者が多くなりまして、平均年齢が下がるという事で平均数値が下がるのかなというふうに考えております。

2点目の、同じく人事運営・行政運営状況報告の中の一般行政職の平均給与月額31万3,253円でございますが、これは平成28年4月1日現在における税務職、保育職、教諭などを除く一般行政職の112人の給料月額の平均額という形になるわけでございます。これは国の行う給与実態調査に基づいて他団体と比較できる数値ということで基準が定められておりますので、これを使用させていただいております。この金額につきましては、平成27年に行いました給与改定を反映した数値でありまして、平成28年度の給与改定についてはまだ反映されていない、1年古い形の数値となります。今回の改定が反映されるのは平成30年4月1日給与実態調査の時点となりますので、今回の31万3,253円と直接比較できる数値ではないのではございますが、今年度の給与改定後の額を見込んで試算をいたしますと、平均につきましては31万2,084円というふうに試算をされます。平均といたしましては1,200円程度、これも下がるのかなというふうに考えております。理由につきましては、先ほど申しました退職者に比べまして新規採用者が多くなって平均数値が下がったものと考えられます。

3点目のラスパイレス指数でございますが、98.7が今回の給与改定でどう変わるのかということでございます。この98.7というのは昨年の12月下旬に総務省から発表されたものでございます。今年も今月の下旬に総務省が発表する予定ではございますが、その数値につきましては今年度の給与改定分は含まれないものでございます。町のラスパイレス指数を出すものと比較対象となる国家公務員の改定後の数値というのは来年の調査時点にならないと出てきませんので、町の給与を改定したときのラスパイレス指数というのを今のところ出せないということになるので、よろしく願いいたします。参考程度ということになるんでございますが、今年度末に発表される29年4月1日現在のラスパイレス指数につきましては、98.5程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

それから、今回の給与改定の影響でございます。一般職の給与改定では平均で0.2

パーセントの増額改定を行うものでございますので、その給与の増額部分といたしまして見込んでおります134万1,000円を、引き上げ対象となります職員192名で割りますと、1人当たりの平均額は年間額で6,984円、1カ月当たりで582円の引き上げ額となります。なお、平成29年4月1日現在の一般職員は217人でございますが、平成27年の4月から給与制度の総合的な見直しによる給料表の引き下げがございました。それに伴って現給保障制度というのが3年間、29年度末までございますので、それが現25人該当しておりますことから、今回の給与改定により実際の引き上げ対象になるのは192人ということになる予定でございます。

次に、勤勉手当は0.1月分を増額改定するというところでございますので、その増額分と見込んでおります619万9,000円を対象職員の217人で割りますと、平均で勤勉手当につきましては2万8,567円の増額となります。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** おはようございます。ただいまの蒲生議員から、今回の給与費明細書の訂正につきまして質疑を頂戴いたしました。

議案に出させていただく資料につきましては、複数の目でチェックをしておったわけでございますけれども、今回、手違いがございまして、違う資料を印刷させていただいたというようなことで、このようなことになったところでございます。以後また気を引き締めながら、しっかりとチェックをさせてもらうということで、やっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 先ほどの答弁で1つ訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど級別職員数の中で、6級につきまして、退職3名につきまして昇格6名と申しましたが、昇格9名でプラス6名という形になります。申しわけございません。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 議第84号、補正予算（第6号）の中の土木費の道路維持費の除雪機購入補助事業ということでご質問いただきました。

こちらにつきましては、従来10万円の当初予算を見ておりまして、今回50万円の増額補正を予定しているものでございます。除雪機の補助金交付要綱につきましては、原則として今まではトラクターに取りつける除雪アタッチメントということで補助要綱を決めておったんですが、今回、今年の雪を踏まえながら、行政懇談会でも要望も出ておりましたので、その辺、いろいろなお話の中で、もう少し扱いやすい除雪機も補助要綱の中に入れようということをお話では思っております。イメージといたしましては、小型の耕運機程度のやつで、雪をかきながら飛ばしていくような小型の除雪機も補助対象の方に組み入れをしたいというふうに思っております。

ので、今回の補正予算をお認めいただければ、それで要綱の方も改正させていただくというふうに思っています。このことにつきましては、12月1日の区長発送の方で、補助金の要綱を変える予定がありますということを各自治会の区長さんの方に通知をさせていただきまして、除雪機、こういう制度ができましたら補助を受けて機械を購入されますかという希望調書を今現在とっておりますので、その中でどの自治会がされるのか、希望の数を把握しながら検討させていただきたいというふうに思っています。現在、予定しているのが60万円ですので、今度の補助要綱にさせていただきますと、3分の1の補助の対象であります但し限度額を15万円と定めておりますので、4地区に対して補助を今年の補正でさせていただくというふうに思っています。何分、今もう、1月からは大きな雪が降るかと思っておりますので、これからされることを見込んだ、今4カ所ということですので、もう少し様子を見ながら来年度の予算も見ながらということになってまいります。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、何点かの再問を行います。

第1点目の消防車の件につきましては、私の質問の答弁になっていないのかなと思います。今日まで、先ほども申し上げましたように、消防車は通例、12月までに購入し、消防出初式に広く町民にお披露目というふうになっておったところでございます。普通、1年間あって、車を買うっていろいろな整備をするのにそんなに、消防車ですら4月から始まって12月にはできています。普通の指令車に丸々1年かかる、こんなことはあり得ないということです。職務の怠慢としか言いようがないのかなというふうに思います。といっても、今さらどうすることもできませんので、今後このようなことのないように十分気をつけていただきたいなというふうに思うところでございます。

2点目と4点目につきましてでございます。またしてもミスが出たところでございます。このミスというのは、先ほどの池内総務政策主監の答弁、これもちょっと私も納得がいけないんですが、気をつければ簡単に分かる。こっちとこっちと見て、こう見りゃすぐ分かる。こんなことが、簡単なことが分からない。こんな簡単なことならみんな合議が回っている中でチェックがすぐにできることです。ほんまに皆さん、チェックも何もせんと、来たらぼんぼんとやって、こうとしか思えない。チェック機能が全く働いていないと思って仕方ないです。連動しているところはすぐ、決算統計やったらすぐ連動表でぱっぱと見たら分かる。予算でもそういうものをつくっておいて、ぱっぱとすれば済むだけのことで、なぜこんなことができないのかなと非常に残念でなりません。

また、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定と一緒に提案すべき職員と教育長の人件費の補正を条例よりも前に出しておられる。まだし

も条例が先あって、条例が認められてから予算が来るなら分かるんです。予算の方が先とはいかがなものかなと。普通あり得ないことですね。このようなことはあってはならないこととございます。この点については、議案提案者であります町長にお伺いをいたしたいなというふうに思います。

そして、5点目でございます。5点目については、最初の答弁はマイナス3プラス6やったらプラス3しかないなと、これは単純に幼稚園の子どもでも分かるような答弁であったので、何を言っておられるのかなと思ったんですが、一気に9名増えたということでプラス6、マイナス3プラス9でプラス6になると、これは訂正されましたので、これは分かるところでございますが、普通、一気に9名が同時に課長になるということはありませんと、9名が退職して9名がぱっとなるという、普通何年たったら5級から6級に行くという、定めになっておる、一気に9人というのは通常のことではないなというふうに思うので、なぜこういうふうになるのか、私には理解ができないのでお聞きをしたというところでございます。

3点目の除雪機のことについては、よく分かりました。1日も早いこと、もう今週雪が、明日でも雪が降るようなことを言うてやりますので、できるだけ早いこと住民のために頑張っていたきたいなと思います。

議第88号については、よく分かったところでございます。給料はもっと上がれば上がるほどいいと思いますが、今回はこれにしておきます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 特別職ならびに一般職の条例改定、人事院勧告に基づく条例改定については本日、提案をさせていただきました。そして、補正予算については先に12月1日に提案をさせていただいたと。条例も提案されていないのに補正予算を先にするのはいかがなものかという趣旨だということでございますが、重々、蒲生議員承知の中でお話しされているのではないかと思いますけれども、給与制度自体は大体、この国全体では8月に人事院勧告があり、県の人事院勧告は10月当初にあり、そしてそういうことを受けて国の方では大体、秋の臨時国会で給与法が可決をされると。大体10月ぐらいには給与法が可決されるということが想定されまして、そうした中で地方自治体においては12月議会において給与条例の扱いが議論をされ、そして年末に差額が支給されるというのがこの国における、私も労働組合をやっておりますけれども、春闘といいましょうか、公務員の賃金決定の流れであります。

そういう意味では、今回は少しイレギュラーであったのは、10月に総選挙が行われ、そしてその後、特別国会が召集をされたわけではありますが、本来特別国会の早い時期に人事院勧告など給与法の改定法案が可決をされれば、地方自治体において12月議会の当初に、11月中に給与の改定等について職員団体と議論をしながら12月に提案をさせていただくという日程にはまったわけではありますが、特別国会の日程

がああした日程になり、給与法の国会の可決が閉会直前ということになったことから、なかなか私どもとしては読みづらい状況があったということでありまして、この間、給与法が国の方で人事院勧告なみ、人事院勧告についての給与法が通らなかった場合については、先んじてこれを可決することのないようにという趣旨の国からの通知といたしまして、助言などもありまして、この間、人事院勧告の実施について年を越えて実施をしなければならないというようなことも起こったことがございます。そういう意味では、給与条例を提案するのは、町といたしましては国会の給与法の改定を見ながら提案させていただくということでございますが、それに伴う予算については、あらかじめそうした状況もご説明申し上げる中で措置をさせていただくことが円滑なのかなという判断のもとで、させていただいているということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 先ほどの級別職員数につきまして、ちょっと私も言葉足らずで申しわけございませんでした。6級が退職者3名に対しまして昇格9名でプラス6名と申しました。5級から6級に上がる場合につきましては、課長補佐級に昇任してから5年経過、そのうち参事、課長職を3年というふうに決められておりますので、その中で、課長なり参事級で変わらず5級から6級に格付したものがございますので、全員が課長になったということではございませんので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、再々問をいたします。

お二人の答弁、全く理解ができないところでございます。私、職員の給与は高いと思っておりません。低いと思っております。これはいつも言っておる、低いと思っている数少ない町民の1人かなというふうに思っております。もっと上げてよいのかなというふうに思っているところでございまして、改正に反対するというものでは絶対ないところでございます。条例より先に予算が、これはおかしいと。これは実質上、もし国の方で国会が通っていなかったら、今やった補正予算、これはできないことになります。普通は基本的には条例があって予算が決まり、定めがあって行政というものは全て、財政も何もかも行われるもので、条例がなくても勝手に予算して、町長の勝手に何でも支出ができるということに、今の先ほどの町長の答弁ならなくなってしまいます。これでは議会なんか、議決も、議会議員がチェックすることも、何も必要もないと。こんなもの、議会不要論と言われてもしいかなと思います。許しがたい行為ではないのかなと思います。

私は、当初に出してはどうやと、これは池内総務政策主監も知っておられます。議会運営委員会でも一緒に出したらどうやというふうに、一緒のセットのものであ

るというふうに常に思っていましたので、しかしながら国会が可決するまではだめやというふうに言っている。ほんで予算だけを先にする。こんなのはどう考えても、補正予算で先に見るといふ、これは私には納得ができないと思います。

そして、私が級別に一度に6人増えた、昇格というよりも、それよりも普通同じ年代に、さっきの質問は、同じ年に昇格したら、急に1段、これが一緒にぽっと上がるなら分かる。一遍に9人が昇格するということは、課長職、管理職になるということはある得ない。だから分からないと言っている。答弁になっていない。再々質問にします。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩します。

—休憩 11時01分—

—再開 11時02分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開します。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 蒲生議員の条例よりも先に補正予算を出すのはいかかなものかというご指摘については、一般論としての的を射たといひましようか、当然おっしゃるお話だと思います。ただ、12月1日冒頭に、確かに給与条例も一緒に出したらいいやないかと、もう閣議決定しているやないかという温かい言葉をいただいたのも報告は受けております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、昨年度でしたか一昨年度でしたか、国の方で給与法が通らずにどうするのかということで、日野町は確か議会のご理解を得て、2月にそのための臨時議会を開催して職員の給与改定といひましようか、2月末にはできるようにさせていただいた。しかし、よそのところでは、そんなもの3月議会でやろうよということで、結局3月議会が終わり3月末に支給されたということがありますが、職員の給与というのは4月にさかのぼって支給等することが人事院勧告で規定されておりますので、通例年末差額支給という言葉がありましたので、私としては当然年末差額支給、しかし国が通っていない中でそれをやることはだめよという総務省等の助言があることから、年末差額支給はできなかったと。したがって、3月よりも2月ということで、これは議会のご理解も得て実施をさせていただいたということでありまして、8月に勧告がある人事院勧告の趣旨に沿って基本的には実施をするということを旨としつつ、国の事情によっておくれたりすることについても対応しなければならないものというふうに思っております。

ただ、予算を見させていただいて、あくまでこれは見積もりでございまして、条例が通らない限り執行を勝手に私ができるというものではございませんが、出し方のあり方については、今いただいたご意見を踏まえて、例えば今回ですと、12月1日に条例案を先に出させてもらうということで行くのか、さらにはこの人勧分に

については今日条例提案をさせていただいたので、今日補正予算を出すということもありかというふうに思いますが、同じ人件費の補正でございますので、先を見越しで出させていただいた、そして条例が通らなければ、例えば国が開会中に可決しなかったというようなことがあれば、当然これは執行しても本来いいんですけれども、これまでの国の状況も踏まえというところからすると、なかなか単独で実施するのは難しいということになって、大変悩ましい限りでございますが、今日のご意見もお聞きしながら、どういう手順で提案させていただくのがいいのかということは、また内部でも検討したいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 言葉足らずで申しわけございません。6級におきましても、課長、参事級もおりますので、5級で参事級で期間が経過して、参事級のまま6級に昇任した者もおりますので、参事と課長も混じっているということでご理解いただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 残念ながら今も理解できないんですが、もう質問できませんので、私は総務委員ではありませんので、この条例にかかわることもできないので何なんですが、最後に要望だけしておきます。

後藤議員も先ほど指摘されましたが、このところミスがたびたび目立っております。もう少し丁寧にしっかりと仕事をしていただきたいなと思うところがございます。きちっとすればできる人間やと思えますので、何か手抜きをしているように最近思えてならないので、きちっと仕事をしていただきたいなと思えます。

今回の質疑はこれで閉じます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 私からは、議第84号、日野町一般会計補正予算（第6号）でございます。

この概要書には書かれている主なやつは、国庫補助を受けるような大きな災害を受けた箇所とかいうふうなのが載っておるんですが、実は隣接する集落から災害の箇所を見てほしいということで、現地を見てきまして、これを歳出の主な内容の中で町単独土地改良事業あるいは町単独林道作業道整備事業、そして土木工事等補助事業、このどれで対応していただけるのかをお伺いしたいと思って質問をいたします。

その中で、一級河川砂川の護岸が崩落した。これはもう明らかに非常に古い護岸でございますので、これは崩落しても当然やなというような箇所が1カ所。そして、2つの橋の下流側で橋の付け根の底があらわれて、ブロック等が、土のう等が流さ

れているということで、細かくいえば砂川においても3カ所ありました。この砂川におきましては、災害復旧だと思いますが、何カ所を計上されているのかをお伺いしたいと思います。

農地あるいは農道利用ですか、この辺の土砂、陥没とかいろいろなものについては確か5件から6件ほどあったと思いますので、これを役場にも見ていただいたと聞いておりますので、その辺の事業の種別を教えてくださいたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 災害復旧事業というか災害被災箇所の復旧方法ということでございます。

砂川とおっしゃいましたので、下駒月の砂川地先かなと思うんですが、こちらにつきましては河川は県の方で管理をしていただいていますので、県の方で復旧をされるということになっております。お聞きしている分には、国の災害査定を受けずに通常の河川の維持管理の中で補修をされるというふうに聞いております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 町内で約49カ所ほど農地の災害があるということで報告を受けております。その中で、また要綱を定めて補助等をさせていただくことになっておりますが、10万円を超える復旧にあたり対象とさせていただくということで、恐らくその集落で見積もりをとっていただいて施工されるわけでございますけれども、10万円を超える超えないで判断をさせていただくこととなりますが、大体見込みとして補助金で予算を上げさせていただいておりますように650万円、大体工事費でありますと870万円程度で、75パーセントの補助ということで見込んでいるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 結局、今の集落が農林の復旧というんですか、災害を補修するのは地域が計上というのか上げてこないから、今のところ数は分からんということですか。そして、先ほどの砂川の河川につきましては、望主課長の今の現在のところでは、私、先ほど小さなことも含めて3カ所あると言いましたが、これが幾つ補修してくれるかも、ちょっと今は分からんということですか。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 再質問いただきました。町単独の土地改良事業でいきますと、農地が対象となりますので、各集落から報告いただいているのは今49カ所ございますけれども、議会が終了いたしましたら補助要綱を同日付で定めまして、集落さんの方へご連絡させていただくんですけれども、そこでは要綱の方では工事費として10万円を超えるものを対象とさせていただくことと予定をしております。です

から、集落さんで10万円未満ですと、その49カ所、報告はございますけれども、実際はそこまでは行かないというふうに見込んでいるところでございます。

国の災害が40万円以上のものが対象になりまして、10万円から40万円までの間がおおむね870万円程度の工事費があるということで、今の補助金の650万円の予算要求をさせていただいたというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 21号関係の砂川のことにつきましては、既に下駒月の方で右岸の欠損3カ所ということで報告の方はしておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** まず、砂川につきましては我々の集落と比べましても下駒月、かなり裏込めの入っていないようなブロックが積んであるというふうな、地元の方も言うておられました。大変古いやつです。だからこの部分だけで災害をかけるというか、その部分だけの補修をしていただけたらと思うんですが、これは毎年これぐらいの雨が降ったら起こり得る被害かなというふうに思っていますので、順次直してもらわなしようがないのかなというふうに思います。よろしく願いを申し上げておきます。

それと、今の町単独土地改良事業ですが、圃場がやはり崩落しているところもございました。何かと地元、大変だと思います。町としてもできる限りの支援をしてやっていただきたいということをお願いしておきまして、終わりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

10番、高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは、議第84号、日野町一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねをいたします。

まず、墓地環境整備事業の225万円についてですが、これは台風21号で被災をした墓地の復旧をするためというふうにお聞きをいたしておるわけでございますが、平成27年度も同じような形で、大窪地先でございましたが墓地の災害が生じまして、同じような復旧工事をしたというような形が記憶でございますが、それに関連してお尋ねいたしたいと思います。

まずお聞きしたいのが、非常に歴史的に難しい問題があると思うんですが、墓地の土地所有者として登記されている部分ですが、どんな状況になっているのかお聞きいたしたいと思います。

それから、それに伴いまして日野町の土地所有者になっている部分、これが利用者との間にどういう関係にあるのかどうかということですね。この辺の、契約等を締結されているのならばそういうことがあるという形を聞きたいというように思います。

それから、3つ目ですが、墓地全体につきまして、恐らくこれは土地使用者が1つの団体だけじゃないでしょうから、次にこういった台風の同じような被害が生じたときにおいて、どの墓地でもこういった形の災害復旧の対象になるのかどうか、どうお考えされているのかお聞きしたいと思います。

それから、教育振興費でございますが、中学校クラブ活動育成事業39万5,000円という形がついておりますが、この39万5,000円を使用するクラブの内容と、39万5,000円の根拠は何であるか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 10番、高橋 渉君の質問に対する当局答弁を求めます。住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** 高橋議員の方から、議第84号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）の墓地環境整備事業補助金に関連いたしまして、墓地の管理のあり方全体につきまして3点ほどお伺いをいただきましたので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、墓地の土地の所有者の状況ということでございますけれども、墓地の分類といたしましては、それを維持管理し運営する経営主体によって都道府県やあるいは市町村が管理する公営墓地、また寺院が管理をいただいております寺院墓地、また墓地埋葬法等に関する法律が制定される以前から集落内の住民の方々々が共有されていた村落墓地、村中墓地と言われておりますいわゆる村落墓地などがございますが、村落墓地につきましては細かな資料は手元には今、持ち合わせておりませんけれども、登記簿上は日野町名義であるというふうに思っております。

また、日野町の墓地の場合、土地所有者との関係ということでございますけれども、これまでの補助金要綱では集落がほとんど管理をさせていただいているというふうに認識をしておりますけれども、日野町の墓地台帳に登録されているという位置づけをもって、災害時にはその都度の状況を見ながら支援をさせていただくということで、補助金の交付要綱を設けさせていただいて、補助金を交付させていただいているというものでございます。

今後において、台風があった場合にも同じように補助をするのかということでございますけれども、墓地、埋葬等に関する法律では、墓地等の経営とは墓地を設置し、そしてまた管理運営をするということをいっておりますので、墓地の永続管理の必要性と健全な経営を確保するために、営利を追求しない公益事業として運営されるべきものであるというふうに思っております。

日野町の墓地等経営許可事務取扱要綱の4条には、経営主体は原則地方公共団体とし、これによりがたい場合であっても公益法人または宗教法人に限るとされており、墓地の経営はその区域内の土地所有者が行うということになってございますので、地元集落自治会で管理をいただいております、日野町の墓地台帳に登録されて

いるそうした墓地につきましては、災害の規模に応じまして、その都度補助金交付要綱を定めながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 高橋議員の方から、議第84号、補正予算の第6号の中学校教育振興費のクラブ活動育成事業についてご質問いただきました。

39万5,000円の増額を計上しているところでございます。これにつきましては、このクラブ活動育成事業につきまして、年度当初、昨年度と同額の300万円ということで、このクラブ活動補助金を計上して執行をしてきたところでございます。今年度につきましては、これは大変喜ばしいことなんでございますけれども、今年度特に野球部、テニス部が県大会出場、また音楽部が近畿大会に出場するという、成績がよかったということでございまして、その参加旅費が不足することになりましたので、この補正予算の方で計上させていただいて、公式大会への出場分の旅費を補正したいというもので計上しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは、1点目の墓地の関係でございまして、一応今後において同様の被害が発生したときにおいて、検討事項にはなるでしょうけど、同じような形で対応はできるという形で判断させていただいていいのでしょうか。

その辺、もう一度お願いしたいのと、それからもう1つ、中学校のクラブ活動費をお聞きいたしました。これは一般質問の方でまた詳しくその辺においてはお聞きをいたしたいというふうに思いますが、基本的にクラブ活動といえども学校の一環として力を入れていただきたいと思います。このような形で予算を計上していただいておりますので、お礼の意味も込めまして質問させていただいたということでございます。また後の一般質問の方で聞かせていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** お答えをさせていただきます。

今後このような災害があった場合にも同様の対応をするのかということですが、以前にもこのような災害の際にそのような対応をさせていただいておりますので、その都度の台風の状況、災害の状況を見定めながら、そのときどきを検討しながら、災害につきましてはこれまで同様に対応させていただくものというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** もう大分されましたので、1点だけ、基本的なことですが、年度はじめにお聞きするとよかったんですけど、議第86号の平成29年度日野町介護

保険特別会計補正予算でございますけれども、この勘定科目と申しますか、今、地域支援事業が4月から発足いたしましたして、4月にお尋ねするとよかったですけれども、地域支援事業はやはり保険事業勘定の方へされるのか、介護サービス事業勘定というのもあるんですけれども、これはやはりこちらの方でええのか、それだけを1点お聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** ただいま東議員の方から、議第86号、平成29年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関係いたしまして、地域支援事業の予算について保険事業勘定でいいのか、またはサービス勘定でということのご質問だと思います。

基本的には、サービス勘定と申し上げますのが、居宅支援事業所、地域包括支援センターの中に居宅支援事業所ということで要支援の方の予防プランを立てている業務がございます。その部分だけをサービス勘定で計上しているだけで、あとの部分は保険事業勘定の方で予算を見させていただくというものでございますので、地域支援事業もその中で予算を計上させていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 基本的なことがちょっと分からなくて、申しわけありません。そういうことでございますので、ひとつよろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、大きく3点ほど質問させていただきます。

1つ目は、報第9号から11号の、先ほどから出ている将来負担比率や実質公債費比率についての修正の問題です。先ほどから詳しい説明がなかったということをおっしゃられた方もいらっしゃいますが、私自身は、こういう専門的で複雑な計算であろうと思いますし、私は理解ができないだろうなというふうに思っておりました。ミスがないに越したことはありませんが、県の指摘を受けて誤りを即認め訂正され、審査意見書もつけられていますので、今後こんなことがないように気をつけていただきたいというふうには思います。

しかし、私、1つ疑問点なのは、これは今年、県の指摘があったんですよ。3年の平均ということでさかのぼって計算をされたと思うんですが、どうして今まで、昨年にこういう指摘がなかったのかなというところが私には疑問に思いますので、お願をいたします。

2つ目は、一般会計補正予算5号、6号とも合わせましてですけれども、台風21

号の被害の問題で、調査をして160カ所になったと。ずっと計算をしてみますと、5号、6号合わせて被害に対応する事業、全部で6,550万円になるんですね。国庫補助を受けられそうなのが3,750万円で、それ以外の一般財源や財政調整基金で対応するというのが2,800万円ということになると思います。財政調整基金が10億円近くあるんやからそれを使ったらいいというふうに言われる方もいらっしゃいますけれども、何百億という財調基金を持っている自治体であっても、お金がないというふうに言われていますので、10億円ぐらいのものはこれからどんなことが起こるか分からないので、ためておく必要があるんだなというふうには私は思います。

そこで、こういう災害に対しては国が仕事をするのが私は当たり前だと思っています。そのことで、かなり町財政に負担もかかってくるということにもなりますので、町として国や県にそういう働きかけをどのようにされているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、一般会計補正予算6号の17ページ、民生費の公立保育所運営事業の落雷の被害の関係なんですけれども、これも質問はもう出ておりますが、7月17日に落ちたというところをお聞きしたんですが、これは子どもがいなかった時間なのでしょうか。またそういう公立の施設には避雷針のような落雷よけのような設備はされていると思うんですが、このように近くの落雷に対する対応、そういうなのはできないものかどうかをお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 12番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま池元議員からご質問いただきました。

まず、健全化判断比率でございますが、今年度県の方から指摘があったということと、そして過去にさかのぼっておりますので以前には指摘はなかったのかということでございます。最初に申し上げましたが、財政健全化判断比率は毎年、町で算定して、そして県のチェックを受けて、そして最終、国の方に報告して、確報値を報告しているというのが毎年恒例でございます。ということもございまして、26年、27年度につきましては県のチェックを過ぎて、通って報告をさせていただいているということでございます。

なぜ今年になって指摘があったかというのは、こちらの予想ではございますが、県の担当者の方が今年29年度から財政健全化判断比率のチェックをされる担当者が変わられて、ちょっとチェックされる目が変わったということもございまして、そこで指摘をされたということかなというふうに考えているところでございます。

そして、もう一つ、災害の関係の一般財源、財政調整基金等があるのでそれを使えばというような、それを使うのはどうかというようなこともございます。議員指摘のとおり、一般財源、補正予算6号で災害だけで2,000万円強の一般財源を使用す

るわけでございます。議員おっしゃったように、災害については国の責任においてするのが当然ではないかというご指摘でございます。ただ、災害があった年には一般財源をいつもより投入した場合につきましては、特別交付税等の申請によりまして、災害の特殊事情という形で国の方には申請もさせていただいておりますので、若干そういう点で国の支援も考えられるのかなということも含めまして、考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま、一般会計補正予算についてご質問をいただきました。

公立保育所こばと園なんですけれども、7月17日に落雷の被害を受けたということで、この日は月曜日だったんですけれども海の日ということで休日でありまして、大変その点についてはありがたいと思っております。

なお、避雷針などの対応ということでございますが、建築基準法の中では確か20メートル以上の建物には義務づけがされているんですけれども、それ以外のところにはされていないということで、公設の施設についても低い建物については避雷針などの対応はしていないところでございます。

今回の事故に関連して業者さんにお聞きをしますと、通常ですと建物の近くに高い電柱などがあって、そこに落ちた雷で建物に被害が及ぶということがあるんですけれども、全部とは言いませんが、そんな中である程度はブレーカーなど、そういうところで防げる部分もあるというふうに聞いております。ただし、今回につきましては、敷地内の地中というか、敷地内に落雷があって、それがアースを通じて逆流をしまして、機器に侵入して被害を受けたということで、通常想定できないような被災でありました。このようなことが今後はないことを祈っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**12番（池元法子君）** まず、報9号から11号については、先ほどから出ておりますように、なかなか複雑で専門的な計算で大変だと思いますけれども、これからもミスがないようお願いしたいと思います。

2つ目の災害に対しての、私は本来国がすることだと思っておりますので、やはり地方交付税として返ってくるように申請はされているようですけれども、町としても国や県に、こういう事業についてはそちらが責任を持ってもらうように働きかけをしていただきたいというふうにも思います。

それと、3つ目の公立保育園の運営事業費のことなんですけれども、以前にお伺いした中では、落雷が保育所自身に落ちた場合はブレーカーが落ちるか何かのストッパーがきくらしいんですけれども、敷地内でアースに侵入された場合はもう、どう

しようもないのか。この日は休日で子どもたちはいなかったからいいとは思いますがけれども、よかったと思えますけれども、そういうことの安全装置というようなものが今のところ考えられないのか、もし考えられなかったら、今後そういうこともできる限り、子どもたちが安全に保育をしてもらえるようにしていただきたいなと思えます。もし返答あればお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 今回のこのような落雷のケースは本当にまれなケースということでお聞きをしております。また今後につきましては、業者さんなどと相談しながら対応策があれば対応を考えていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

3番、奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 私の方からは、高橋議員が言われたのと同じような質問なんですけど、申しわけないんですけども、平成29年度日野町一般会計補正予算（第6号）の中の中学校のクラブ活動の、先ほど聞かれたんですけども、39万5,000円、野球部、テニス部、音楽部に対してのお金だと思うんですけども、日野中学校、今現在、クラブ活動、私、当時柔道部に入っていたんですけども、大分クラブがなくなったというのを聞いているんですけど、現在どれだけのクラブをされているのかと、それとやっぱり小学校の子どもさんたちは夢を追いかけて、オリンピックでこれから頑張ろうという、柔道とか一二三さんとか、いろいろおられますので、やっぱり夢を追いかけていかれる方がいるので、クラブがなくなるというのもどうかと思うので、なぜなくなったのかを聞きたいんですけど、その辺よろしく願いしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育次長。

**教育次長（高橋正一君）** 奥平議員の方から、補正予算の第6号に関連して、教育振興費のクラブ活動補助に関連してご質問いただきました。

現在の日野中学校のクラブ活動の現状ということですが、今、運動部で11の部、それから文化部で3つの部ということで活動していただいています。その中には、11という中にはテニスの女子、男子というのを別々に考えて11ということで、11の活動をしていただいているというのが現状でございます。

それから、部活動、日野中学校の、以前から見ると部活動の種類が減ってきているというのは事実でございます、これは子どもたちの人数が減ってきているということもございまして、それに比例して教職員の配置される数も減ってきているということもございまして、以前あったけれども今はないという部活動があるということは確かやなというふうに思っておりますが、そういう状況で現在は運動部11と文化

部3で活動がされているという状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 私事ですけれども、私の義理の弟の娘が今、柔道をしているんですけど、学校の先生が柔道の指示をされているんですけれども、何段を持ってはるねんという話をしたら、何も持ってはりませんという中で教えてやる先生もおられますので、できればまた今後もクラブを増やしていただいて、これがきっかけでよその中学校に行かれる方も中にはいるかなと私個人的にも思っているのですが、また考えていただけたらありがたいかなと、要望として言っておきますので、よろしくをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第4 議第80号から議第81号まで（専決処分について（平成29年度日野町一般会計補正予算（第4号））ほか1件）については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第80号から議第81号まで（専決処分について（平成29年度日野町一般会計補正予算（第4号））ほか1件）については、別に反対討論がございませんでしたので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議第80号から議第81号まで（専決処分について（平成29年度日野町一般会計補正予算（第4号））ほか1件）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第80号から議第81号まで（専決処分について（平

成29年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議第82号から議第88号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託についてはお手元に印刷配付の付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は1時からといたします。

－休憩 11時45分－

－再開 13時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

日程第6 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、役場の人材育成についてということですが、今年5月に町議会から町長に定住・移住の促進に関する提言を提出させていただきました。その中で、計画的な人材の育成という項目がございまして、そこには自治体が大きくても小さくても行政の扱う分野の数にそう違いがあるわけではなく、合併した自治体では自然に人材確保がしやすくなっているのに対して、小さな自治体では計画的に人材育成をしなければならない、逆に計画的な人材育成ができれば機動性の発揮という小さな自治体の強みを生かすことができるというふうに書いてあります。

そうしたこともあって、日野町役場での人材育成の状況というのは以前からお聞きしたいテーマではございましたが、人材育成は大きくいいますと人事管理の範疇でもありますし、余り個別具体的内容に踏み込むと少しデリケートな部分も出てくるかと思しますので、控えてきたテーマではあります。その中で、制度の設計とか運用であれば問題がないようにも思いますし、加えて今回、少し気になる点もございしますので、今回一問一答方式でお尋ねすることにさせていただきました。

まず、私のことで恐縮なんですけれども、私は3年ほど前まで日野町役場とほぼ同規模の200人ぐらいの職員の人材育成にずっとかかわってまいりまして、ただ私の場合は、対象の職員の9割がほかの団体に出向していましたので、そういう意味で

は日常の管理を伴わない、必要なことだけ伝えればいいという楽な面もありましたが、その反面、間接的でなかなか浸透しない、いわば面倒くさい人材育成をやってきました。それに対しまして、比べて日野町役場での人材育成というのは、この同じ建物で、大半の職員が同じ建物の中で仕事をされているわけですし、そういう意味では効果的、効率的な人材育成ができるのではないかなというふうに思っています。

ただし、一口に人材育成の制度運用といいましても、それでもかなり幅の広い話になるかと思いますので、今回はその中で人事評価と、それからOJT、つまり職場内での研修訓練ということを中心に教えていただきたいと思えます。

また、もう1点、このテーマであれば本来は副町長にお聞きすることが多いとは思いますが、現在、副町長がおられませんので、その質問はかわって総務政策主監にお聞きすることをあらかじめお断りさせていただきたいというふうに思えます。

まず、このテーマの大前提となる、日野町役場における人材育成の方針について、まず町長にお聞きしたいと思えますので、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 人材育成の方針についてご質問をいただきました。

地方分権の進展に伴い、地方公務員の担う役割がより多様なものとなってきており、従来よりも高度化に伴う専門的能力、新たな課題に積極的に取り組む進取の気性と創造力、状況に適切に対応できる柔軟性などがこれまでも増して求められております。また、住民とともに地域の問題を語り合い、解決に努力する職員であることが望まれています。このような公務員の役割に加え、豊かな人間性やコミュニケーション能力を高め、町政を支える職員一人ひとりが自覚を持って自らを向上させ、組織力を高めることが必要となっております。町ではこれらを踏まえ、これからの日野町を担う職員を育成していくことを主眼として研修等を実施しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** ただいま町長にご答弁いただいた内容で、特に高度な専門的能力、それから進取の気性と創造力、それから適切に対応できる柔軟性というご答弁をいただきました。人材育成の目標はおおむねそういうところに持っていくんだろうなと思えます。その中でも、進取の気性、創造力とか柔軟性というのは、もともとそういうことのセンスを身につけているという方もいらっしゃる、たくさんの人の中には、そういう意味で先ほど申し上げたように、たくさん人がいる大きな自治体では、そういう人が自然にいらっしゃる人材確保できる場合があるという意味ですが、そうでない場合は計画的にそういう能力も開発していかないとけないということです。

その中で、日野町では地方公務員法の改正に伴って、昨年3月に人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を一部改正されまして、人事評価の公表ということも記されました。そういうことで、昨年度から人事評価が実施されていると思います。人事評価には1つ、処遇への反映に活用する側面と。かつて勤務評定が大体そういうような考え方があった時代がありましたが、そういうような側面と、それ以上に人材育成のツールとして活用するという2つの大きな側面がございます。

そこで、総務政策主監に伺いますが、日野町役場では人事評価をどのように活用していただいているのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** 人事評価につきましてご質問をいただきました。

人事評価につきましては、職員の能力開発や人材育成に活用することなどを目的といたしまして、先ほど山田議員おっしゃっていただきましたように、地方公務員法の改正に伴いまして28年度から導入しているというようなことでございます。現在のところ、職員と上司に当たります評価者との面談を通じまして、職員のコミュニケーションを図っていくツールとして活用していく中で、人材の育成につながるよう実施をしているというようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 念のため確認ですが、上司に当たる評価者と被評価者の職員ということですね。

今、ご答弁いただいたように、大体公共団体の人事評価制度は大きく能力評価、もう一つは業績評価、実績評価という言い方もありますが、そういう2つに分かれていて、そこに自己申告制度も組み入れて、評価者と被評価者が年に数回、答弁いただいたように面談をしてというパターンが一般的です。恐らく日野町はそういう運用をされているのかと思います。このうち、後段の業績評価の方ですが、業績評価は数値化ということができやすいですし、その意味で客観性を担保できる可能性があるので、処遇への反映が割としやすいという側面がございます。ただし、それは昇級とか昇格といった生涯賃金に関係あるようなことではなしに、年度の業績ですから、年度ごとの例えば期末手当に反映するとか、そういうことについては運用の仕方にもよるんですが、人材育成のツールにできる場合もございます。

続いて総務政策主監に伺いますが、その業績評価ということをつまえて処遇に反映させる将来的な予定とか、そういうものはございますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** 処遇への反映ということでございますが、今、議員おっしゃっていただきましたように、人事評価につきましては業績評価と能力評価があるということでございます。そういったことをあわせまして、法律では処遇への

反映というようなことにはなっておりますが、現在のところ、なかなか難しいというような部分もございまして、まだ反映をしているというような状況ではございません。

今後につきましては、よその市町のやり方もいろいろと勉強させていただきたいなというようなことで、引き続き研究をしてみたいと思っているようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もちろん処遇への反映、例えで言いました期末手当を上げたり下げたりということが目的ではございませんので、運用の仕方次第と申し上げたのは、例えば業績評価で最初に目標設定をしますよね。その際あるいは評価したその後で評価者がいかに被評価者とその内容を含めて面談するか、そうした運用の仕方次第で人材育成のツールに使えるという意味です。これは業績評価の話なんですけど、人材育成により大事なのは能力評価の方であるかと思うんです。その能力評価のポイントは、評価者の認識次第、運用次第ということになるかと思いますが、これは制度の話ですから総務課長に伺いますが、いわゆる評価者訓練は現在、どのように行っておられるのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** ただいま山田議員の方から、評価者の能力訓練についてのご質問をいただきました。

人事評価につきましては、マニュアルを作成いたしまして、評価者そしてまた被評価者に対しまして人事評価の考え方を周知した上で、それぞれに研修会を開催させていただいたところでございます。今後においても評価者の評価が公正かつ適正なものとなるよう研修を重ねていくことが必要かなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** マニュアルを作成したというふうにご答弁いただきました。恐らく能力評価の場合は評価者の主観という部分が結構入る余地が多うございますので、もう平均点近くばかりにならないように、あるいは甘くなり過ぎないように、辛くなり過ぎないようにということで、標準マニュアル化して、あるいは訓練をされていると、検証されているということになるのかなと思うんですが、それに加えて1つの能力の目安、物差しというのをつくっておかれるといいのかなと思います。それがいわゆる職階ごとの仕上がり像ということになるかと思うんです。つまり、職階というのは職務遂行能力の等級ですので、恐らく在級年数というのがあるかと思いますが、その在級年数の間にどれだけの成長を期待するのか、さらにその中でこの1年にどれだけの成長を促すのかということが能力評価の目安になるかと思えます。その目安があることで甘辛が薄まったりということが期待できます。

そこで、総務課長に続いて伺いますが、役場では職階ごとの標準能力というのは定まっているのでしょうか。どのように定まっているのか、定まっているのであれば一例を教えてくださいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 能力評価の職員に求められる能力の一例といたしまして申し上げますと、主任主事までの一般職員におきましては、職務に対する知識、技術を身につけ実務に活用できることや、自分の職務を理解して責任感を持って取り組むことなどが挙げられるかなと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 主任主事までというのは2級までということですかね、職階でいえば。においては知識、技術を身につけるということですが、もう少し具体的に私がお聞きしたのは、例えば職階が異なっても、あるいは担当課が異なっても、共通の基準で仕事の難易度を定めることができると思うんですね。例えば5段階とか10段階の難易度を設定しておいて、あっちの課のこの仕事は真ん中ぐらいの難易度と、こっちのこの仕事はそれに比べてもう1段階上やなということは多分、できるかと思うんです。その上で、どれぐらいの難易度の仕事をどれぐらいの時間で処理できるかが多分、標準能力の1つの目安になってくるのかなというふうに思います。こういったことは最初にデータベースをつくるのがかなり大変ではありますが、1回つくってしまうと後はもう、ほとんど仕事というのは毎年大きくは変わらないので、微調整というか細かな修正だけで後は運用できると思います。ぜひ考えていただきたいことだと思います。

ところで、今申し上げています期待する能力の仕上がり像というのは当然、中堅までの職員と、それから中堅以上の管理職クラスに向けての職員では当然、期待するものが異なってくると思うんですが、これは総務政策主監にお聞きしますが、いわゆる管理職などベテラン職員に対して期待する仕上がり像のイメージあるいは方針というのを教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** 中堅層というようなことでよろしかったでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もう少し平たく言いますと、若手から中堅ぐらいままで、中堅からベテランにかけては当然、期待する能力というのは違ってくだらうと思います。あるいは2段階じゃなしに3段階ということも言えるかもしれませんが、その辺のイメージ、方針があれば教えてくださいということです。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** ありがとうございます。まず、先ほど一般職の職員に

つきましては、総務課長が答弁をさせていただいたようなことをございます。中堅職と私どもが大体呼んでおりますのはその上のクラスの主査、主任、いわゆる係長クラスというようなことをございます。それ以上の職員につきましては当然、そのグループとしての、係としての業務の中での遂行も含めまして業務管理なり、それぞれの業務の判断ですとか全体、グループをまとめて指導をしていくとか、そういったことも含めまして政策能力とか業務管理能力ですとか政策形成能力とか、そういったものをそれぞれの職責に応じて高度になっていくものかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もう一つ前の総務課長のご答弁も含めて、あわせて考えますと、主任主事までは知識、技術を身につけ、実務的な活用ということの知識、技術ということですかね。さらにそれに加えて主査、主任級以上、3級、4級以上ということになりますでしょうか、については政策形成能力が求められるとか、そんな話だろうかと思います。別の言い方で言いますと、若手から中堅までは知識とか技術とか経験をもとにした、ある意味スペシャリストを目指すということになるろうかと思っております。さらにそこに異動とか事務分掌の見直しもあるでしょうから、中堅までには複数のスペシャリストを目指すということになるのかなと思っております。

それに対して、一步中堅以上、管理職、ベテランになってきますと、同じスペシャリストということであっても、政策形成能力ということは、すなわちマネジメントのスペシャリストを目指すというイメージが目指すべき姿、仕上がり像なのかなと思っております。

そこで、総務課長にお尋ねしますが、役場の能力評価、多分評価項目というのが幾つか設定されると思うんですが、今言う政策形成能力、マネジメントのスペシャリストとして見る評価項目が入っているのはどの職階からになるでしょうか。それともどの職階でも同じ評価項目なのか教えていただきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** マネジメントに関しましては、能力評価の評価基準につきましては全体的にそんなに変わりはないんですけれども、特に主任、主査級以上になってきますとそういう企画調整力等を強く求めるような能力になってきておりますので、主任、主査級以上からそういうマネジメント業務の能力評価等も増えてくるのではないかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** マネジメントはいろいろとあると思うんですけれども、仕事のマネジメントにつきましては、基本的には町の方では、小さな町でございますので一部事務組合でございます滋賀県の市町村職員研修センターでのさまざまな

研修を通じて、段階的に研修を行いながらやっていくというようなことをさせていただいております、そういった中で仕事のマネジメントについては係長クラスの職員に受講していただきながら、そこで原理原則を勉強いただく中で、職場で実践をしていただくということで、またそれ以上の職につきましてもそれぞれの管理職の養成講座での組織としてのマネジメントも含めて、職階ごとに研修をさせていただいているというようなことですので、その研修の度合いによった能力評価になっているというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今ほど総務政策主監からおっしゃっていただいたのは、訓練、研修のあり方も含めての話だと思いますが、先にご質問させていただいた能力評価の評価項目というのがあると思うんです。評価項目には必ずその項目をどのように見ていくかという視点の説明が必ずあるはずなんですよね。その点まで考えると、総務課長のご答弁はさほど変わらないと、それほど変わらないとおっしゃいましたが、そこは明確に変えてください。変えるべきです。というのは、例えばマネジメントに関する部分で、評価項目で企画力とか問題解決力みたいなものがあると思うんです。企画力ということにしても、中堅以上、管理職になってくると、例えば課内全体の目標をどう戦略的に設定していくかという視点が必要になってきますし、あるいは問題解決力ということにつきましても、課の中で違和感とか問題点の見落としがないかとかいうことが当然、問われることになりますので、そこはやっぱり視点というのは明確に考えていただくべきだろうと思います。

さて、マネジメントのスペシャリスト、いわゆる政策形成能力の話させていただいておりますが、それを目指すためには、私はいわゆるロジカルシンキング、日本語でいいますと論理的思考ということですが、それが必要不可欠なスキルであろうかというふうに思っています。その点で、役場でのロジカルシンキングの訓練状況はどうなのか、先ほど一部総務政策主監にお聞きしましたが、今度はロジカルシンキングということでお答えいただければというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** 論理的思考、ロジカルシンキングの研修ということでございます。先ほど申し上げました研修センターでの研修の内容の中にも当然、ロジカルシンキングというような項目がございまして、そういったものにつきましても採用後、4、5年を経過した職員に日野町からは受講してもらっているというようなことですので、その受講をいただいた職員が上司にこういう勉強をしてきましたと報告をする中で、また上司がそれに対していろいろと助言なりしていきながら業務に活用していくというようなことをさせていただいてるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 採用後、4、5年経過の職員ということで、結構早目の取り組みをしていただいていると。それに越したことはないかと思います。さらに教えていただいた滋賀県市町村職員研修センター（一部事務組合）の研修メニューというのを私ものぞかせてもらったことがあるんですが、ウェブ上ですが、見ていたら確かにロジカルシンキングのカリキュラムはございました。さらにその内容を見てみると、KJ法という懐かしい手法が出てまいりまして、30年以上前に民間にQCサークルが盛んに行われたところに、KJ法とか特性要因図とかいうものが結構はやりまして、セミナーがいっぱい開催されまして、私も1泊2日のセミナーに参加した覚えがあるんですけども、そういう伝統的で懐かしい手法であっても、その考え方は今でも通用すると思います。ただし、30年前と違うのは、当時は何時間もかけて、例えばKJ法やったらKJ図表というロジックの組み立てをやったんですよ、何時間もかけて。でも、今はもう短時間のうちに頭の中でそういうロジックの組み立てができなければなりません。もう時代はそういうふうに変化していますし、それができないとなかなか戦略やビジョンをつくるという仕事ができないということになるかと思えます。そのような短時間に頭の中で組み立てるというロジカルシンキングは、習いにいってということではなしに、実際にはOJT、職場の仕事を通じてその都度身につけていかなければならぬかなかなか身につかないものです。

そこで、総務政策主監に役場でのOJTの認識がどうなのか、導入状況がどうなのか、お尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（池内俊宏君）** OJTにつきましてご質問を頂戴いたしました。

OJTにつきましては、課題に対する対応につきまして職場において指導をするということとともに、先ほど来申してございます、滋賀県市町村職員研修センターの研修を通じて研修してきたものを、職場において実践してもらうというような形で、現在、進めておるようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 市町村職員研修センターの研修というのはいわゆるOFF-JTの方ですね。職場外の研修ですから、最初的手法を学んだり、取っかかりではOFF-JTも大事かと思うんですが、実際にOJTをするのにOFF-JTに頼っているというのは本末転倒なような気がしますので、実際にはOJTは上司が部下にやってみせる、あるいはやらせてみるということが主体です。それは別の言い方をしますと、上司から部下への仕事の継承と、仕事のやり方をつなげていくということになるかと思うんです。もともと人材育成には仕事の継承の意味合いが含まれていて、その点でOJTのメンター、メンターというのは指導者のことです、の

役割になる上司と、それから能力評価、さっきから言っている人事評価の能力評価の評価者は同じ人であることが望ましい。同じ人でなくても同じ流れの中で考えることが望ましい。

一方で訓練をする人と、それからその結果を評価する人が同じ流れの中で考えることが望ましい。もう少し具体的に言いますと、さっきから言っている能力の仕上がり像を考えると。それはいわゆるPLANということですよね。そして今言っているOJTがDOです。そして能力評価がCHECKなんです。そこに見直しのACTIONを加えたら、すなわち仕事を次世代につないでいくための、継承していくための、いわゆるPDCAになるわけです。ですから、能力評価の項目設定も、それからOJTも人事評価も、人材育成の仕事を次につなげていくためのPDCAで考えることが大事です。

役場では当然、異動の際には事務の引き継ぎはされていると思うんですが、もう一つ、それに加えて上司からの仕事の継承ということでは現状どうなっているのか、総務課長にお尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 今、仕事の継承という形で上司からの継承はどのような形で行われているのかというようなことの質問でございます。

一般的に事務の引き継ぎというのは、職員が異動した際の引き継ぎにつきましては、事務処理規程に基づきまして事務引き継ぎ書を前任者が作成し、後任者および上席の職員に報告する形で行っております。これが通常の引き継ぎかなというふうに考えております。また、上司からの仕事の継承という面では、年度当初に引き継ぎ等が行われた後に、各担当等で上司が同席した場所で、新しい体制での業務の打ち合わせにおきまして、その担当や課での目標や課題を話し合っ進め方を共有するなり、上司の方から指導、進言をして業務の継続性に努めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今、おっしゃっていただいた上司が同席した上での業務の打ち合わせ、目標・課題の話し合いということは、努めるじゃなしにそこを重視して必ずやっていただくということが多分、大事かと思えますね。事務の引き継ぎと仕事の継承は似ていますが全く違うものです。仕事の継承ということと言いますと、別の言い方で言いますと、例えば仕事のコツを伝えていくとか、心構えを伝えていくとか、それから事務分掌とか、今、ご答弁ありました事務引き継ぎ書には書かれていない行間の仕事って必ずありますよね。そういうものを伝えていく。それ以上にモチベーションを与えるというのが非常に大事な部分です。このような仕事の引き継ぎ、継承をPDCAを通じて上司と部下の間で相互に目配り、あるいは気づきが

できるようにすることが一番重要なことではないのかなと思っております。

これ以上、この1問目で質問はしませんが、この質問の最初に、今回、気になることがあると申し上げましたので、最後にその話をさせていただきます。

1つは、今年6月ごろにご当局の中で幾つかのミスが同時に起こりまして話題になったことがございました。そのときに人間のすることやからミスはあっても仕方がないにしても、早目に改善策が示されるとよいのになど当時思っておりました。後になって改善策の説明はございましたが、それは例えば手順とか様式をこう変えますとかいう事務作業上の改善策であって、それはもちろん必要で大事なことなんです。私が期待していたのは、今ちょうどやりとりさせていただいたような、人材育成から生まれる職員相互の目配りとか気づきといった組織風土の改善策ということを期待していたわけです。そういうことがあれば、上司が誰かのミスを気づいて防ぐことができるかもしれないし、ミスがあったとしても仕事のコツを伝えておくという中で影響を最小限に抑えることができるかもしれない。またそうした風土ができていれば、6月ごろに幾つかあったミスの件で、様式の改善とか手順の改善とかいう改善策として説明されたことも、ミスが起こる前にひょっとして誰かから提案があったかもしれないと思います。これが1点。

もう一つ、気になるところは、本来副町長にお聞きすることが多いはずですがというふうにお話し申し上げましたが、現在副町長がおられない。そこで副町長の人事ということでは、今、やりとりさせていただいた人材育成のトップマネジメントを選ぶんだという視点をぜひ置いていただきたい。あるいはこの機会に人材育成の制度設計を整えるということでも結構だと思います。ぜひその視点も踏まえていただきますようお願いして、これは町政を見せていただいている、私はやるべきことだろうなと思っておりますので、そのことをお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次、2つ目の質問ですが、まちなか振興計画についてということであります。

日野町の第5次総合計画では、商店街等の振興計画づくりを促進することになっています。その総合計画が公表された平成23年3月から、フレンドタウンがオープンされたのはこの3年後の26年4月、までの間に将来起こり得る商業環境の激変を予測して、そのときに振興計画が策定されるべきではなかったかということは、これまでも議会の中で何度かお話しさせていただきました。さらに、1年前、昨年12月議会では、平和堂日野店の跡地について町が取得をされるようにという要望とともに、跡地活用の前提となる振興計画の策定をして下さいという要望の決議を行いました。それからもう既に1年がたちます。このように時間ばかりが過ぎていく中で、改めてまちなかの振興計画に対するご当局のお考えをお聞きしたいので、一問一答方式で質問させていただきます。

なお、ここでいうまちなかという言葉を使わせていただきますが、その言葉の定義は、日野駅から西大路までの断続的につながっている近隣商業地域を指しているということをお断りするのと同時に、また振興計画について現在、ご当局で何かしらの進捗があるならばそれに沿ってお聞きしますが、そうでない場合は私と住民の有志、合計で12人ですか、が4カ月間検討させていただいて、今年4月に商工観光課に提案させていただいた振興計画のたたき台に沿って、ご当局としてどう思われますかということをお断りさせていただきます、あらかじめお断りさせていただきます。

まず、現時点でのご当局における振興計画、商店街等振興計画の策定状況、進捗状況について商工観光課長にお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 今、山田議員の方から商店街等の振興計画の進捗状況はということでご質問いただきました。

現在のところ、商店街等の振興計画ということで商工会を中心に計画づくりを促進するというので、総合計画にも記載されているとおりでありますけれども、現時点におきましては具体的には進んでいないというのが状況でございます。今後、商工会と計画づくりに向けて協議していかねばならないという認識はしております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 当然、計画をつくっていくという前提で協議をされるんだろうと思いますが、どんな計画、ビジョンでもそうなんです、最初、計画策定にあたっては、現状把握をされるというふうに思います。そこで、商工観光課長に引き続いて伺いますが、商工観光課では日野町内および今言うまちなかの現状の商業環境をどのように把握しておられるのか、お尋ねします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 日野町の商業環境ということで、現在の状況という私どもの認識としましては、国道307号線沿線などに大型スーパー、ドラッグストア、また町内の各所にコンビニエンスストアなど、大手のチェーンストアが幹線道路沿線等に進出しているということの一方で、今おっしゃっていますまちなかの日野駅から西大路までのこの近隣商業地域のこの通りにおきましては、商店街の加盟店、商店の数が激減しているという認識はさせていただいております、各個々の商店さんにおきましては非常に厳しい商業環境であるということは認識させていただいております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** おっしゃっていただいたように厳しいことには間違いありません

ん。なぜ厳しいのかというと、一言で言うとオーバーストアなんでしょうね、町内全体で。私が距離と規模ということを経算根拠として計算させていただいたその結果でいいますと、今現在、日野町全体の潜在購買力というのは79億円という結果になりました。それに対して、大型店を含む町内の商業店舗全体の販売力は125億円という結果になりました。ということは、つまり町内の全体の買い物需要に対しても、既に1.6倍の店舗が日野町内にあるということで、完全にオーバーストアの状況になっています。ところが、同じ計算をして大窪や日野駅前の商店街周辺だけを見ても、決してオーバーストアというわけではないんですよ。なぜかということ、さっき距離が計算根拠の1つというふうに申し上げましたが、すなわちその近隣商業地域、商店街の近くにたくさんの方が住んでいらっしゃるから、距離が近いということでオーバーストアにならない計算結果になります。

そこで、企画振興課長にお聞きするんですが、たくさんの方が住んでおられるいわゆるまちなかとまちなか周辺で、少子高齢化も進んでいる中でどのような特性があるのか、課題があるのかと把握しておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 今、山田議員のおっしゃった近隣商業地を中心にでございますけれども、認識といいますか現状をつかんでいるという中では、おっしゃった部分でいいますと、周辺の集落と変わらないような、いわゆる少子高齢、人口減少というのが進んでおります。一部近隣商業地とはちょっと外れますが、この区画整理の範囲、その辺の区画整理された範囲、ここはもう大きく、若干違っている部分もございますけれども、旧の本当の市街地につきましては、ほとんど同じような状況でございます。その中で、先ほどおっしゃったように商店の減少、さらに空き地、空き家も点在しているという状況でございます。また、市街地であるがゆえに空き地にアパートが建てられまして、旧来のいわゆるコミュニティー、自治と、それから新しいアパートとの関係というのが1つ課題というふうにもなっている状況でございます。また、この地域、文化的、歴史的な資産も多いことから、それをいかに継承していくという部分も大切かと。それから、それをうまく活用していくという部分をどうしていくのかというのが非常に重要な課題になっているのかなというふうに認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今、企画振興課長からご答弁いただきました少子高齢化に伴う人口減少、そしてもう一つ、地域のコミュニティーのあり方という話もされました。それと、ちょっと違うんだけれどもとおっしゃった区画整理の部分、それも大いに私は関係あると思うんですよ。実際には近隣商業地から一番近い住居地でもありま

すし、さらに言うならば南の方に行って椿野台、五月台も、商業地域ということでいえば実は一番近いのが大窪周辺の近隣商業地域になってくるんですね。だから、その辺が全部関係してきて、大窪周辺だけで見ると、まちなかを中心とする旧来の住居地域は非常に高齢化率が高くて、それはおっしゃっていただいたとおりです。もう、町内単位で見るともう、まちなか限界集落というような町内もあって、自治会があるというような状況です。

一方で、今言いましたまちなかに隣接した、近年に、ここ30年、40年の間に開発された住居地域では、高齢化率は1桁から10パーセント台という状況です。これは多分、恐らく転入などによって、いわゆる子育て世代を中心に若い人たちがたくさん住んでおられるからと思うんですが、その結果、住んでいる地域の違いがイコール世代の違いみたいになっているところがあります。こういう特徴があって、さらに今のところ両者のつながりってほとんど見られないんですね。つまり、住む地域の地域間の交流がないということは、イコール世代間の交流もないというのが現状だと思っています。

先ほど、商店街地域は近くに住んでいる人が多いので、計算上はオーバーストアにはならないと申し上げましたが、実際の現状は、近くにたくさんの方が住んでいても交流もつながりもないので、まちなかに来られる人が、来街する機会がほとんどない、人が少ないというのが現状の状況だと思います。そのためには、まず近隣の住居地から商業地域、商店街に来街してもらうための、これまでの商店街というか商店の役割を考え直さなアカンのではないかと考えているんですが、商工観光課ではこの点についてどのようにお考えか、お聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 商店や商店街につきましては、従来から生活必需品とか生活物資、食料品などの調達をする場所であるというような存在価値とあわせて、地域のコミュニティーの場所として重要な役割があるというふうに思っています。商店や商店街の構成員が減少するという状況にあるのでありますけれども、その役割というのは大きく変わるものではないと。今後も商店街というのはそういう面では必要であると、役割もそんな変わるものではないというふうな認識をさせてもっています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 商店、商店街の役割として1点目に言っていた生活物資調達の役割、これは平たく言えば商品を仕入れて売る、提供するという役割かと思うんですが、それだけの機能ですとなかなか大型店には太刀打ちできない。品ぞろえとか価格面とかで太刀打ちできないというのが多分、現状でしょう。それに加えておっしゃっていただいた、後段でおっしゃっていただいた地域のコミュニティー

の場ということなのですが、ここはもう少し具体的にご答弁いただきましたかったんですが、すなわちそれは商圈内の住民の暮らし、あるいは必要な地域づくりを商業活動の事業活動の中に組み入れた上で、それらの情報やサポート面を提供すると。ただ商品を提供するだけじゃなしに地域づくりのための情報とかサポートもあわせて提供するということをつけ加えて初めてこれからの商店、商店街の役割というのが見えてくるのではないかなというふうに思っています。

その前提で、商店あるいは商店街ということなのですが、これからの役割の中で情報提供やサポートということで期待できる分野というのは、1つは少子化対策という観点からの子育て支援というのがあるかと思います。もう一つは超高齢化社会がもう目前に迫っておりますので、それを控えての地域の支え合い事業、あるいはお年寄りのフレイル予防といった分野も考えられます。

そこで、まず子ども支援課長に伺いますが、実は一昨年の9月議会で私の一般質問の中で、ファミリーサポートセンターと地元商店の連携が可能性あるんじゃないかなという話をさせていただいたことがあります。これは宇田課長の前任の課長の時代です。その辺の引き継ぎがあるかどうか分からないんですが、そうしたことも含めていただいて、子育て支援と商店あるいは商店街との連携の可能性について、まず伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま山田議員の方から子育て支援にかかわってご質問いただきました。

ファミリーサポートセンターの現在の事務所につきましては、おっしゃるとおり議員ご指摘のまちなかというところにあるのが現状でございます。今現在、正直なところなかなか商店街との交流というのは進んでいないのが現状でございますが、あそこに事務所を構えている限りは、何らかのやっぱり交流なりサポートというのは、いただけるならばありがたいというふうには思っております。

子育て支援につきましては、特定の施設、個人だけでなく町全体で応援いただけるというサポートしていくということが大切というふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今、たまたまファミリーサポートを例に出したから、その話で具体的話でさせていただきますと、今現在でファミリーサポートセンターのコーディネーターの方たちと、それからまちなかの商店街のおかみさんとは交流ができるようにはなりました。その一歩はできているんですが、その後の展開というのが大事で、そこはぜひ行政の方でも、子ども支援課でも応援をしていただければというふうに思います。

一方、高齢者対策の話なんですが、高齢者交流事業の「ゆかいな寺子屋」というのがありますね。以前は平和堂日野店の一部を借りて開催されておられました。それは夏原課長もご存じかと思うんですが、主催者の思いがあつてのことなんですけれども、高齢者対策を通じてまちなかを元気にしたいという思いがあつてのことなんです。そのような思いも含めて高齢者対策と商店、商店街との連携で期待できることがあるか、長寿福祉課長のお考えを伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** ただいま山田議員の方から高齢者支援に対する期待の観点についてでございますが、高齢者のフレイル予防の観点からは、例えば店舗や商店街の一角に休憩場所等を設置いただくことで、買い物に来ていただいた高齢者同士が会話を楽しめるような交流の場として取り組みが期待できると思いますし、またその高齢者の方が何らかの異常とかというようなことがあった場合にも、気づきとしてやっぱり商店街の方にもご協力いただけるのかなというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今、お答えいただきましたように、休憩場所とかを設定しながら交流の場という考え方を中心にしながら、もう一つ、そこにお年寄りの社会参加の場ということもつけ加えていただけるといいのかなと思います。1つの例になるんですが、公民館の文化祭なんか見えていますと、老人クラブなんかが出展されている作品というのは非常にクオリティー高いですよ。ああいうものは年に1回の文化祭で展示されるだけですが、例えば商店街、商店を活用すれば日常いつでも展示とか、それから見に行ける場所が提供できるということ、そんな視点も、社会参加という視点もお考えいただければいいのかなというふうに思います。

今言っている地元商店に地域づくりの情報サポートの窓口になってほしいという理由は、先ほどご答弁の中にもありましたように、もともとコミュニティー、商工観光課長の話にありましたようにコミュニティーをつくっているのが地元商店の役割でもありますので、それだからこそできる地域貢献の姿ということもありますでしょうし、もう一つ、地元商店街、商店が窓口になり得る可能性、理由というのは、住民から見て商店、商店街はいつでもそこに行けばいらっしゃる、会いにいと、話ができるという場所なので、日常的な情報交流の場になり得るということです。

今、ちょっとやりとりさせていただいている子育て支援に関して、もう一つちょっと関連で伺いたいんですが、前回、9月議会の際に平和堂日野店の跡地利用について質問させていただきました。そのとき、町長のご答弁の中で、子育て団地という話が出たかと思うんですが、そのとき私は何かしら町の子育て支援という施策が組み込まれた住宅開発なのかなというふうに理解をしたんですが、その内容的な説明

まではなかったんですが、改めてここで子育て団地というのはどのような施策なのか、町長に今、確認させていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 平和堂の跡地の問題については、平和堂がお持ちいただいている土地でございますので、なかなか一義的にどうのこうのということとは言えないわけではありますが、中道のようにたくさん若い世代が住んでおられるということを見ますと、ああいうところに、にぎやかに若い世代の方々が住んでいただくというようなことになる方向で、土地利用が図ればいいのかという趣旨で申し上げたところでございますが、具体的に、あの約3,000平米の中に子育て機能をどうのこうのということは現時点ではなかなか想定しづらいものでありまして、いわゆる子育ての住宅、子育てに限らないわけですけど、いわゆる子育てを中心とした定住につながるような住宅としての用途にできれば望ましいのではないかとこのように考えておるところでございますが、子育ての関係につきましては、これも9月議会で申し上げておりますけれども、いわゆる松尾公園のテニスコートの跡地の活用をはじめとして現在あるところのリニューアルも含めて、そういう拠点になればいいなということにも思っておりますが、財源問題をはじめとしていろいろ慎重な議論はしなければならないものと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分かりました。今のご答弁を聞いていると、子育て団地というのはひょっとしたら子どもがいるかもしれないけれどもいないかもしれないというような住宅開発、いわゆる単なる団地の開発ということですね。関連で今、ご答弁いただいた松尾公園の、あのときは子育て広場という話をされましたですかね。それも子どもが来るかもしれないし来ないかもしれないということなのかなど。それはこれから考えるということなのかもしれませんが。分かりました。

話を戻しますが、仮に先ほどお聞きしたまちなかでの子育て支援あるいは高齢者対策で、子育て世代と子どもたち、さらにお年寄りが自然に交流ができるような機会があるならば、そこにもともと町の誇りである文化的資源、地域資源というのを若い人たち、あるいは子どもたちに伝えていく可能性というのができるわけで、その辺の考え方というのは、生涯学習課長はどのように思われているのか、お聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 山田議員さんの方から次世代の交流についてご質問をいただきました。

近年、少子化とか核家族化が進みまして、社会環境が非常に変化しております。これまででは家庭とか地域で自然に行われていました世代間交流がかなり希薄化し

ていると思っております。そのため、家庭や地域における文化的な資源の継承が滞りがちになっているのではないかと考えています。それで、今ご質問いただきました子どもさんであり、その子どもさんを子育て中の親世代、また高齢者となる祖父母世代の方々という異世代の方々が集い、学び、つなぐということができる場とか機会がありましたら、文化的な資源の継承の一助になるのではないかと考えています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 無理やりそういう合体した施策を考えるんじゃないしに、そこに子育て支援があってお年寄りの施策があってということをやれば、自然に世代を超えた交流ができて、そこに文化的資源を媒体にすれば自然に町の誇りが、町のおもしろいことが伝わっていくんじゃないかという話なんですけれども、今、話をしているような地域づくりの複数のテーマというものを担う1つのコンセプトで、まちの駅というのがあるかと思うんです。ご当局ではこのまちの駅の可能性についてはどのように評価されているのか、ご担当は多分、企画振興課かなと思いますので、企画振興課長に伺いたと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま山田議員の方からまちの駅というお話がございました。まちの駅というのはなかなか、まだ道の駅ほど広がっておりませんので、認識はどの程度であるかという話になると思うんですけれども、地域住民とか来訪者が来られて求めている情報が提供できる、またそれと人と人の出会いと交流を促せる、そして人と人をつなぐ、さらにそれぞれのまちづくりの拠点もつなぐ、このような広い意味でこの機能を持つものかなというふうに理解しております。そうしたことから、まさにこの10月にオープンさせていただきました日野駅の観光案内交流施設なないろにつきましては、これは本当の駅ではございますけれども、まちの駅であるというふうに思っております。また、現在整備を進めています観光交流拠点施設は感応館の近くでございますが、この部分でいいますと、それも含めまして感応館につきましてはいわゆる、特に観光を中心とした情報のハブ施設でございますので、そことさらになないろ、そして日野商人館、ふるさと館、ともに双方向のネットワークを形成するまちの駅として機能が期待できるのではないかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 観光、観光でつないでいってもなかなかまちの駅というコンセプトにはならないんですけれども、もっと住民の暮らし、困り事、ニーズというもの、複数のテーマを集めてくるものかと思います。ただ、まちの駅はご存じのように登録商標でして、勝手に名乗ることはできないんですけれども、逆に言えばそう

いった複数のものを担うものがあれば、まちの駅を登録するというのはそれほど難しいことではないと思います。

今ほど企画振興課長からなないろの話も出ましたので、日野駅観光交流施設なないろの話をちょっとお聞きするんですが、なないろの活用を考えるために駅前通り共栄会の有志の中で一般社団法人こうけん舎というものが組織されて運営されています。このこうけん舎の取り組みについて、商業振興の分野ということも含めてどのように評価しておられるのか、ご担当の商工観光課長にお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 今ほどおっしゃいました一般社団法人こうけん舎さんということで、この10月から駅舎内で日がわり店主による運営ということで、カフェの運営やコンサートなど、いろいろ企画実施をさせていただいているということで、町の観光や地域の活性化に貢献していただいているというふうに思っております。大変ありがたいなというふうに思っているところです。利用形態などについても一部、これからの課題もありますので、その辺も含めながら今後もこうけん舎さんと町との議論をしていって、よりよい活用方法ができるように検討していけたらなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今のご質問についても地域の活性化ということで、そのとおりではありますが抽象的にお答えいただきました。もう少し、これも具体的にお答えいただきましたかったんですが、私が見させていただいているのは、なないろの中で日がわりオーナーカフェをやっておられますよね。その発想を通じて、これまで駅前の商業地域に来る機会がなかった、来る用事がなかった人たちが来るようになったんですよ。オーナーがかわるたびに自分たちの仲間とか知り合いを連れてこられますので、これまでの駅とは関係なかった人たちがその商業地域あるいは駅に来られるようになったという、来る機会の拡大につながったということが多分、一番評価できるんじゃないかなと。ここまでの仕組みづくりは、仕掛けはできている状況です。

ただ、その上で先ほど話をさせていただいているように、これからの情報提供とか地域づくりのサポートとかという機能を考えた場合に、日野駅周辺の弱みとか強みをどのように捉えておられるか、続いて商工観光課長にお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 駅前の商店街につきましては、日野駅という町の玄関口というふうに認識しておりますので、そこに一番近いというか日野駅をもとにして発展されてきた商店街というふうに思っておりますので、人の流れがあるという場所だというのが強みだというふうには思っております。ただ、先ほど議員もおつ

しゃいましたように、大窪、松尾周辺の人口密集地からはちょっと離れているというのが、ちょっと距離的なものが若干弱いのではないかというふうに考えておりました。日野駅の利用の促進とあわせてまちなかとの連携が今後の課題であるかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 町の玄関口で集客性が期待できるということ、これもさらに具体的に言いますと、というかもっと平たく言いますと、もともと駅は、駅の利用者が車か自転車に乗ってきて、そこでおりて歩いて電車に乗りかえるという場所ですので、ほかの近隣商業地域に比べると、日常的に車からおりて歩くということに抵抗感や違和感のない、いわゆる車をとめておりてもらいやすい場所というのが、すごく強みではないかなと私は思っています。逆に弱みは、今、住居地との距離という話もされましたが、それに加えて駅そのものは地域資源であり文化的資源ですが、その駅以外で近隣の地域資源というのはどうしても限りがありまして、いろいろな地域や世代の人たちがそうやって仕掛けで集まってくれたとしても、そこから商業地域全体の展開というのはなかなか難しいというのが弱みかなというふうに思っています。

一方、逆に大窪周辺の近隣商業地域の強みは、近隣に比較的、文化的資源とかをはじめとする地域資源がたくさんありますので、商業機能との複合的な組み合わせというのは割と考えやすい、やりやすいということで、逆に弱みというのは、大窪周辺なんかそうなんですが、何か目的をつくってあげないことには単に車で通過する場所というのが日常的な姿というのが弱みです。さらに西大路周辺は、その大窪の弱み、強みがさらに強い傾向で出ているという地域かなと思っています。

そうした前提で考えれば、それぞれの近隣商業地域の弱みを補い合いながら、さらに強みから相乗効果を生み出すためには、例えば日野駅から西大路周辺に至る、これは仮称ですけどもまちなか軸みたいなものの構想が必要なかなと思っています。ご当局ではこの、まちなか軸という言葉を使わせていただきますが、そういうものの構想を持っておられるのか、商工観光課長に伺います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 今ほどおっしゃいました、日野駅から大窪と村井、西大路までの昔から本町通りと言われている通りは、もともと町の中心であるというふうに思っております。これまでからもこの大窪、村井を中心としたこの区域での地域資源などを活用しながら、まちなかでの観光振興ということ、町並みを歩いてもらうというような観光振興も進めているという状況でございます。現在もまちかど感応館とあわせて、先ほど企画振興課長も申しましたように、観光交流拠点づくりというのを今、進めさせていただいております。ここの整備後には日野駅

との連携も図るといいうことで、観光と商業のまちづくりということを進めていきたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分かりました。まちなか軸という名称はともかくとしても、少なくとも日野駅から西大路に、大窪を経て西大路に至るその路線というのについての意識は持っていていただいているということで解釈させていただいてよろしいでしょうか。

いずれにしても、今言っているまちなか軸につきましては、いわゆる線的な、線の上での展開ですが、それを、文化的資源ということをも一つの媒体にしまして、町内全域で面的に展開していくとなれば、これは別の言い方でエコミュージアム構想ということになるんですが、生涯学習課長に伺いますが、日野町でエコミュージアムの可能性はどのように見ておられるでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいま地域資源、文化的資源の活用についてというご質問だと思います。

日野町内には日野駅、日野商人館、ふるさと館、感応館、それから包装場、図書館、わたむきホール虹、公民館など、今ございます公共施設と、それから社寺仏閣、自然、あるいは個人や団体が主体となる活動がつながることについては、大変重要なことだと考えております。その意識を持ってさまざまな資源をつなげて連携してやっていくことが重要であると考えております。現地をめぐるという、地域全体が博物館というまちづくりの考え方が、当町にとってふさわしいのではないかとこのように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 日野町にとってふさわしいというふうにお答えいただいたのは大変心強いしありがたい話かなと思います。

実は、今ほど生涯学習課長にお聞きしたエコミュージアムの拠点というのと、それから先ほど企画振興課長にお聞きしたまちの駅というのは、実はスキーム図で描くとほとんど同じようなものなんですよね。同じようなものが描かれます。したがって、まちの駅とエコミュージアムの拠点というのをイコールで考えた場合に、地元商業振興、それから子育て支援、お年寄りの交流と健康増進あるいは町の誇りを次世代へつなげるという仕組み、それがまちなか振興の1つのパッケージとして描けるというふうに思います。大きなくくりでいうなら、それは定住移住促進の1つということになろうかと思えます。

そこで、中長期的に取り組むまちなか振興の最初の一步は何かということになるんですが、先の9月議会の平和堂日野店の跡地利用に関する質問で、町長からはト

イレの設置というご答弁をいただきました。確かにトイレの設置はハード面での大事な一步になるかと思えます。一方で、ソフト面での最初の一步については、私はこのまちなか振興にかかわる人の輪をつくることになると思っておりますが、この点について最後に町長の見解を伺いたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** まちなかの振興策、商店街の振興策、いろいろご質問なりご提案をいただいているところでありますが、商店街の振興策と商工観光課長が申し上げますように、やはり中心となり商工会ならびに当該地域で活動されておられる商店主の方々の意向などもお聞きしながら、どのようなことが考えられるのかどうかということも考えなければならぬものではないかと思えますし、町、地域の課題につきましても、やはり総合計画でいろいろ議論をしてきている経過もございますので、そうしたことも含めて、いわゆる子育て支援、さらには高齢者福祉、さらにはそういうことも含めた定住移住対策ということについてはしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今、私がお尋ねしたのは、まちなか振興、まちづくりにかかわる人の輪を広げていくという考え方に対して、町長の見解はどうかということをお聞きしたんですが、それに対して商店街とか商店の方の、商工会なりのご意見を聞くというご答弁だと解釈させていただいてよろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** もともと商店街の振興計画ということをご提案いただいておりますので、その部分についてはそうした商店街、商工会ならびに地元商店街の皆さんなどの意向も踏まえて、方向性も含める中で、商工会とも議論しながら進めていかなければならないということでございます。あわせて、町全体の振興の課題ということになりますと、これはやはり第5次総合計画に基づく諸政策について、いろいろ関係者の皆さんと議論しながら進めていくということが必要なのではないかと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分かりました。先ほどこうけん舎の話もさせていただきましたが、こうけん舎は人の輪をつくっていくということでとりあえずスタートした仕掛けなんですよ。逆に言いますと、もしこうけん舎がなければ日野駅舎のハード整備、なないろもひょっとしたら使わない施設になったのかもしれない。つまり、人の輪をつくっていくということは、そこにかかわる、使う人を、利活用する人を増やしていくということですから、すなわち、もしハード面の整備が必要であれば、その人の輪の広がり、増える段階に応じてハード面の整備を考えればよいわけで、

そうでないと使わない施設をつくっていくということになってしまいます。

今申し上げましたように、まちなか振興というのは基本的には行政と住民が力を合わせて実現していくものではありませんが、まずは商工会なり商店に聞いてからじゃなしに、道しるべは行政でつくってあげてください。それが絶対必要だと思います。そうでないと、どんなまちづくりの取り組みをそれぞれしても、オフィシャルな取り組みにならないんですよ。要するに余り自信がないままに皆進めていくと、本当にこれでいいのということになってしまいますので、まず道しるべは行政でつくっていただきたいというふうに思います。

ちなみに、今一般質問でやりとりさせていただいた内容というのを整理してまとめれば、振興計画の骨格になると思うんですよ。その骨格というのは、誰が見てもそんなに異論が出ないものだというふうに思います。その骨格ができれば、あとはそこに具体の戦略を肉づけしていったらいいわけですから、私の感覚と経験でいえば二、三カ月あれば振興計画というのはできるはずですよ。どうか今年度中にまちなか振興計画、つまりは商店街との振興計画の策定完了をしていただくようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、3番、奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 午後からもよろしくお願いします。

一般質問の前に、私、この場で何回かお願いしていましたスロープについて、看板を立てていただきまして本当にありがとうございました。1つだけなんですけど、保健センターとの間もできたら看板を立てていただけたらなと。スロープがないので、防災センターとの間から入っていかれる奥さん方がおられるので、ベビーカーを押していかれるのにいちいちこっちへ回ってこられる方がおられますので、できたら看板をまたあそこも立てていただけたらありがたいかなと要望しておきます。

それでは、通告順に従いまして一般質問させていただきます。

まず最初、1問目なんですけれども、わたむきホール虹大ホールについてなんですけれども、わたむきホール虹が建ちまして早いもので25年が過ぎまして、さまざまなイベントやコンサート、また式典などで現在使用されております。今、大ホールのステージのどんちょう、かなり立派なものだと思うんですけれども、あれがホールにあるんですけれども、建ったころはどんちょう自体に描かれている綿向山やシャクナゲ、月の絵、こういうものに電気がついていたんですけれども、現在は電気がつかない状態で、何回か言っているんだけどつかないということで、聞くところによると故障したのでそのままだということを知りまして、またそこで施工業者の方もいないということで、当時はかなりどんちょうには金がかかったと思うんですけれども、25年前ということで、今でいくとかなり金額がするのかなと思っ

こで町のお考えを聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育長。

**教育長（今宿綾子君）** ただいま奥平議員より町民会館わたむきホール虹の大ホールのどんちょうについてご質問をいただきました。

大ホールのどんちょうの光ファイバーによる演出でございますが、これは町内の企業からのご寄附によるものでございまして、当時といたしましては最新技術が取り入れられたものでございまして、好評でございました。しかし、平成23年に故障しまして、以降修理について検討いたしましたけれども、施工業者も既に廃業しておりまして、また仮に修理をしたとしても20年以上も経過し老朽した機器でありまして、これを古いシステムのまま運用することは、以後の維持補修等を考えますと賢明ではないと判断をしているところでございます。また、当ホールの施設や設備等の更新も課題となってまいりまして、これまでも舞台装置などの設備を更新してまいりました。引き続き必要度、緊急度の高い設備更新や施設改修をまずは優先的に取り組む必要があり、現時点ではどんちょうの修繕は考えてはいないところでございます。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 当時、平成23年に故障したということで、今からいうと6年前になると思うんですけども、そのころにどういう対応をされたのか、また私、いつも思うんですけども、私らも仕事を大分していますけれども、やっぱり人間がつくったものがなぜ直せないのかなと。ほかにも業者、おられるのちゃうかなと、まして、今、言われたように、地元の方からの寄附によるものということなので、やっぱり町民の方も来られるので、私も今年、消防の大会の中でどんちょうが下がっていたので、あのときにもつかなかったというので、今回質問させていただいているんですけども、やはり宝の持ち腐れかなと私個人的には思うんですけども、やっぱりわたむきホール虹の顔だと思うので、もうちょっと考えてもらえたらいいかなと思います。

まずはそこで、今の業者はなぜ、探されていたのか、このときどういう対応をされたのか、お聞きいたします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** ただいまわたむきホールのどんちょう、光ファイバーの修理についてなぜ放置してあるかというような再質問をご質問いただきました。

先ほど教育長が答弁させていただきましたように、平成23年6月に光ファイバーの方が故障しているということが判明しておりました。それ以来、今に至るまで使

われることなく至っているわけでございます。それまで何もせずにはしていたわけじゃなくて、平成25年度のときに何とか修理ができないかということで、当時関係の施工された業者さんに当たりましたところ、既に廃業されておられて、ちょっとそのつてはなかったんですが、当時としましてわたむきホールと同じように光ファイバーが使われたどんちょうのある施設が全国にもまだかろうじて幾つかあったということで、そういうところにどういうふうな修理とかメンテナンスをされているかというのを問い合わせたりしていたんですけど、なかなかやっぱり専門業者がもう、その当時としては数少ない状況でございました。

その中で、ようやく何とかその関係の業者さんを見つけまして、現地に来ていただいて現状を見ていただいたわけなんですけれども、やはりその当時としても20年ほど経過しておりましたので、修理をするにしても機器がなかなか、部品とかも今、廃盤になって製造されていなくてなかなか入手できないこともあったり、それとシステムもパソコンでコンピュータ制御していたわけなんですけれども、20年以上前の古い制御システムをそのまま直すというのはちょっと、なかなか難しく、一からそういうプログラムを組み直さないといけないということで、かなりの経費がかかるというような業者さんのお話でございましたので、ちょっと修理の方は断念せざるを得ないというような状況になった次第でございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** ほっとかなかったということで、かなり苦勞されたと思うんですけれども。

もう一点なんですけど、緊急度の高い設備更新につきましては、私、以前も言ったと思うんですけど、わたむきホール虹の外壁というか外回り、あの辺も今も直されていない状態なんですけれども、何かにつけて全然町として考えていてくれないのかなと。トイレが洋式に今回変わりましたね。畳もさらに入れかえられたというのもしきましたし、今度直すところは何やねんという話になっていくと思うんですけれども、今、早急に直さなアカんとこてわたむきホールで、どんちょう以外に何かあるんですか。再々質問、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 再質問いただきました。どんちょう以外といいますか、ちょうどどんちょうが壊れたころぐらいからわたむきホールの施設、備品等の修理も、やっぱりかなり傷んできたということで修理をさせていただきます。ちなみに、平成22年度ぐらいからなんですけれども、舞台照明の関係の調光操作卓という機械がございまして、それはアナログ方式でしたので、その当時からデジタル化ということが進められていますので、それに合わせてデジタル化をしたりとか、あるいはエアコンの操作盤の更新をさせてもらったり、照明関係の基盤の更新をし

たりというような形もしておりますし、平成25年度ですとふれあいホール、小ホールの方の舞台装置の制御盤であったりとか音響反射板、ワイヤーが大分古くなっているということでそういう交換をしたりということ、それから平成28年度ではトイレの改修と、今、畳の入れかえもおっしゃられたんですけども、それ以外にも大ホールの音響調整卓というのの更新もさせていただいています。

今後につきましては、一番、今わたむきホール虹の方で課題となっておりますのはやはり外壁のタイルがかなり浮きがひどくなってきておりますし、長年の使用でやはりひび割れも入ったりしておりますので、このまま放置しておくとその人にけがを発生させたりとかいうようなことも起こり得ることですので、外壁の修理といたしますか剥落防止の工事を最優先に考えておるところでございます。それ以外にも雨漏りがあったりとかいうこともございますが、まず外壁のタイル改修を何とかしたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** ありがとうございます。もう質問できませんので要望として。外壁を直されるということで、私、前も言いましたけど、車の輪どめの石がところどころ外れて、ないところやあるところやら、それと見てもらったら分かるんですけど、わたむきホール虹の西ベラ、あちらの方のタイルとの際、それと北ベラの際、あれをよく見ていてください。あれ、下がっていると思うんです、私、個人的に。当時、耐震ができたのか私はちょっと定かではないんですけども、その辺をまたきちっと耐震の調査なり何なりしていただいて、今、タイルも直されるということで、これからもきちんと直していただけたらいいかなと要望しておきます。ありがとうございます。

続きまして、2つ目なんですけれども、これは私、また前回も言ったんですけども、中学生、高校生の自転車通学と下校についてなんです。平成27年の4回定例会、5回定例会で自転車の運転についての質問をしてから2年がたち、このごろまた2列、3列、ひどいときには4列になり自転車を運転している中学生をよく見ます。特に下校時は3列、4列になって下校する中学生をよく見ます。また高校生になりますと、今はやりのスマホを見ながら通学やら下校しているのをよく見ます。また逆走、車で走っていたら向かいから来て走ってくる生徒さんもよく見ます。その点の中で、平成27年6月1日に自転車運転の道路交通法が改正されまして、28年、29年度は中学生にどのような指導をされたのか、お聞かせいただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** ただいま中学生、高校生の自転車通学と下校時の交通マナーと安全指導などにつきまして、ご質問をいただきました。

これまで中学校でも指導が大事だということで取り組んでまいりまして、これまでに行ってきた指導を申し上げますと、まず、毎年4月には新入生を対象とした交通安全教室を実施しております。また、翌月の5月には地区別集会におきまして通学路点検や危険な箇所の確認などとともに、交通安全指導を行っております。また、6月には生徒会の生活委員会の生徒たちによる全校一斉自転車点検ですとかヘルメット点検を行いまして、さらに7月には夏休みの生活に関する学級指導の中で、担任から交通ルールを守る指導をしているところでございます。あわせて1学期の終業式ですとか2学期の始業式などにおきましても、交通マナーについての講話を行っております。

特に近年の指導としまして力を入れておりますのが、教職員が毎日下校時に校門のところに立ちまして、挨拶の指導に加えまして交通安全に気をつけて帰るように、そしてまたヘルメットを着用するようにと呼びかける取り組みを続けております。さらに、10月の中間テストの際にも通学路の交通の要所要所に教職員が立ちまして、下校の様子を見て指導してきたところでございます。

このような取り組みもありまして、以前と比べるとほとんどの生徒がヘルメットを着用しております、マナーの向上も見られるというものの、交通安全に対する意識の低い生徒もおりまして、住民の皆様から情報をいただきましたときには、その都度、各学級で繰り返し指導を行ったり、現地での安全指導をしたりしているところでございます。

今後も地域や保護者の皆様に、挨拶運動とあわせて交通安全についての声かけもお願いをしながら交通ルールの指導を行い、自他の安全、命を大切にする子どもたちを育成してまいりたいと考えているところでございます。

また、高校生を含む住民の皆様への交通安全の啓発につきましては、町全体でのさまざまな取り組みを通しまして、交通安全の大切さを引き続き積極的に啓発してまいりたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** ありがとうございます。教育長が今言われたように、時期的に、数でいきますともう半年ぐらい指導されているような話であるんですけども、私、今、下校時、朝、通学のときもなんですけど、よく考えてみると、クラブ活動をした帰り、よくしゃべって、僕はよっぽど、いつも写真で提示していますけれども、顔写真が写るとちょっとまずいのかなと思って撮っていませんけれども、4、5人が、テニスだと思いうんですけどラケットを持っている子とか、かごに入れている子とかが固まって帰っているんですけども、今、要所要所に立っていると言われたけれども、やっぱり私らも若いときには学校の先生の前ではヘルメットをかぶって、自分の大窪近辺に入ってしまうともう、脱いで帰っているというようなことですし、

私がこんなことを言って、質問してそんなことを言っていますけれども、いるんですよ、実際にヘルメットをかぶっていない生徒が。この辺を見てもらおうと思うとやっぱり、学校の校門の前で立っていただけでは多分、無理だと思います。やっぱり時間たってからとか、よく僕らのときに抜き打ちされたこともあるんですけども、大窪近辺の中に入っていたらよく分かると思うんですけども、その辺の考えをちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（野瀬 薫君）** ただいま奥平議員様から再質問をいただきました。

まず、日ごろの地域の皆様、こうした皆様の児童生徒の安全な登下校につきましてのご配慮につきまして、心から感謝申し上げます。地域の皆様に見ていただいている、保護者の皆様が学校までついていってくださることによって子どもたちが安全安心な登下校ができていますものだと感謝しております。

今おっしゃいましたように、中学校の下校につきましては、今の時期ですと特にクラブが終わって完全下校までの時間が短いために、校門近くで指導することが一番有効であり、一度に出ますので、なかなか1列でということが徹底しにくいというところがあることは確かです。その点につきましては、学校の方もいろいろな機会を見つけて指導しておりますので、今後も引き続き指導していきたいと思います。

おっしゃいました要所要所に立ってというものにつきましては、年中というわけには、なかなか教職員の勤務のこともあり業務のこともありますので、難しいところがあります。地域の皆様また保護者の責任というところも鑑みていただきまして、地域全体で、また保護者の皆様のご指導によって中学生にも話をしていただけたらなというふうに思いますし、学校の方といたしましても学校のカリキュラムの中で指導の方、徹底していきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** 今、中学生の生徒さんのことばかり言っていますが、高校生の方、教育委員会の方にはちょっとまた一歩違うんですけども、今スマホを言っていたんですけど、この間も私の近所の方が自転車で\_\_\_\_\_何かといたら、スマホを見たままもう、信号待ちでとまっていたらルームミラーを見ていたら、そのままもう来よるなと思ったら、そのままバカーンと当たって、本人さん、けがされたのかちょっと分かりませんが、警察沙汰にはしていないみたいなんですけれども、その前に立って直立不動で謝られたということで、多分高校生だという話でした。ヘルメットもかぶっていないということで、町から高校生に向かってこういう注意を促せるのかちょっと分からないんですけど、例えば警察の方に立ってもらって注意を促してもらおうとか、以前も言いましたが私、仕事の行きしなに小学生の子に自転車がノーブレーキで突っ込んでいったのを

目の前に見まして、追いかけていたら逃げられたという話をここでしたと思うんですけども、そういうこともあるので、今、自転車問題は本当に、保険も入れという時代になったので、本当にもうちょっと中学生を自分から厳しく、こういう指導もしていただきたいと思います。

高校生について質問するのは何なんですけれども、その辺はどう、何か対処というかお願いできることはないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 住民課参事。

**住民課参事（山田敏之君）** 奥平議員の方から、高校生の自転車マナーについて再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

高校生につきましても中学と同様に教職員の方々や、あるいはPTAの方々が校門などにお立ちをいただきながら、生徒の登校状態を確認していただいているということでございまして、夏休みなどの長期休暇に入る前でございましてか新入生が入学してまいりました際にはそういった交通マナーの指導もされているということをお聞きしております。いつも警部交番での連絡協議会がございました際に、議員の方々からも最近スマートフォンをして自転車に乗っている子がいるので、そういったことも少し取り締まりもしたらどうかというお話もございました。日野町の中ではスマホを見ながらとかイヤホンをしながらというようなことは目につきますものの、そうした姿を目にしました場合には、警察の方では、特に目に余るような際にはその場で警告指導票を発布したり、あるいはマイク方式、そしてその場で制止をして注意を促すというようなことで啓発・指導をしているということで聞いております。

しかしながら、やはり自転車運転マナーというのは、今、議員もおっしゃいましたように、幼少期からの啓発がやはり必要であるということから、保育園とか幼稚園また小学校はもとより自治会から独自のご依頼によりますそういった交通安全の指導の際にも、携帯電話をしながらの運転や、あるいはイヤホンをしながらの走行は禁止ですよというようなことは指導しているということでございます。日野高校でも平成22年度に風紀委員が中心となって発足されました自主防犯グループのチームきらりという組織もございますので、その活動の中で地域防犯や交通安全のリーダーとして関係機関とも連携し、今後より一層効果のある取り組みを行ってきたいというようなことを聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**3番（奥平英雄君）** ありがとうございます。また中学生の話に戻りますけれども、今の中学生は本当に、朝挨拶したら挨拶も返してくるような子ばかりで、いい子ばかりやなと思っているんですけども、自転車マナーだけはちょっと、もうちょっと力を入れていただきまして、要望になるんですけども、今度また、前も言った

けどトラヤスポーツのあの近辺が一番よく3列、4列になる場所だと私は思って、中学校に向けて固まってくる通学路になっていると思うんですけども、あの辺になるとやっぱり信号待ちの車の間をすり抜けたり、いろいろされるので、そのうち事故が起きるんちゃうかなと私、いつも思っているんですけども、その辺またいろいろと注意されて、指導の方、よろしくお願ひしたいと思います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 次に、9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、通告書に基づきまして、2点につきまして分割方式で質問をさせていただきます。

まず、1点目は町の道路整備計画についてでございます。

この問題につきましては、先の6月議会においても杉浦議長が道路行政についてと題して、過去の経緯や、あるいは先人の苦労等、事細かに質問をされましたが、私といたしましても、いま一度これらに関係する路線について質問をさせていただきます。

この道路網の整備につきましては、町の発展のため大変最優先に取り組むべきものであり、近隣市町と接続する、機能している接続する幹線道路は、私は国道307号のみであるというふうに考えております。国道477がございますけれども、三重県の野洲川の方に行ってしまいますので、若干ちょっと趣が違うかなというふうに思っているところでございます。将来の町の発展のため、あるいは湖東の奥座敷などと言われないうちにも、公共事業、とりわけ道路網の整備は欠かせないものと考えております。

次に挙げます2点の路線につきましての進捗状況と、今後の町の対応についてのお伺いを行います。

まず、主要地方道土山蒲生近江八幡線（鎌掛頓宮線）でございますが、これは過去の質問でも、県道西明寺水口線と町道南部線との交差点に接続する計画であるというふうにお伺いをしてしております。その先では町道南部線を通り国道307号の木津交差点付近に接するという計画だというふうに聞いているところでございます。

また、さらにその先につきましては、県道日野徳原線と接続する計画があるのかどうか。これはかなり、我々のいる間には到底無理な話だと思いますが、そうした計画があるのかどうかをお伺いしたいと思います。日野徳原線の内池バイパスが完成した後、近江鉄道、それから日野川と交差する道路計画があるのかどうか、近江鉄道や日野川を越えて日野徳原線は別所につながっていくわけでございます。日野徳原線は現在の猫田地先の離合困難な区間が解消されなければ、この路線が完成したというふうに理解することはできません。特に南比都佐と必佐が改良された道路で結ばれることを、特に我々南比都佐地区は待ち望んでいるものであります。町

の見解をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 町の道路整備計画についてのご質問をいただきました。

県内の主要な道路整備につきましては、滋賀県が進める道路整備アクションプログラムにより、どこにどんな道路がいつまでに必要かということを具体的に示して事業に取り組んでいるところでございます。主要地方道土山蒲生近江八幡線の日野町鎌掛地先から甲賀市頓宮地先までの区間は現在、事業化検討路線として位置づけをされており、概略設計まで終えたところでございます。また、県道日野徳原線、いわゆる内池バイパスは日野町三十坪地先から別所地先までの区間で平成25年度から平成29年度までに着手する路線として計画されており、現在、三十坪地先から内池地先まで事業に着手をしていただいております。現在のところ、主要地方道土山蒲生近江八幡線から県道日野徳原線までを新たなルートで接続する計画は具体化しておりませんが、町としては将来的な課題として認識をいたしております。当面は現在の滋賀県道路整備アクションプログラムに基づき事業を進めていくことが大切だと考えております。

また、今年度は滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しの年となりまして、各土木事務所単位で学識経験者、公募委員、そして県や市町職員により組織された地域別ワーキングによって、平成30年度以降の計画策定に取り組んでいただいております。地域ワーキングでは、日野町の現状をしっかりと伝える中で、町の道路事情を踏まえた計画となるものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは再質問をさせていただきます。

今の町長の答弁では、特にまず県道日野徳原線、これは日野町の今の三十坪から別所地先までの区間ということで、29年度までに着手する路線として計画されているということでございますが、到底別所までは近々には行かないだろうというふうに思っておりますし、この件に関しましては県の計画の中で今の町道の内池水口線ですか、そこを過ぎた後、まず近江鉄道、これはアンダーで下るのかオーバーで交差するのかという問題、それからその後は、もう一度日野川を渡る計画を県の方に要望されているのかどうかということを再度、お伺いしたいと思います。

それと、もう1点は、土山蒲生近江八幡線なんですけど、今申し上げました鎌掛で西明寺水口線に接続するということは前にお伺いをいたしましたけど、今現在の町道南部線に、三叉路になっているところに接続するということじゃなくして、その少し北側になるんですか、川沿いに向かっていくという町道の計画を作成するというふうに聞いたと思います。したがって、もしも、これも鎌掛頓宮線の計画を大変、皆さんにはご尽力いただいて早急に進めていただきたいと思うんですが、その

先、町道南部線はその名のとおり町道でございます。今申し上げました西明寺水口線から国道307号までの、特に今、申し上げました接続点、西明寺水口あるいは先線の国道307が、ここに対する町の考えは現在、恐らくないだろうと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 富田議員より町道の整備についてのご質問をいただきました。ご質問いただきました日野徳原線内池バイパスでございます。こちらにつきましては現在進めておりますアクションプログラム2013の方にこの箇所が明記されていまして、ここには三十坪の泉日野線から町道内池水口線、そして近江鉄道、そして日野川を越えて日野徳原線の別所地先まで行くというような路線で、このアクションプログラムに位置づけをされて計画をされているところでございます。

現在、具体的には日野の三十坪から内池水口線のところまでということで、そこを鋭意努力していただいて工事の方を着手していつている状態でございます。こちらにつきましても、次のプログラムにつながるように、町の方でも県の方には2013から2018につながるようなことで、計画の方は要望しているところでございます。

土山蒲生近江八幡線につきましては、何回か質問をいただいておりますとおり、頓宮から現道を拡幅する中で西明寺水口線と当たるわけなんです、そこにつきましては現在の交差点がもう少し南側というんですか、南砂川がございまして、その川沿いを通過して、そこで交わって日野南部線の方に接続するような路線で、今現在、概略を書いているところでございます。その先線につきましては当然、日野南部線があつて木津のグリーンバイパスと当たるということになってくる路線でございます。こちらにつきましてはまだ具体的なところまでの協議はしておられないわけなんです、当然、先の見えた路線になっておりますので、今、最初からお答えいただいたとおり、木津から別所地先、その辺のことについてもしっかりと町としても今後研究していかなあかんというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 日野徳原線は今の計画の中ではやはり、今現在の別所の信号のある交差点につなぐという、今のところはそういう計画なんですか。そうしますと、今申し上げましたように、近江鉄道はもちろんのこと、日野川にもう一つ橋をかけないかんというようなことになってきますので、到底我々の目の黒いうちには無理かなということも考えたりもいたします。

それと、町道南部線ですが、307と接するところの予備設計というんですか、概略設計というんですか、今現在のままのあの信号の交差点では、到底大型車両が左折あるいは右折できないと思いますので、そういう計画を町はいつごろに向かって計画しようと今考えておられるのか、もう一度お伺いしたいと思います。これは西明

寺水口と接する交差点も一緒でございますが、そういう計画はどのような考えに基づいて今後進めようとしているのかをもう一度、再度お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 土山蒲生近江八幡線について、ご質問いただきました。

この道路につきましては、今現在、検討路線ということで地元の期成同盟会をはじめ地域の方に様々な形でご努力いただきながら概略設計が終わったところでございます。まだ概略設計が終わったところで、今後のスケジュールも詳しく分かっていない中でございます。ただ、道路というのはすぐにできるものでもありません。10年、20年かかるものかと思えます。その中で、町として将来的に必要な道、どのような思いで持つというのは当然、大切なことでございますし、それを研究するのが当然かと思えます。ただ、もう少し、土山蒲生近江八幡線の具体的な姿もまだ見えてまいりませんので、その部分も含めながら今後、しっかりと研究したいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 我々、南比都佐小学校区はご存じのように日野徳原線に接しているわけです。できれば、今、課長の答弁にありましたように、10年先、20年先になろうかと思えますけれども、今この日野徳原線に307号から、日野の町の方からは左折して日野徳原線に入って土山へ抜けると。この大型車両が強烈に増えておるんです。ということは、新名神甲賀土山インターができたためだとももちろん思っております。それがために、ご存じの日野水口グリーンバイパスが無料化になっても何ら関係のない路線ということであります。ご存じのようにグリーンバイパスは無償化になりましてもならなくても、甲賀市の町なかあるいは信楽へ抜ける立派な道路です。したがって、特に307号を通過して日野徳原線に入ってきて、そして新名神に向かう車両というのは恐らく中部圏に流れていく車両だというふうに思っておりますが、あるいは甲賀の工業団地に行く車両もあろうかと思えます。一度、そういうことを申し上げましたけれども、グリーンバイパスの深山口の交差点で、前も言いましたが看板ができたんですよ。ここを左折すれば新名神に行けると。あれは我々地元の住民としては本当に、むしろ迷惑でございます。そういう意味で、できましたら、できましたらというか、何とか先ほど申しました鎌掛頓宮線、この道を早期に施工していただくような動きを町としてもとっていただきたいというふうに思えますし、あわせて日野南部線、町道南部線の今申し上げておる土山蒲生近江八幡に逃がすための国道307との交差点も、町としても、町道として考えるのであれば町としての考えも早急をお願いしていただくことをお願いいたしまして、この問題については終わらせていただきます。また1年ほどしたらこの問題、しつこく質問させていただくかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目でございます。町道深山口木津線の舗装補修とその関連についてということでございます。

皆さんご存じがあるかどうか知りませんが、この深山口木津線というのは、南比都佐小学校の裏側といいますか、東側にある砂川に沿う町道深山口木津線でございます。これは幼稚園の前から砂川に沿ってうちの圃場が終わったところから山の中へ入って行って木津に結ばっていくという町道でございます。この路線、特に今申し上げたい深山口木津線の約170メートル区間というのは、平成16年度に、私は簡易舗装だと解釈しております、として施工されましたが、現在は幼稚園の保護者が園児の送迎に、毎日約20台の乗用車が朝夕2回通行されているためと、13年の歳月から舗装が傷み、たびたび町当局から剥離した舗装補修を、穴があいたところをその都度町でアスファルト材によって埋め立て補修を行っていただいているのが現状であります。今のところ園の職員さんとか、あるいはご父兄から苦情などは聞いておりませんが、課長もこの前、現地に行っていたというふうに聞きましたが、あそこは通っているたびに傷んでいくと思います。いわゆるほかの町道舗装とは舗装構成が違うと思っております。そのために、一般町道の舗装をされているような工事ができないことかということをお望みするものであります。町の見解をお伺いしたいと思います。

また、2つ目は、幼稚園の向かい側に深山口の草の根広場がありまして、ご父兄の駐車場として利用していただいておりますが、これは当然、先ほど申しました朝と夕方において送り迎え、朝は送り夕方は迎えのためにここに一度、当然、車を止められます。そして今申し上げました出入りをして、出て深山口木津線を通って公民館の前を通って県道へ出て帰宅されるというルートに、一方通行として利用していただいているわけでございます。また、ここで1つお願いといいますか、申し上げたいのは、この草の根広場は当然、舗装はしておりません。されておりません。深山口自治会の地縁団体の土地でございますので、しておりません。ただ、真砂土みたいなきれいな砂を敷いておりますので、車両の出入りのたびに土砂が持ち出されて、前の道路が、町道が泥だらけというのが現状でありまして、特に雨の後はそういうことが顕著にあらわれるのが現状でございます。

これらのことから、この駐車場に使っていただいている広場の対策を、アスファルトとまではいかなくても、教育委員会には何とか、今日び碎石舗装というのがあるのかどうか、もう、ちょっと私も分かりませんが、そうしたことでの対策がとれないものかどうか、前向きな教育委員会のご答弁をお伺いするものであります。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 町道深山口木津線の一級河川砂川右岸沿いの舗装についてご質

問いただきました。

現在、同区間は町の道路パトロール等で舗装の傷みなどがあれば補修で対応をさせていただきます。園児の送迎等にご利用いただいている状況は承知しておりますが、現在の中では新たな舗装整備ということにまでならないということでございますので、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、この道路は今、ご指摘がありましたように簡易舗装といいたいでしょうか、再生アスファルトを使うような形で当時、建設課と当時の曾羽議員さんなどと協議しながら厳しい財政事情のもとで何か効率的な対応はできないのかということ、ご協力を願ってあつた対応をしてきたということをごさいますして、正式の舗装ということになっていないということについては認識をいたしておりますが、現下のなかなか厳しい財政状況のもとで直ちに対応ということについては、なかなか難しい状況にあるというふうに考えております。

広場の話については教育委員会の方から答弁させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 続きまして、南比都佐幼稚園の送迎用の駐車につきましてでございますが、深山口自治会様のご厚意によりまして広場を保護者の皆さんが利用させていただきますことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

南比都佐幼稚園には現在、10台の駐車スペースがございますが、行事のときや送迎の駐車には草の根広場を利用させていただいているということでございます。園の駐車スペースとして見てみますと、町内の各幼稚園の駐車場の状況から見ましても現在の園児数に対応できているものと考えているところでございます。草の根広場の碎石舗装等につきましては、深山口自治会様の広場でもございまして、現在のところは考えていないところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** そうしたら、再質問させていただきます。

深山口木津線につきましては、再質問で申し上げようかと思っておりましたが、町長が言っていただきました。13年前でしたか、あそこはここの確か477だと思えます。アスファルトをめくって、それを有効利用したら安くて早くできるということで、喜んでうちは手を挙げてやっていた道路だというふうに認識をしております。ただ、現在は道路の中央に、課長もご存じだと思いますが、もう草まで生えてきておるような状況です。ということは、そこはもう舗装がないということでございますので、アスファルトを袋で持ってきてばんばんとたたくようでは到底無理だと思います。そういったことも含めて、今後、なかなかそれだけの予算はないのかもしれませんが、極力補修で追いかけていくばかりじゃなくして、一度正式な舗装をしていただくような考えがございせんか。もう一度質問をさせていただきます。

す。

それから、今の草の根広場でございますが、教育長、深山口自治会の広場でもあり、現在はそんなことは考えていませんと。深山口自治会を代表して舗装をしてくれたらどうやということをお願いしているので、そんなことを聞いているわけではありません。あそこは確かに、周囲は、幼稚園の用務員さんですか、用務員さんは人によってもめちゃくちゃ違います。今年の人小学生の方も含めて素晴らしいです。今の草の根の斜面まで草刈りをしていただいております。大変感謝をするところでございます。申し上げておりますように、駐車スペースが10台程度で足りるという問題じゃなくして、父兄さんがそこへとめられる、また幼稚園の園の行事あるいは秋の運動会のときにはご父兄以外の方にもそこへとめていただいておりますので、それは結構ですので、何とかそういった対応ができないかということ、再度質問させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 町道深山口木津線について再質問を頂戴いたしました。

私も質問いただいてから現場の方を確認してみましたら、非常に再生の舗装の割にはというか、よい状態でできておりました、私も勘違いをしたような状況でした。町長が先ほど申されたとおり、聞いてみますとそのようなことでできたということは経過が分かったんですが、かなりよい状態だったということでございます。

町といたしましては、今の状態も舗装のような状態でございますので、それを管理しながら維持管理に努めたいと思っております。ただ、先ほど言っておりましたように、中央に草が生えているとか穴があいているということは承知していますので、その部分の修理の方法等、また考えながら工夫して、今後も適正な管理に努めたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま草の根広場の碎石舗装ということでござい

ます。現在、町内の各幼稚園の駐車スペースという数のバランスからいいますと、南比都佐の現在の園児数から考えると、現在のところ妥当なところかなというところが正直なところでございます。また、この後、このことに関しましては南比都佐の幼稚園の方とも相談させていただきまして、例えば現在の先生の車を少し遠いところへとめていただいても父兄の皆さんに近くにとめていただくとか、そのようなことも考えていかなあかなのかなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** まず、道路につきまして、課長がご存じのように町道深山口小学校線を舗装してもらっています。あの舗装と全然差があります。立派な舗装やという言うわと思っております聞いていますけど、補修をしながらやってください。

そしてできることがあれば、いい機会があればあの舗装を普通の町道舗装としてやっていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、宇田課長の答弁でございますが、職員さんは10名もおられませんよ。その人はプールと遊具の間のいい場所です。あそこへとめられる、それはいいんです。ご父兄があそこを出入りされるので、そのたびに土砂が持ち出されるということを行っているんですよ。職員がよそのどこかへとめて、ご父兄がそこへとめるというのは無理です、台数的に。ですから、最初の教育長の答弁にありましたように、深山口自治会の土地でございますので、こんなことを言っでは、大変厚かましい、失礼な話かもしれませんが、あそこを駐車場として敷地料でも深山口としていただいていたなら、何年か積み立てて当字で何とかしようかという気持ちにもなるかと思いますが、それは先ほどの答弁の中にあつたように厚意で使っていたというので、そういうことではございませんので、教育委員会としてあそこを何か買い上げよとか何とか、そういう問題ではございませんので、土が持ち出されないような対策がとれないかということをもう一度だけ、答弁をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 再質問をいただきました。

この草の根広場につきましては、いろいろ調べてみますと保護者さんが困っておられるということで、深山口の自治会さんが保護者に対して協力してあげようということでこのような利用が始まったというふうに伺っております。お互いの厚意で今、すごくうまくいっているのかなという思いもしております。ちょっと土がどれだけ出ているかということも私、ちょっと承知していないこともございます。その点につきましては、今後、また雨の降ったときなど確認しながら、対応ができることであればまた対応も考えたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 以上で終わりたいと思います。土がむちゃくちゃ持ち出されているとかいうことではないです。特に雨が降った日にそこから出入りされるときに当然、タイヤについて外へ出ると。またそれ以上の雨がいつかに降ったときにはまた流されていることもあるんですが、それはもう追いかけっこです。したがって、何とかご高配をいただけたらということで、お願いをして、質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。

再開は3時25分から再開いたします。

—休憩 15時09分—

—再開 15時25分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** それでは、通告書に沿いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、1項目めの質問ですが、2025年問題への取り組みについてお尋ねしたいと思います。

約1世紀にもわたり増加し続けてきた日本の人口が一昨年、ついに減少に転じました。試算では、今後10年弱の間に日本の人口は700万人減少します。生産年齢人口、これは15歳から64歳までですが、が7,000万人まで落ち込む一方で、65歳以上の人口は3,500万人を突破いたします。また2025年の日本は団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人の1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類がいまだ経験したことのない超・超高齢社会が到来いたします。これが2025年問題です。この問題について、当局の取り組みをお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、超・超高齢社会が到来し、働き方、それから過ごし方が大変化に見舞われます。厚生労働省のデータによれば、2000年から2010年までの10年間で事務職や工業系技術者は14パーセント、農業、林業、漁業従事者は30パーセント、また土木作業業者や建設技術者は40パーセントも減っています。一方、介護関係職員は倍以上に増加し、葬儀、お葬式ですね、関係者も1.5倍に増えました。この傾向は2025年までにますます加速していきます。そこで、当町における過去10年間の上記同様の職種への従業者人口の推移をお尋ねいたします。また、今後、労働力不足の深刻化が予想されますが、この問題に向けてどのような取り組みをされているのかをお尋ねしたいと思います。

2つ目ですが、介護保険制度が設けられた2000年に比べ、現在、介護関連の職につく人の数は約4倍にも膨らんでおります。それでも人手が足りそうにありません。これからの日本は地方の人口は減っていきますが、大都市圏では人口は余り減らず、同時に高齢者が激増します。首都圏では高齢者人口はおよそ1,000万人にも達すると予想されております。2025年を待つまでもなく、あと数年で首都圏の介護施設は足りなくなり、介護クライシスと懸念されている事態が発生いたします。誰にも介護してもらえず、自宅で放置され亡くなる人が急増する、このまま大都市にいたらまずい、そう考え地方に移住する高齢者が出ることが予想されております。近隣の市町でも日本版のCCRCなどを検討されるところが増えてまいりましたが、このような事態になると当町など地方の町は大都市からの高齢者流入により、さらに高齢化が加速され、医療施設、介護施設が不足し、そのような施設に従事する労働力不足も深刻度が増してまいります。この問題に対してどのような取り組みをお持ちになっていらっしゃるのでしょうか。

まず、この2点についてお尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 2025年問題への取り組みについてご質問をいただきました。

質問いただいた具体的職種別の就業者数の変化のデータにつきましては、調べましたがなかなか確認できませんでした。少し分野は違いますが、2005年と2015年の国勢調査における日野町の就業者数についてはデータがございまして、就業者数は5.5パーセント減少しております。このうち第1次産業では38.6パーセント、第2次産業では7.9パーセント、第3次産業では4.1パーセント、それぞれ減少しているという状況でございました。

次に、今後予想される労働力不足は全国的な課題でございます。国を中心としながら県や市町も連携して対策を講じる必要があると思っております。日野町におきましては、高齢者の活躍の場づくりのためにシルバー人材センターへの支援を行うとともに、企業、事業所に対して企業等の代表者との懇談会や労働講座の開催などを通して、ワークライフバランス等の働きやすい職場環境づくりに向けて啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、医療介護等に係る高齢者の都市から町への流入についてでございますが、この取り組みにつきましては、地方の小規模自治体が単独で医療介護体制を整えることは困難なことであり、国が中心となって都道府県、市町村が連携して計画づくりなど財源措置を含めて対応することが必要であると考えます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 1つ目の質問にて、深刻化が予想される労働力不足についてお尋ねいたしましたが、第1次産業では38.6パーセント、第2次産業では7.9パーセント、また第3次産業では4.1パーセント、これは国勢調査をもとにして2005年と2015年を比較した値というふうに伺いましたが、それぞれ減少しているということです。当町においてもやはりそのように労働力不足が深刻化してきているわけですが、超・超高齢化社会におきましては、労働力不足だけでなく認知症などの問題も今以上に深刻化してまいります。

厚生労働省のデータによれば、現時点でも軽度を含め全国で少なくとも820万人が認知症を患っているとのこと。それに基づけば、2025年には認知症が今の1.5倍に当たる1,200万人以上になっていてもおかしくありません。全国民の10人に1人が認知症で国が成り立つのかという疑問が湧いてまいります。あと7年少しで画期的な対策が見つかると思えません。また特別養護老人ホームには順番待ちが続き、認知症の特効薬ができる気配も全くございません。この認知症問題に対してはどのような取り組みをお持ちでしょうか。

また、2つ目の質問では、今後の医療施設や介護施設の不足、また施設に従事する労働力の不足についてお尋ねしたわけですが、同様に高齢者が受給される年金に

についても今後、2025年には破綻同然の水準にまで崩壊し切っていることが予想されます。年金をはじめとする社会保障費は、現在の約120兆円から、2025年には150兆円に増えると考えられます。しかし、2014年に厚生労働省が行った将来予測は、現役世代の賃金はこれから毎年上がり、10年後の保険料収入は40兆円に達する見込みだから年金は破綻しないという、実態からかけ離れた仮定が満載で、明らかに絵に描いた餅でした。

現実的な値をもとに計算すると、遅くとも2030年代前半には年金積立金は枯渇してしまいますし、所得代替率、これは現役時代の給料と年金支給額の比率ですが、これが50パーセントを死守するという政府の目標もかなうとは到底思えません。年金破綻を防ぐには、2025年まで経済成長と毎年1.5パーセントずつの賃金アップを同時に達成しなければなりません。日本人の平均賃金は20年連続で下がっており、しかも働き手は減る一方です。2025年というのは、今まさに行われている60歳から65歳への年金支給開始年齢引き上げが最終段階に差しかかっているころですので、支給開始年齢の70歳への引き上げが実行に移されるかもしれません。ただでさえ物価や賃金の変動に合わせて給付額を減らすマクロ経済スライドで、2025年には今の8割前後まで年金給付額が減っているのに加えて、現在の50代から下の世代はようやく年金がもらえると思ったのに、まだ待たされるのかと嘆くことになってしまいます。このような事態に陥ると、生活が破綻して高齢者破産の道を選択し、生活保護を受給される方も増える可能性が高くなります。そうすると、ますます扶助費が増加してしまい、自治体運営を圧迫することになります。

年金問題は非常に難しい問題ですが、多くの町民の生活にとって間近に迫った喫緊の課題でもあります。この点についての取り組みやお考えをお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** ただいま後藤議員さんの方から再質問をいただきました。

まず1点目は認知症の対策と。認知症の方が増えていくということで、町でどのような対策をしているのかということのご質問でございます。現在、先ほどもおっしゃいましたが、団塊の世代の方が2025年になると75歳以上になられるという状況があります。その中において、認知症対策といたしましては包括ケアシステムの中での取り組みとなりますが、認知症初期集中支援チームというものを昨年、設置させていただいて、認知症の疑いのある方とか、そういう可能性のある方を早期に発見して集中的にケアをしていくというふうな形でのチームを立ち上げております。また、この9月には認知症カフェというものを設置いたしました。認知症の方だけでなく認知症の方を介護されている方に参加をいただいて、その中で気楽にいろい

ろと相談をしていただくというようなことも取り組みをしております。そのほかに認知症についてはやはりその啓発というんですか、やっぱり知ってもらうことが大変重要でございますので、やっぱり出前講座にお申し込みいただいて、認知症に関する取り組みであったり、認知症とはどういうものであるかということについて、出向かせていただいて説明をさせていただいているというところでございます。

さらに、これは一応、来年度の予定なんですけど、認知症ケアパスということで、今現在も簡単なものを持っておるんですが、それにかかわる手引きというものを今年度、ある程度準備して、来年度については考えていきたいなというふうな取り組みも進めております。

認知症についてはなかなか難しい面もあります。実際認知症になられましたら当然、専門医であったりとか認知症にかかるようなお医者さんに見ていただくというのが一番だと思いますので、その辺も含めて、その以降はまた介護保険のサービス等を利用していただく、また介護保険のサービスの中ではそのための認知症のデイサービスであったりとかグループホームだというのが現在も日野町内にもございますので、全ての人がそこを利用できるわけではございませんが、そのようなサービスについても利用していただけるというふうな状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** ただいま後藤議員から年金についてのご質問をいただきました。

年金も含めまして、高齢化の進展に伴いまして医療や介護、年金など社会保障費というのは増大していくというように言われております。社会保障費の伸びをどう低く抑えるかというのが重要な部分でもあります。例えば、医療分野でいきますと、よく言われているのが保険事業など健康づくりとか重症化予防といったものに取り組んでいきなり、またおっしゃるように認知症対策、介護保険でいうと認知症対策、さらには年金でいきますと、先ほど言われましたように年金の受給対象年齢の引き上げといった部分での社会保障費を抑制するというのが1つの課題です。

一方で、その財源をどうしていくかということも国においては検討されていまして、それを公費、税金で確保するのか、また社会保険料等で確保していくのか、さらには世代間の負担とか本人負担の部分でどう考えていくのかということで、本人負担の見直しという部分で、その財源についてもいろいろ国の中において議論をされているところでございます。

ご質問いただきました年金の問題につきましては、小規模の自治体で対応するという部分ではなく、国全体の大きな課題として国の中で検討いただいているというように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 確かに今おっしゃっていただいたように、認知症の問題などは非常に微妙な問題でもありますし、難しい問題であることはもう、重々承知いたしております。

今年度、東桜谷地区がモデル地区となりましたので、社会福祉協議会ですとか、また福祉協力員さんたちを中心に、米原の大野木地区というところに視察に行かれます。その視察の結果をもとにいろいろと私たちも今、議論を交わしたり、参考になるところはないかということで、集まっては話し合いなどをさせていただいているところでございますけれども、大野木地区などでは公助というよりは共助に当たる部分であるとは思いますが、こういった活動も認知症の予防であるとか、あるいはそういったものの早期発見、横のつながりを強く持つということがつながっていくんじゃないかと思っておりますので、そういった部分で同町でも取り入れられるところは取り入れていって、少しでもやはりみんなで、1人をみんなでカバーし合いながら生きていける世界が実現できればというふうに思うわけでございますけれども、厚生労働省の推計によりますと、2025年の医療保険給付は総額54兆円となり、現在より12兆円以上増える見通しです。

国は破綻を回避するために、患者は確実に増えるにもかかわらず、医者と病院を減らしにかかっております。日本の医師数は、先進国の中では現在、最低レベルにあります。医者がいなければ治療ができない。治療ができなければ医療費が膨らむことがない、つまり医療費を抑えるために医師の数を減らし、病院の数も抑えているように思えます。2025年には全国の入院患者数は1日当たり138万人を超えておりますけれども、全国の病床数は今でさえそれに足りない134万床で、今後さらに減らされる見通しです。確実に数万人から数十万人の病人さんが病気にかかっても入院できなくなってまいります。この深刻な医療問題、当町も他人事ではございません。これに対してどのような取り組みをお持ちにならっしゃるかということも、ちょっとお尋ねしたいと思います。

また、労働力不足の問題に対しましては、この解決策の1つとして、昨年、木村義雄参議院議員を委員長とする自民党の労働力確保に関する特命委員会が、外国人労働者の受け入れ拡大に向け、政府がこれまで原則として認めていない建設作業員などの単純労働者の受け入れを、必要に応じて認めるべきだとして容認し、外国人労働者政策の抜本的な転換を求める提言を行いました。

これから元気に働ける日本人の人口は、右肩下がりに減ってまいります。経営者の間には、苛酷な単純労働にも文句を言わず人件費も安い外国人労働者を雇えばいいという風潮が広がり、滋賀県内でも既にコンビニや飲食店の店員など、サービス業の現場はアジア系の外国人労働者をよく見かけるようになりましたが、介護の現場も間もなくそういうふうになってくると思われます。

首都圏の周辺には既に外国人労働者のまちと化しているエリアもあり、2015年上半期外国人の刑法犯検挙件数は6,610件でした。また、先月29日には日野町山本の一戸建て住宅内にて大麻の栽培を行っていたベトナム人4人が逮捕される事件があり、身近な事件として大変驚いているところでもございます。この事件では大麻草800本以上が栽培されており、県内ではこの15年間で摘発された大麻の量としては最大であるとのことで、栽培だけでなく家の中は大麻製造工場となっていたとのことです。このような犯罪の背景には、物価の安い国出身の労働者が低賃金で苛酷な労働をさせられ、耐え切れずに犯罪に手を染めているケースが増えていると考えられます。

アジア系外国人労働者の中には、徹夜の肉体労働など、労働条件のよくない仕事に携わる人も多とききます。また、日本人の人手不足もあって、留学生のアルバイトは週28時間以内という法律の規定も全く形骸化しております。多くの外国人労働者には日本語は通じません。日本に出稼ぎに来る外国人が皆日本語を勉強し、社会に溶け込む努力をするとは限りません。そういう人々が集まって外国人だけのコミュニティがあちこちにできてしまう可能性もあります。もちろんこの町にもそういう可能性、出てまいります。中国でも、出稼ぎ労働者が多い北京など都市部の建物には、窃盗防止のために必ず金属の防犯ドアがついておりますが、治安のよい日野町ではそうした設備はありません。

このように多くの問題を抱える外国人労働者の受け入れに対して、どのような取り組みや対策をお持ちでしょうか。これについてもお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 不足する労働力に対して外国人労働者が日野町でも実際、工場などの労働力として何人か、第二工業団地でいましてもたくさん的人数がいらっしゃっております。そういう中で今、議員おっしゃったように、そういう方たちが先般の犯罪とかいうふうなことににかかわってくる可能性もあるということ、従来からこの東近江警察署管内の構成市町の方で企業さん、特に外国人労働者さんをたくさん雇用されているような事業所の代表の方がお集まりいただいた中で協議会を持たせていただきまして、その中で情報交換とか日本でのマナーの取り組みなどについて、事業所の事業主さんが率先して、外国人労働者に対していろいろ教育とか、交通安全も含めまして指導をしていくというような形で、警察と普段から連携をとった中で今、進めているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 医療ならびに医師についてのご質問をいただきました。

ご質問いただいております医療、また医師、看護師等でございますけれども、こちらにつきましては医師、看護師等の確保であるとか、地域偏在を解消して、あわ

せて介護人材の確保、育成を図るとともに十分な財政措置を図るようということ  
で要望もしておりますし、国保連合会、国保で組織されています国民健康保険組合  
の全国大会でもこのような決議もされているところでございます。日野町、とりわ  
け滋賀県では県内の地域医療構想ということで、県内および2市2町で構成してお  
ります医療圏域でも病院、医師の数についての調整なんかも、過去においてもされ  
ておりますし、現在も医療構想については協議がされているところでございます。

ただ、これも絶対数の医師の限りもございまして、全体的なバランスもあるとい  
うことで、今、県においては苦慮されているというふうに聞き及んでございませ  
ん。かかりつけ医を私どもが持つということであるとか、総合病院、病院について何  
を求めるのかということもあって、それぞれの機能をどういうふうに分散していく  
のかということも、我々自身も考えていかなければいけないのかなというふう  
に考えてございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** ありがとうございます。私、年に何回かは大津の唐崎にござ  
いますJ I AMに研修に行かせていただいているんですけども、行くたびに出てく  
る課題に、いつもやっぱりこの2025年問題というのが取り上げられております。  
まだ当初は10年先の話に思っていましたけれども、はっと気がつくともうあと7年ち  
よっとなかなか。あつという間ですね。この間にどれだけの対策ができるのかとい  
うと、それはやっぱり難しいこともたくさん出てくると思いますが、町民の  
皆さんを含めて一人ひとりの意識の中にこの問題があるかないかで、実際の2025年  
を迎えたときに随分違っているんじゃないかなというふうにも思います。

2025年問題では、高齢者を支える人口を増やす少子化対策も重要と言われており  
ます。このまま行くと、近い将来、1人の若者が1人の高齢者を支えなければいけ  
なくなるとよく言われておりますけれども、実際にはその人に子どもがいれば、高  
齢者と子どもの両方を支えなければいけない状態になってしまいますので、ますま  
す子どもを育てにくくなってまいります。また、長引く不況により格差問題なども  
大きな問題となってきておまして、少子化対策に有効な策はまだ出ていない状態  
です。地域扶助や介護サービスの充実など、高齢者ケアの観点と少子化対策などの  
財政面からの観点などの多角的な観点からの対策が必要であると同時に、地域住民  
の皆さんの間にはまだまだ、今もお話ししましたように2025年問題の存在や、その  
危機感が共有できていないようにも感じております。

この問題は、これから国のあり方そのものを変えてしまうほどの大きな問題とも  
言われておりますけれども、2025年まではあと7年余りしか残されておられません。  
行政の皆さんも、2025年問題に対する意識を今以上に町民の皆さんと共有しながら、  
みんなが痛みだけではなくて幸せも分かち合える社会を若い人たちに残せるように、

町民の皆さんが納得できる対策を考えていただけるように要望させていただきます。

それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。

災害時および有事の町民避難、保護についてお尋ねしたいと思います。

近年、非常に勢力の強い台風が多数襲来し、日野町においても平成25年9月の台風18号、平成27年9月の台風18号などが大きな爪跡を残しました。今年の8月23日から24日にかけても台風13号ハトが中国に上陸後、内陸部に進み、竜巻なども発生させ、高層ビルから大型クレーンが転落したり、家屋の倒壊や自動車の横転など、特撮映画のような惨状がテレビやネットで報道されておりますし、また10月21日から22日にかけて襲来した台風21号では、日野町各所に被害が発生し、山本地先では一時通行止めとなり、西明寺、平子、熊野、そして私の地元、東桜谷地域でも、鳥居平、奥之池に避難勧告が発令され、それ以外の東桜谷全地区にも避難準備が発令されました。10月22日には午後10時半ごろより、私は堀江議員の車に同乗いたしまして、2人で東桜谷各地区の会所と消防団第2分団の詰所を訪問して状況確認を行い、緊急対応で待機していらっしゃる方々の激励をさせていただきましたが、そのときにも奥之池の2カ所で被害が発生しておりました。

他方、安全保障の面においても北朝鮮と米国による相互の牽制合戦が続いており、北朝鮮では金正恩体制以降、近距離・中距離・長距離を合わせて100発を超えるミサイルを発射しており、9月議会での谷議員の一般質問にもありましたが、8月29日早朝に発射された弾道ミサイルは、北海道上空を通過し襟裳岬の東に落下しましたし、先日11月29日にも新型とみられる大陸間弾道弾（ICBM）1発を発射し、これはロフテッド軌道にて最高高度4500キロまで上昇し、約50分間、1,100キロを飛行して、日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下しました。幸いにも今回のミサイル発射については事前に漁協関係者に情報がもたらされていたこともあり、直接の被害は発生せず済みましたが、落下地点は国内有数の漁場でもあり、多数の漁船が操業していれば大きな被害が出ていてもおかしくない状況にありました。

北朝鮮のミサイルは今回だけではなく以前にも我が国のEEZ内に着弾した例や、旅客機の航空路を約10分違いで飛行した弾道ミサイルまでありますし、今回のミサイルも飛行中の何機もの旅客機から目撃をされていたという情報も報道されております。

そこで、災害時や有事の際の町民避難、保護について当局にお尋ねいたします。

まず、1番目ですが、本年の日野町総合防災訓練は9月3日に日野小学校グラウンドにて町それから消防等の防災機関、また福祉ボランティア、地域住民の皆さんの参加協力のもと、それぞれの防災意識の高揚を目的に開催されました。この訓練は日野町地域防災計画に基づき、災害発生を想定して町内の各地域を巡回して行わ

れているものでありますが、今年の訓練において評価できる点、また問題点として挙げられる点、今後の課題などを教えていただきたく思います。

2つ目ですが、東日本大震災では避難時にペットが飼い主と離れ離れになったり、自宅に置き去りにされたまま死んでしまうケースが多々ありました。また、ペットとともに避難された場合でも、避難所でも放し飼いや夜間の鳴き声によりトラブルが発生するなど、多くの課題が浮き彫りになりました。このような事態を受け、国は2013年、災害時に飼い主とペットが同行避難することを原則とし、またペットの受け入れが可能な避難所の整備を各自治体に求めるガイドラインを策定し、これをもとに各自治体は災害時のペット対策に取り組み始めたところではありますが、残念ながら昨年4月16日に発生した熊本地震では、東日本大震災と同様に、飼い主と離れ離れになったり自宅に置き去りにされたペットが多く発生してしまいました。また、ペットと同行避難したものの、ペットの飼育区域が避難所に設けられていなかったため、受け入れを拒否されるケースもあったようです。

本町では、具体的にペットの飼育区域を想定して準備されている避難所がどれほどあるのでしょうか。また、飼い主さんの啓発も含めてペットの災害対策にどう取り組まれるのかをお尋ねしたいと思います。

3つ目ですが、先にお話ししたとおり、北朝鮮からの弾道ミサイルが我が国上空を通過したりE E Z内に落下する事態が続いております。11月30日の参議院予算委員会では、安倍首相が都市部の自治体に対しミサイルを想定した避難訓練を実施するよう働きかける考えを示されましたが、滋賀県と隣接する福井県には、我が国の原発の4分の1に当たる14基もの原発が集中しており、有事の際には都市部だけではなく、この原発銀座が標的となる可能性も十分にあります。また、我が国の領土が標的でない場合でも、不具合などでミサイルが落下してくることも考えられます。このような場合を想定した避難訓練を当町でも実施する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4つ目ですが、県内も含め自衛隊と災害時や有事の協力協定を締結している自治体が多数あり、そのような自治体では防災訓練や避難訓練などにも自衛隊に参加してもらい、より実際の場面に即した訓練を住民とともにやっているところもございます。災害訓練や有事の避難訓練はできるだけ実際に想定して行うことが、避難者にとっても救援者側にとっても好ましいことは言うまでもありません。当町も自衛隊との災害時協力協定を結び、日ごろから自衛隊も参加した防災訓練や、放射能や生物兵器などを想定した有事避難訓練、また防災講話などを実施する必要があると考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 災害時および有事の町民避難、保護についてご質問をいただきました。

まず、9月3日に開催いたしました日野町総合防災訓練についてでございますが、日野地区住民の皆さんをはじめ、来賓、消防団、関係団体など多くの方々にご参加をいただきました。その上で住民の避難体制の確認や災害対応力の向上、初動体制の確立から関係機関等との連携など、初期の目的を達成できたのではないかと考えております。今後は住民の皆さんのさらなる防災意識の高揚と参加の促進、関係機関等との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時のペット対策についてでございますが、町の地域防災計画では必要に応じて指定避難所にペットのためのスペース確保に努めることとしております。なお、さまざまな災害が想定されることから、あらかじめ具体的なペットの飼育区域までは設けてはおりません。今後、研究してまいりたいと考えております。飼い主への啓発につきましては、滋賀県が作成された災害時ペット同行避難ガイドラインを住民課の窓口で配布しているところでございます。日ごろから気をつけることや災害への備え、災害時の注意点が掲載されています。今後も機会を見て啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、弾道ミサイル落下時の行動についてでございますが、国は屋外にいる場合は近くの建物の中に避難を、屋内にいる場合は窓から離れるなど、まずは自助での対応を呼びかけております。町で弾道ミサイルの落下を想定した避難訓練については、具体的な想定が難しいことから、実施する予定はございません。

自衛隊との災害協力協定でございますが、自衛隊は自衛隊法に基づきさまざまな活動を行っております。災害への対応として、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣が定められているほか、国民の保護措置への対応として国民保護等派遣が定められています。自衛隊の活動は法律に基づいたものでありまして、町の防災計画や国民保護計画で派遣要請について定めていることから、自衛隊との協定を改めてする必要はないと考えております。また、放射能や生物兵器を想定した訓練等については、現状では具体的な想定が難しいことから、実施することは考えておりません。

防災訓練への自衛隊の参加についてでございますが、日赤奉仕団の炊き出し訓練やLPガス協会による浴場設置訓練をはじめ、協力団体の訓練内容と重複することもございます。まずは身近な団体との連携強化に努めることが大切と考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** ペットとの避難についてですけれども、具体的なペットの飼育区域までは設けていないということで、飼い主の啓発については住民課の窓口でガ

イドラインを配布しているところというふうに伺いましたけれども、それをペットを飼っていらっしゃる方がどれぐらいご存じかどうかという、どうかなというふうに疑問に思います。それぐらいだったら、例えば毎年ありますペットの予防接種のときに、もうそのときにはペットを飼っていらっしゃる方が来られるわけですから、そこで配布するとかいう方法もあるのではないかとこのようにありますので、ぜひご一考いただきたいというふうに思います。

熊本地震では、長引く避難生活の中でペットとともに避難された被災者の方は、不安な日々をペットの存在によって癒やされたと語っていらっしゃいますし、医師の方もペットの存在が避難者の心身の健康状態にいい影響を与えていると思われると発言されていらっしゃいます。このような例を見ても、ぜひ当町においてもペットとの同行避難について、より積極的に取り組んでいただけるようお願いをさせていただき、再質問では有事の際の町民避難や町民保護についてということを中心に、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

今、町長の方からいろいろご答弁いただいたわけですが、日野町防災計画、地震災害対策、風水害対策編の第2章、防災体制の確立、第1節、防災活動体制の整備の第3というところに、広域応援体制の整備という部分がありまして、ここに1、県、自衛隊への応援派遣要請、「平常時からの連携を強化し、事前に応援業務内容、方法等について協議し、災害時における応援体制の確立を図る」とあります。自衛隊と平常時からの連携を強化するために、具体的にどのような頻度でどのような取り組みをしていらっしゃるのでしょうか。また、それは直近ではいつでどのような内容であったのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、ここに防衛省・防衛装備庁国民保護計画、それともう一つ、自衛隊統合達第20号というものがございます。この自衛隊統合達第20号、自衛隊の災害派遣に関する訓令第29条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣に関する達を次のように定めると書いてあるのですが、この中に8としまして、都道府県防災会議等の委員とというところに、(1) 方面総監は市町村防災会議の委員の指名要請を受けた場合は適任の隊員を当該防災会議の委員に指名することができるという記載がありますが、当町ではこの防災会議に該当するような組織または会議はございますでしょうか。また、その中に委員やメンバーとして自衛官は含まれておりますでしょうか。

というのも、北朝鮮問題における有事が非常に現実味を帯びてきている昨今、万が一我が国の国土がNBC攻撃、NBC攻撃というのは生物兵器、化学兵器、核兵器といったものを指しますけれども、こういった攻撃などを受けた場合の避難や対策は通常の災害避難とは根本的に異なり、自衛隊や在日米軍などの専門的な組織しか対処の知識を持ち合わせていないと思えるからでございます。それゆえ、このよ

うな事態に対処するための対策や訓練に自衛隊が参加することは至極当然のことと感じます。NBC攻撃などに対する町民避難のマニュアルなどが当町に存在するのもあわせてお尋ねしたいと思います。また、地震などの災害への備えや避難訓練も万が一を想定して行っておりますし、新たに完成したお隣にあります防災センターもそのための備えであると認識しております。であれば、かつてないほど北朝鮮の核やミサイルの脅威が危険度を増してきている昨今、万が一を想定した有事避難訓練や自衛隊の専門職の方による防災講話を行っていただくことは、町民保護の観点からも必然なのではないかと思いますが、町民の命というものをどのようにお考えになっていらっしゃるのかということとあわせて、これについてもお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 後藤議員より有事の際の防災対策訓練等につきまして再質問いただきました。

自衛隊等との平常時の連絡調整でございますが、自衛隊とは自衛隊との事務を総務課でやっている関係上、いろいろな連絡事項はさせていただいておりますが、非常時の対応についての打ち合わせ等につきましていつやったかというのは、ちょっと私の記憶にはないところでございます。以前にやっているのかは分かりませんが、私の記憶にはございません。

そして、また防災会議は日野町防災会議がございますが、その委員の中には自衛隊関係者は現在のところ入っていただいていないところでございます。ただ、先ほど町長も申しましたように、有事の際には自衛隊には出動の応援をいただくことができるというふうになっておりますので、そういうときには応援に来てもらえるというふうなところでございますので、平常時からそのような連絡体制は必要かと思いますが、まずはそういう身近な関係者との連携を密にして、非常時に備えたいなというふうに考えております。

防災講演会等につきましては、どういうことをされているかということも研究をして、今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** お話、伺っていて非常に疑問ばかりですけれども、よく防犯講演会など、私も参加させていただきますけれども、オレオレ詐欺であるとか振り込め詐欺であるとか、あるいは地域防犯といったものの講話などには、必ずといっていいぐらい警察官の方とか警察のOBの方とか公安の方がいらっちゃって、お話をさせていただきますし、先日も小学校などで教員の方を対象とした防犯訓練など行われましたけれども、さすまたなどを持って、これもやはり警察官の方が来て指導してくださったわけですけれども、じゃ、なぜこのような有事の際の災害とか有事の際

の訓練とか、あるいは災害の訓練といったものに、その場になったら来てくれるからということで自衛隊を呼ばれないのか。それだったら警察官も、泥棒が入ったら来てくれるんだから普段は関係ないやと、私にはそのように聞こえるんでございますけれども、私の言っていること、おかしいでしょうか。どうしても今、おっしゃられたことが私には納得できないわけでございます。

また、日野町がつくっております日野町地域防災計画の中で、日野町自らが自衛隊に対して平常時からの連携を強化しと書いてあるわけです。でも、いつ前に協議を行ったのか分からない。これ、書いてあることに全く矛盾しているように私は感じるわけですが、この辺、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、この辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

また、先ほど町長さんをご答弁の中で、生物兵器や放射能を想定した訓練を想定することが難しいから、訓練に対して実施の予定はしていないというふうに、ちょっと言い回しが違ったかもしれませんが、おっしゃいましたけれども、ではお尋ねしますけれども、今仮に北朝鮮がミサイルを発射実験と称して西太平洋に向けて弾道ミサイルを撃ったといたします。ところが、少し前もありましたけど、ミサイルが飛び上がってしばらく飛んだ後、北朝鮮の領土か領海に不具合で落ちた件がございました。このようなことがもしあって、弾道ミサイルですから、誘導ミサイルじゃありませんので、一旦上がったものが不具合が起こって日野町の上に落ちてこないとも限らないわけです。こちらに向かって落ちてきていたら、自衛隊さんがよくいうペトリオットですか、とかSM-3などを撃って迎撃されるかもしれませんが、これで撃ち漏らしてしまった、そしてついに日野町に落ちてしまった、こんなことがもし、あってはいけませんけどあったと想定しますと、このときに私たち町民はどこにどのように避難すればよいのか、教えてほしいと思います。

また、福井県原発がミサイル攻撃を受けて、通常原発事故とは比較にならない量の放射性物質が日野町の方に流れてきたら、町民はどのように対処したらよいのでしょうか。また、その対処法はさまざまな職場で働いている人たちや学校にいる子どもたち、家にいる主婦や高齢者に周知してあるのでしょうか。その辺もお尋ねしたいと思います。

先日から日本海側のまちに北朝鮮の木造船が次々に漂着しております。ニュースでもご覧になっていらっしゃると思います。今まで1年間で最も多く木造船が漂着してきたのが2013年度だったそうで、この年は1年間で80隻流れ着いたそうですけれども、昨日の段階で既に79隻漂着しております。中には北海道の松前町の小島というところですか、こちらに漂着した木造船に乗っていた北朝鮮の方々も窃盗などを働かれました、もうご存じだと思いますけれども、海上保安庁の灯台の太陽光パネルといったものを盗まれて、これが被害が500万円ほどですか。それと、漁協の方か

らもいろいろなものを、電化製品を盗まれて、これが被害790万円、こんなような被害も出てきております。また、その乗組員の中には作業員が含まれている可能性すらも指摘されております。福井県の海岸から滋賀県までは、自動車を奪ったら、その気になれば1時間もあれば来ることができます。このようなことも想定した対処マニュアルを自衛隊などとともに作成して、日ごろから訓練すべきと考えますけれども、そうは思われませんか。

以上、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（西河 均君）** 弾道ミサイル等の発射に関しましては、なかなか想定、仮定の話につきましてはなかなか、お答えにくいところがあるんですが、もしミサイルが発射されてということであれば、北朝鮮に限って言えば、非常に短い時間に飛んできて、なすすべがないというようなことになってこようかなと思います。それに対する日ごろの備えというのがどこまでできるのかというようなところもございます。まず、ミサイルを北朝鮮が撃てない、撃たせないというような、外交問題でまず、国の責任において手を打っていただくということが第一ではないかなというふうにも考えるわけでございますが、そこに一番期待というのか、私どもは考えているところでございます。もし有事の際にどうなのかというのは、なかなか、現実問題として非常に厳しいことがあるのかなというふうに、考えるところでございます。

また、原発銀座ということで福井県の方にもし原発の事故があったというところの想定につきましても、私どもの命も、それなりの距離にありますのでそれ相当の対応はしなければならないというふうには考えておりますが、その点につきましては地域防災計画の中で今後も検討させていただいて、どのような手段で町民の方に伝えるのかというのは、今後も続けて研究の方をさせていただきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、北朝鮮の問題に限って言えば、非常に距離が近いので、時間的猶予がないというお話がありましたが、実際、北朝鮮が弾道ミサイルを発射してから着弾まで、このあたりだったら5分ぐらいと言われております。ですけれども、地震、揺れ始めてからこの急傾斜地が多い日野町で、地震によって起きた土砂災害で家が飲まれるまでにどれぐらいあるでしょう。だから避難訓練しないんでしょうか。していると私は思いますけど、しておりますし、現実には。じゃあ、どこが違うんでしょう。仮定や想定だから、地震だって仮定や想定です。ですけど、やっぱり万が一を考えて避難訓練しているわけですね。じゃ、何が違うのかと私は思うわけです。防犯だったら警察を呼ぶけれども、こういった有事の際の対処には自衛

隊は呼ばないというより、私には排除しているように見えるわけですが、これはどう考えても町民保護の観点から見ても、無責任な対応であるように私は思います。この問題については、まだまだお尋ねしたいことが私、ございますけれども、もう残念ながらこれ以上質問することを許されません。

私は、この世で一番大事なのは人の命だと思っております。目指すところが幸福という山の頂であることはみんな同じであると思えます。特に町長さんにお聞き入れいただきたいと思っておりますけれども、理想やイデオロギーも大切です、確かに。しかし、額に汗して今日も一生懸命働いている人たち、その人たちを支え家庭を守っている人たち、そして幼い子どもも、こういった子どもたちの笑顔、これはこの町の未来そのものだと思っております。そんな皆さんの命を守っていくことは、町長さんはじめこの場に居合わせた私たちを含めて全員の使命です。そのために、万が一を考え、できる限りの方法で対策を立てていくことは何物にもかえがたい尊いことであると思えます。理想やイデオロギーといったものも不必要だとは言いませんけれども、ぜひ災害だけでなく現実に即した有事対策を実践していただくようお願いを申し上げます、私からの質問を閉じさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、本日最後になりましたけれども、通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。

はじめに、「我が事・丸ごと」地域共生社会についておよび今回の介護保険法の一部の改正についてでございます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律案が閣議決定され、4月12日に衆議院、5月26日に参議院で可決成立をいたしました。今回の改正では、介護保険法の一部改正と見られていたけれども、健康保険法や児童福祉法、医療法、社会福祉法、生活保護法、子ども・子育て支援法など、31の法の改正で多くにわたっているところでもございます。この31本の法律を一括した地域包括ケア強化法案は、突然でもあると言われ、この中でも我が事・丸ごとが表現されております。

そこで、この我が事・丸ごととは、聞こえのよいフレーズではありますが、一体その意味合いは、どのように捉えていいのか、また地域共生社会とはいかなるものであるのか、お伺いをしたいと思います。

また、今回の改正におきましては、地域住民が抱える課題について、福祉分野だけでなく保険・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどの相談窓口を設置せよとなっておりますけれども、どのような体制をとられるのかお伺いをいたします。

また、共生型サービスの創設でありますけれども、高齢者と障がい者への支援を

一事業所で提供するということでもあります。障がい者が64歳になるまでは、障がい者総合支援によりサービスを利用されておりますけれども、65歳を境に介護保険へのサービスに移行が求められ、サービス量においても介護保険適用で激減し、自己負担も増えると聞いておりますけれども、どのようになっていくのかお尋ねをいたします。

介護療養病床等は2011年介護保険法の改正で2017年度で廃止するとなっておりますけれども、どのようになっていくのかお伺いをいたします。

介護サービス利用者の3割負担の導入と介護納付金への総報酬割制の導入について、3割負担の導入について影響はどうか、また介護納付金について総報酬制導入により、2号被保険者は全て負担増となるのかお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 「我が事・丸ごと」地域共生社会についてご質問をいただきました。

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部においては、地域共生社会を制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものと言われているわけでございます。また、我が事の地域づくりについては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりのこととし、丸ごとの地域づくりについては、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築のこととしております。なかなか難しい概念ではないかと私としては思っております。

そうした中で、相談窓口についてでございますが、現在も福祉分野に加え他の分野にまたがった支援が必要なケースにつきましては、それぞれの関係課が相互に連携を図り対応をしております。小規模な自治体としての特性を生かしながら、引き続きこの窓口に来られてもご相談いただき対応できるよう、関係課が連携してまいります。

次に、共生型サービスについてでございますが、65歳になられたことにより、介護保険サービスしか受けられなくなるというものではございません。障がい者の福祉サービスは、本人の自分らしい生活の向上を目的としていることが多く、介護保険サービスによる対応が困難なこともございます。基本的には障がい福祉サービスと介護保険サービスの両方に同様のサービスがあれば、介護保険を優先することとなりますが、障害特性などにより環境の変化に弱い方などへの配慮も必要となります。こうしたことから、どのサービスを適用するかについては今後も個別に対応していくこととなります。

次に、介護療養病床につきましては、本年度末での廃止が決定されていましたが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、廃止期限を平成36年3月31日まで延長されました。平成30年度以降は6年間の経過措置期間において、新たに創設される介護医療院に転換される予定でございます。

次に、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しにつきましては、現在、2割負担となっている利用者のうち、年金収入等が340万円以上である方が対象となり、平成30年8月から施行されます。その影響については、国では介護サービスの全受給者の約3パーセントが対象となるとされております。

次に、介護納付金につきましては、各医療保険者に属する第2号被保険者数に応じた負担でしたが、平成29年8月から被用者保険間で報酬額に応じた総報酬制が導入され、平成31年度までは段階的に移行され、平成32年度からは全面的に導入されます。総報酬制度導入による影響でございますが、報酬額に応じた負担となることから、負担増となる人も負担減となる人もあるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、再質問でありますけれども、本当にこの我が事・丸ごとといいますか、人のことでも我が事として捉える、これは本当に何か、道徳と申しますか、そういうふうなことでありますけれども、やはり私の考えますのに、日常生活の中で一時的にけがをされたとかいうことでしたら、近所の人が隣組やさかいに走ってはいきますけれども、やはりなかなか、介護とかいうことになっていきますと、常にそういうようなことができるのか、これはとてもとても素人では無理ではないのかなというふうに思っております。昔からやはり、こういうふうに変えられるのは国の実現本部か何か知りませんが、そういうことがされているんですけれども、昔みたいに隣保組とか隣組とか、また町内会とかそこらにまでなかなかみんなが一致してそういうことに当たれるのかな、どうかなという思いでございますけれども、町としては隣組、町内会では、私は無理と考えるんですけれども、どういうふうに町は思っておられるのか、ひとつお聞きしたいなと思っております。

それから、もう一つの地域住民が抱える課題について、分野を超えて総合的な相談の窓口の設置についてでありますけれども、今のところはモデル地区を設けて設置せえとなっているんですけれども、回答ではあらゆる課で対応していくという、今までのとおりでございますけれども、将来はそういう窓口を、スーパーマンがいるといいんですけれども、どのように考えておられるのか、設置せよとなっておりますので、どういう考えを持っておられるのかお聞きしたいなと思っております。

それから、介護保険事業所にもし障がい者等が入られた場合、障がい者施設では住民税非課税であれば負担金は要らないと思うんですけれども、介護保険事業所へ入られたら、負担金は相当上がっていくのか、そこら辺もお聞きしたいなと思いま

す。

それから、総報酬制度でありますけれども、聞くところによりますと健保組合や共済は相当上がるとされており、協会健保は下がるとされておりますけれども、徴収されたやつは支援金ではなしに国庫に返されるのか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** ただいま東議員さんの方から、「我が事・丸ごと」地域共生社会について、何点かご質問をいただきました。

現在、高齢者の施策として高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるよう、特に団塊の世代の方が75歳以上になられる2025年に向けて、地域包括ケアシステムというものを構築するというのを目指して取り組みを進めております。医療、介護、介護予防であったり、また生活支援、それとまた地域の方などが連携をして取り組みを進めているところでございます。

地域共生社会については、これらの地域包括ケアシステム、高齢者が中心であると。障がい者や子どもなどの生活の上で困難を抱えておられる方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合いと公的支援が連動して、地域を支える包括的な支援体制を構築するものであるというふうに考えております。

ご質問で、隣組、また町内会で全部が支えるのは難しいということでございますが、そういうふうなことは求めてはおられないのではないかなと私はちょっと思っています。現在、地域包括ケアシステムの構築の中においては、住民の方が主体となっていていろいろな取り組みをしていただいています。例えば、おたっしや教室を開いていただいたり、地域で高齢者の交流サロン、また字福社会でもサロンであったりカフェ、また認知症の対策の1つとして脳いきいきゲームなどを開催していただいております。このように、地域で取り組みを進めていただいて、住民の方を支えていただくということが1つあると思いますし、また医療や介護などの専門職が必要な場合には公的な支援について対応を利用していただくというふうな形の中で、それぞれがうまいこと連携をしてやっていけばということではないかというふうに考えているところでございます。

次に、窓口の相談の設置についてご質問いただきました。国の地域共生社会本部の地域共生社会実現に向けてにおいては、全ての住民を対象に包括的に相談できるような体制を構築することということが書いてありますが、法的には一応努力義務と、包括的な支援体制について地域生活課題の改善に資する支援が包括的に提供される体制を構築するよう努めるものというふうに定められております。そのことから、町長の方から答弁をいただきましたが、小規模な自治体の特性を生かして、どこの窓口に来られましても相談をさせていただいて、関係課が連携をとって対応に

当たっていきたいというふうに考えております。

次に、介護保険サービスの利用負担についてご質問いただきました。介護保険サービスの利用負担につきましては、現在の制度では所得に応じて1割または2割の負担をいただいております。ご質問の住民非課税の方についても同様に利用負担をいただいているということでございます。なお、生活保護受給者の方については生活保護費の方からその費用は出ているということでございますので、よろしく願いいたします。

3つ目に、介護納付金についてご質問いただきました。介護納付金につきましては、健保組合の介護納付金につきましては、現在は加入者割という、基準額が決まってあって、その加入者の人数を掛けて支払いをしていただいているということでございます。他の被用者保険との負担に比べると負担が大きいということで、現在は国庫補助がされているところでございます。今度、総報酬制になるわけですが、この件につきましては32年から全面的に導入されると。その間については段階的に移行していくという考えがございます。この国庫補助につきましても、それに合致するような形で段階的に減額されて、最終的には廃止されるというふうな形になるということが決められているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 総合的な相談窓口も、包括的な体制へ持って行って、そこでやるということで、これは努力義務ということでございます。

もう一つは、介護保険事業所に身障者が入られた場合、生活保護の方は、非課税の方は要らないということでありますけれども、身障者がもしそこへ入られた場合は、そこをお聞きしていたと思うんですけれども、そこら辺はどうか、もう一度お聞きしたいなと思います。それをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** 再々質問で、身障者の方が介護保険の事業所のサービスを利用された場合、ちょっと先ほども申し上げましたが、現在は身障者であるかないかというのは介護保険の制度の中ではなくて、それぞれの所得に応じて非課税世帯であっても、基本的には1割のご負担をいただいているということですので、今、障がい者の施設に入っておられる方は、特に低所得者の方には負担がないということでございますが、介護保険になると負担は発生してくるということでご理解いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** この法律が成立するときに、非常に国会も、去年は党首討論も全然なかったということで、余り議論がされないままこういうのがどんどん成立していったように聞くわけでありますけれども、やはり私は、地域共生社会といい

ますのは地域住民が住民や地域のいろいろな状況に対して我が事として参加しなさいよということでありまして、また人と人、またいろいろな世代やいろいろな分野を超えて丸ごとにつながりながら、住民一人ひとりの暮らしに生きがいを持てるよう地域をつくっていくのは住民ですよとまで言いたいのかなというふうに思うんですけども、こういうことは介護はじめ社会保障全体の責任を国や、ここは地方自治がやってもらっているんですけど、国の責任とか社会保障に対して曖昧にしているのではないのかなというふうに私は思えてならないのであります。地域の人々の生活問題解決の責任を丸ごと丸投げしているのではないのかなという思いでございます。やはり個人の自由とか多様性が保障されるのは公的な社会保障制度にのっとった体制のもと、国、自治体が責任を持つことでなければならないものではないのかなというふうに思っております。町村会とかいろいろ、市長会とかあると思えますけれども、このようなことについて上位に社会保障をしっかりとすること、また伝えていただきたいなと思っております。

それでは、次の介護保険料についてでありますけれども、この介護保険問題についてでありますけれども、際限なく上がり続ける介護保険料でありますけれども、今後も上がり続けると高齢者の負担も限界を超えるような思いであります。全国の介護保険料の集計がされております。それによりますと、第1期の2000年では2,911円、第2期では3,293円、第3期では4,090円、第4期では4,160円、第5期では4,972円、第6期は5,514円で、前第5期を基準といたしますと10.9パーセントの増、また2020年の平成32年の見込みでは、第5期を基準といたしますと36.2パーセントの増、6,771円と見込まれ、平成37年度見込みは第5期を基準といたしますと64.2パーセント増の8,165円になるとされております。当町の見込みはどうかお伺いをいたします。また、一般財源からの法定外公費の投入はどのように思われるのか、お伺いしたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** ここで、本日の会議時間を議事の都合上、あらかじめ延長いたします。町長。

**町長（藤澤直広君）** 第7期の介護保険料の見込みについてでございますが、現在策定中の日野町高齢者福祉計画介護保険事業計画第7期において、期間中の介護給付等対象サービスの見込み料等を推計し、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができる保険料額を算定することとしております。介護保険料につきましては、引き続き保険給付費の増加が見込まれること、また平成30年度より第1号被保険者の負担割合がこれまでの22パーセントから23パーセントに引き上げられることなどから、第6期に比べて一定の増額改定をしなければならないところでございます。

具体的な金額につきましては、保険給付費の実績や国による介護報酬の改定等の影響を踏まえながら算定し、今後決定していくことといたしております。

次に、一般会計からの法定外繰り入れについてでございますが、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政運営と財政規律の保持の観点から、現行の法定負担割合を超える繰り入れを行うことは余り適当ではないというふうに国はしておりまして、町としても決められた負担分以外の一般会計からの繰り入れは行ってこなかったところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** これは決まっていることであるんですけども、やはり1号被保険者の数が今は22パーセントから23パーセントに引き上げるということでございます。ずっとこのように1号被保険者の人数が多くなっていくと、パーセントは増えて今の2号被保険者、今後どうなるか分かりませんが、それが下がっていくということで、これはどんどん上がっていくのかということも、ひとつまた、見込みを教えてくださいなと思っております。

それと、国保ではよく法定外の繰り入れのことが問題になるんですけども、それと同じように考えればいいのかと思うんですけども、今、考えていないということでもありますけれども、介護保険の法令上、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁ずる規定とか制裁措置などはあるのかなど。あるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思ってます。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（夏原英男君）** ただいま東議員さんの方から介護保険料のことで2点ご質問をいただきました。

まず、1つ目に第1号被保険者の負担割合が今度22から23パーセントに上がると。これは高齢者の人数が上がるということか、また毎回上がっていくのかというご質問でございます。今、お話しいただいたとおり、高齢者の人数が増えるという中で、40歳から64歳までの人口等の伸びも見込めないという中で、今回、1パーセント上がって23パーセントになるということになります。

それと、これからまた上がっていくのかということなんですが、ちょっと過去の細かい資料が今手元にはないんですけど、前回、5期で21やったのが22になって、今度7期で23と。平成12年に介護保険制度ができてから3年ごとに事業計画等の改正、それと同時期に負担割合についても改正なりがされてきたと思っているんですけど、将来的なことはちょっと分かりませんが、現状では3年ごとに改正されてきているように認識しているところでございます。

次に、法定外繰り入れに関してのご質問をいただきました。介護保険法なりにおいて、それを禁ずる規定はあるのかということでございますが、法定分以上の繰り入れを禁ずる法令上の規定はないということでございます。国の方では一般会計からの繰り入れが常態化すると、財政の圧迫になると。特に他の福祉施策等に

も支障を来す可能性があるので、それを認識してほしいということが厚生労働省の老健局の方から、以前でございましたがコメントとして出ております。そのようなわけですので、それを常態化すると町の財政的な部分が、本来の介護保険の趣旨は負担割合等が決まっております、その分に応じて負担をしていただいております。そこを法定外に入れてくると財政の圧迫等にもつながりますので、その辺のことは十分に配慮して対応せよということでございますので、基本的には今まではやっていないということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 介護保険への法定外の繰り入れはやらないということでありませうけれども、地方によっては十何カ所か知りませんが、相当入れているところがあるそうです。会計検査院も入られたそうでございますけれども、一向に何も言われなかったということで聞いておりますので、またもし余り高くなるようでしたら、よろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、次の医療保険制度の方に移りたいと思います。

医療保険制度の改定で自己負担増が強いられております。高額療養制度見直しは今どのようになっているのか、また今後どのようになっていくのかお尋ねいたします。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減特例措置が廃止されたと聞きますけれども、どのようになるのか、また該当者への影響はどうかをお尋ねいたします。

それと、子どもの医療費助成に関して、国保財政に対して一定の罰則制度があるというところでありませうけれども、どのようなことなのか、今後はどうなるのか、お聞きしたいと思います。

また、負担増から見てみるとやはりかかりつけ医以外の受診の際、追加の負担はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 医療保険制度についてのご質問でございますが、1点目の高額療養費制度については、70歳以上の高齢者の方の自己負担限度額が平成29年8月と平成30年8月の2段階で見直されることとございます。29年8月からは現行の枠組みを維持したまま限度額の引き上げを行い、あわせて一般所得者については外来の年間限度額の上限を新たに設けられました。平成30年8月からの改正では、現役並み所得者については所得区分を細分化した上で限度額の引き上げを行い、一般所得者についても外来の限度額が引き上げられます。また、高額医療・高額介護合算制度についても平成30年8月から見直しが予定されております。

次に、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについてでございますが、低所得者世帯の軽減制度については、所得割5割軽減が平成29年度には2割軽減に、平成30

年度には廃止されることとなります。また、元被扶養者という職場の健康保険の被扶養者であった方への軽減措置については、均等額の9割軽減が平成29年度に7割軽減に、平成30年度には5割軽減に、平成31年度には廃止されることとなります。

次に、該当者への影響でございますが、全国平均保険料率での算定になりますが、これまで所得割5割軽減であった者が2割軽減になることで、月額1,300円程度の負担増となります。さらに、軽減が廃止されることで月額900円程度の負担増となる見込みでございます。元被扶養者の均等割の段階的廃止に伴う影響としましては、9割軽減から7割軽減となることで、また5割軽減になることで、それぞれ月額750円程度の負担増となる見込みでございます。

次に、国保の国庫負担金の減額調整については、町村会や国保連合会を通じて要望してきた経過がございますが、国では自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととされました。この見直しにより生じた財源については、各自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の充実に充てるよう通知が来ておるところでございます。

次に、かかりつけ医以外の受診の際に負担する費用の件でございますが、平成27年5月に成立しました医療保険制度改革法によりまして、大病院には地域の診療所等との連携を進める等の責務が規定され、そのための1つの方法として、紹介状なしで受診する方に対し、初診時に選定療養として特別の料金を徴収することになりました。金額は医科が5,000円以上、歯科は3,000円以上で病院が決めた額となります。今回の改正で定義されました大病院とは、特定機能病院と一般病棟の数が500床以上の地域医療支援病院とされており、県内では滋賀医大附属病院と大津赤十字病院、草津総合病院、滋賀県立成人病センターが該当することとなります。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 医療費がどんどん、やはり上がってきますけれども、後期高齢者の保険料軽減特例措置が9割から7割、いよいよ廃止されるところまで来ております。当町への影響はどうなのかということと、一月1,300円、900円、750円の負担増になるということは非常に大きいのではないのかなという思いでございます。日野町ではどれだけあって、人数的にはどれだけで、どれだけぐらい上がっていくのか、もしわかれば教えていただきたいなと思いますし、また子どもの医療費助成に関して、罰則制度があるということでありましたけれども、今回、就学前までは来年の4月1日から廃止されるということでございますけれども、当町はありがたいことに中学生までが制度化になっております。そうした小学校、中学生の部分については今までどおりであり、その影響はいくらぐらいになるのか、もし分かれば教えていただきたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** ただいま東議員さんから2点質問いただきました。

まず、1点目の後期高齢者医療保険制度における保険料の軽減特例措置の見直しについてご質問をいただきました。法令的にはいわゆる所得の低い世帯には、均等割を7割、5割、2割を軽減すると。元被扶養者については制度加入後2年間に関して均等割を5割軽減するというのが法令上位置づけておりますけれども、制度の円滑な導入と運営という趣旨から、国の予算措置によって特例的に軽減措置がなされてまいりました。その一部を今回、見直されるものでございます。

数値的なところで申し上げますと、29年度の保険料の本算定実施日である29年6月17日現在の数値で申しますと、被保険者数は全体で3,313人で、うち635人が元被扶養者と言われる方になっております。

今回の見直しによりまして影響を受ける人数、対象となる人数ですけれども、まず低所得者世帯への軽減措置の見直しの部分でいきますと、所得割が5割軽減から2割軽減となる人数は403人ということになります。次に、元被扶養者への軽減制度が9割軽減から7割軽減になる見直しでは、今まで元被扶養者として9割軽減を受けていた方が一般の低所得者として9割軽減に移られると、9割軽減は低所得者は残っておりますので、そちらに移られる方が89人おられますので、その89人は影響ありません。また、9割軽減が8.5割軽減となる方が129人。さらに9割軽減の方が7割軽減となる方が417人でございます。それらの数値等を合計すると949人が、本算定時の人数でいきますと影響を受ける方となります。

大体、金額的には後期高齢者医療の広域連合の方ではじき出している数字からいくと、大体1人あたり年間7,600円、平均で7,600円増えるのかなというように思っております。

次に、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整の見直しについてでございます。町長が説明しましたように、対象となっておりますのは未就学児のみとなっております。小・中学生は入っておりません。今回の対象額については、76万6,000円という形で波及医療費として計算されていまして、そのうちの財源としては2分の1が県費ですので、一般財源ベースでいうと38万3,000円ということになります。ただ、先ほども言いましたように小・中学生が入っておりませんので、町単事業でその波及医療費を計算すると、28年度ベースでいうと205万6,000円がまだ国保の減額対象となるということになります。まだ、子どもの医療費で説明させていただきましたけれども、福祉医療というのは障がい者の方、母子・父子家庭の方なども制度としてございますので、その分についても国の減額措置の対象となっております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** なかなか高齢者の削減は大きいのかなという思い、1人あたり平均が7,600円ということでございます。これについては、何かこういうような町だけでどうするということは考えておられないのか、そこら辺をお聞きしたいなと思いますけれども。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** 後期高齢者医療の部分での再質問ですけれども、そういう部分が国の中において是正されました。ただ、町としましても広域連合とともに町村会等を通じまして、低所得者等の生活に影響を与えるような保険料とならないよう、現行の保険料軽減特例における均等割額の軽減を維持するよう、国に働きかけることという形での要望活動はやってまいりたいと、このことも今年度要望しておりますし、引き続きしていきたいなというように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 引き続き要望等は、その場その場で本当にやっていただきたいなと思っております。

それでは、次の種子法廃止の方へ移りたいと思います。

これも、前々回の議会にさせてもらったんですけれども、種子法の廃止について、2016年11月、農業競争力強化プログラムに基づく農業競争力強化支援法などの関連8法案が2017年4月に成立し、その1つに主要農産物種子法が廃止されました。不意打ちとまで言われ、ほとんど議論がされなかったと言われております。種子法は昭和27年に制定され、都道府県が普及すべき優良品種の指定をし、原種と原原種の生産、指定した圃場で検査等も義務づけ、我が国の基本的作物であります主要農産物、稲、大豆、ハダカ麦、小麦などの種子の国内自給の確保、食料安全に貢献されてきました。このままだと何年後か、十何年後には必ず地域農業や食卓に大きな影響を与えるであろうとされております。伝統野菜をつくった種子屋に学ぼうとか、また種子が消えればあなたも消えるなども訴える方もありますし、この本も出ております。また、育種は総合芸術のようなものであり、交配の設計どおりにはまずいけないということもございます。染色体がどう組み合わせられるのか、神のみぞ知るとまで言い切っている方もございます。何とかこの先人の種子を守り、保存し、国産種子が外国企業に駆逐されないように、種子法を復活させるか新しいシステムを再興しなければと思っております。

そこで、新しい種子法なり種苗法など、どのように考えればいいのか、現在の県の状況や町としての認識はどうか、お伺いをいたします。

また、日野菜の原種で頑張ってもらっておりますことにつきましても、特許のようなものがとれないものか、お伺いするところでもございます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 種子法の廃止にかかわってご質問をいただきました。

主要農産物種子法は今年4月に国会において廃止法案が可決され、施行日である来年4月1日で廃止されます。これまで種子法により都道府県が種子生産の指導的な役割を果たしてきており、滋賀県でもみずかがみといった品種開発やその種子の安定的な生産が行われております。種子法の廃止は民間事業者の参入が促進され、品種の多様化により農業者の選択肢が広がるとされていますが、一方では都道府県による地域に応じた品種開発や種子生産の継続が不安視され、さらには外資参入により研究成果などの流出も危惧されております。

滋賀県におきましては、種子法廃止後も農業者に対し近江米や麦、大豆が安心して生産できるように、良質安価な種子を安定的に供給できるよう農業団体と連携し、これまでどおりの体制を継続させていく意向とのことでございます。町としましては、農業者が引き続き安心して生産できるよう、県や農業団体との取り組みに連携してまいりたいと考えております。なお、日野菜の原種の特許については、原種のみ登録ではなく、JAにおいて原種子で栽培された日野菜として地理的表示認証制度への登録の検討が進められておりますので、その取り組みを支援しておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** やはりこの種子法は非常に問題があるのではないかなと私は思っております。前にも言いましたけれども、今、小麦はほとんどが日本は輸入しております。その原種もアメリカが敗戦時に持ち出したということで、それが原種で世界で使われているということも言われております。こうしたことが、ほとんど議論がないままされたということに、非常に危険ではないのかなという思いで、今度、本来ならこの種子法廃止の請願が出る予定だったんですけれども、少し手続がおくれたようでございます。

そうしたことで、県は今までどおりということではありますけれども、何か県でもそうした文書立てとかいうようなことで、県のそれはぜひ守っていくんやというような方向性はどうか、そこら辺をお伺いしたいし、またわざわざ今、わざわざといいますか、新しくみずかがみとかいろいろなことが県で生まれたわけでございますけれども、今まで奨励品種として何点かあると思うんですけれども、その奨励品種は確実に守ってもらえるのか、そこら辺を確かめていただいたかどうか分かりませんが、そこらについてもう一度お聞きしたいなと思いますし、また日野菜の原種の問題でありますけれども、この地理的表示認証制度、よくGIとか言われていると思うんですけれども、これはどのような宣伝がないとあかんのか、今までからされてきたと思うんですけれども、そこら辺のこともお聞きしたいなと思いますし、ぜひともこれは、一般につくられておりますので難しい部分もあ

と思うんですけれども、今、どういう状況にあるのか、また今後、決まって取り組んでいかれるのか、そこら辺も含めてお聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より何点か再質問いただきました。

種子法の廃止が決まった、法案が通ったわけでございますけれども、県に事前にこちらを確認をさせていただいたところでございますけれども、県も今のところ何も、廃止をされたということで今までやってこられた業務が、法律に基づいてやってこられた業務的なことが全くなくなってしまったということで、どうするんだという話はされておられます。その中で1点、国の方からこれに関しまして、継続して県が同じような取り組みをするにあたって何か、国の方で種子法にかわるものは何か示されるのかというような問い合わせもされておる中でございまして、そこでは国の返答でございますけれども、種子法に基づいてこれまで国が何度か県に対して通達を出されております。例えば種場のこういった栽培の仕方とか、いろいろな細かな通達を出されているんですが、それを県なりに同じように解釈して適用して継続していつてもらったらいいというような返事だけであったということで、特別に国から文書が出されるわけでもございませんで、県はそういった過去の国から出された通達をもとに継続してやっていくというような方向は示されておるところでございます。

予算的にも心配というように、言われておりますけれども、その辺は今までは一般財源で手当されていまして、交付税で返ってくるというような制度化でございました。それについては農水省が今、財政課の方に要求しているというような内容でございました。

奨励品種でございます。奨励品種、ちょっと私もなかなか分かりにくいところで、それが本当に担保されてくるのかというのが今、問題になっています。これまで農産物の種子法が奨励品種を指定するという、指定をするための試験を県に義務づけていたというのが種子法、そういう後ろ盾があったと。それがなくなりましたので、奨励品種というのは県がやればいい、これが奨励品種だというふうに言えばいいんだと思いますけれども、それが本当に奨励品種だと言って、担保的なものがなくなったというようなことで、それがどうなるかという、ちょっと分からないんですけれども、法律でそういった義務づけられていたことが、今度は県がつくった奨励品種だというふうに言われることということになるかと思えます。

それから、日野菜の件でございます。日野菜の原種に基づいた生産、日野菜につきましては、今、地理的表示認証制度ということで、登録の申請の準備をしております。今、20年以上の栽培の歴史があつて地域との結びつきがある品目、特性があつて、そういった名称を認証しましょうというのが国の考えでございます。現在、

47品目ほど登録がされております。それを認証を受けて何とか日野菜という、日野町の原種を使った日野菜という特性をアピールしていこうというふうに関、動いておりますけれども、認証待ちが、100以上待っておられるというような状況でございます、なかなか厳しくなってきたというような状況でございます。特に、日野町でつくった原種の日野菜の特性と、例えば三重や草津でつくられた日野菜の特徴の、食べた違いが何があるのかを実証しないといけないというような申請でございまして、いろいろな料理の研究家の方、またはシェフの方にアンケートをとらせていただいたり、今そういった地道な積み上げをしているところでございます。予定では来年3月には国の方へ申請を出すと、とりあえず出すというような手続で今、進んでいるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** ぜひとも種子法を、書いていますように回復するか、何らかの形で県もそういうものを残していただきたいということを、いろいろなそういう場でまた述べていただきたいなと思っておりますし、やはり種子法廃止の中での話し合いでは、県がそうやって積み立ててきたノウハウを、民間企業が来られた場合はそれを丸出しせえというような文書も載っておりますので、それはいかがなものかなど。ぜひともこれを守っていただきたいなという思いでいっぱいでございますし、また日野菜についてもやはり、そういうことになれば生産者も意欲が出てきますので、ぜひとも承認いただけるように努力していただきたいなと思っております。今日は本当に遅うまでありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上で5名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は明14日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、それでは、その他の諸君の一般質問は明14日行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 散会 17時21分 —